男女平等参画社会実現のための 第四次板橋区行動計画

いたばしアクティブプラン

平成24年度実施状況報告書

平成25年9月

板 橋 区

はじめに

板橋区では、平成15(2003)年に、男女平等参画社会実現に向け板橋区男女平等 参画基本条例(以下「条例」という。)を制定しました。この条例では、5つの基本理 念を定め、区、区民、事業者・民間団体それぞれの責務を明らかにするとともに男女平 等参画社会実現のための行動計画の策定を義務付けています。

区では、この条例に基づき、男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 [計画期間:平成23年度~27年度)](以下「第四次行動計画」という。)を策定 し、男女平等参画に関する施策を総合的・計画的に推進しています。

本書は、条例第8条に基づく実施状況報告書として作成したもので、次の内容で構成されています。

- 1 平成24年度第四次行動計画実施状況報告書 (板橋区男女平等参画推進本部での評価結果)
- 2 板橋区男女平等参画審議会答申
 - ・第四次行動計画いたばしアクティブプランの平成24年度実施結果に関する評価 について

(板橋区男女平等参画審議会での評価結果)

<u>目 次</u>

1. 実施状況報告書	
1-1 計画の概要	1
1-2 計画の体系	2
1-3 評価の目的・対象	4
1-4 評価の種類・方法・流れ	4
1-5 評価結果集計	8
1-6 平成24年度実施状況評価	1 0
1-7 板橋区における男女平等参画の推進	44
1-8 めざす姿ごとの成果指標一覧	47
1-9 板橋区特定事業主行動計画の着実な推進	50
2. 板橋区男女平等参画審議会答申	
2-1 板橋区男女平等参画審議会答申	53
3. 参考資料	
資料1 委員会・審議会等における女性の参画状況	109
資料2 東京都板橋区男女平等参画基本条例等	111

1. 実施状況報告書

1-1 計画の概要

(1)計画の目的

平成15(2003)年に制定した「板橋区男女平等参画基本条例」に基づき、男女平等参画社会の実現に向けて総合的かつ計画的に施策を推進するために策定したものです。

(2)計画の性格

男女共同参画社会基本法に定める「市町村男女共同参画計画」に該当するものであると同時に、板橋区男女平等参画基本条例に規定する行動計画であり、「男女平等参画社会実現のための第三次板橋区行動計画いたばしアクティブプラン」を継承、発展させるものです。

また、めざす姿4の課題13~18及び施策の方向19~25を「板橋区配偶者暴力防止基本計画」として位置付けました。

(3)計画の期間

平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までの5か年です。

(4)計画の理念(板橋区男女平等参画基本条例第3条)

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現をめざして、板橋区男女平等参画基本条例に規定する5つの基本理念に基づき、男女平等参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

- ①人権の尊重
- ②個性や能力の発揮
- ③活動方針を決定する過程への参画
- ④多様な生き方の選択
- ⑤家庭生活と社会活動の両立

(5)計画の実施における重要な視点

行動計画の事業・施策を実施するにあたっては、第三次板橋区行動計画策定後の経済社会の変化や、国・東京都などの動き、区民・事業者等の意識、第三次板橋区行動計画の進捗状況などを踏まえ、以下を重要な視点と位置付けました。

- (1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- ②配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の充実
- ③生活困難を抱える人々への対応

(6) めざす姿(目標)

第四次行動計画では、板橋区がめざす男女平等参画社会の姿を、次の4つの"めざす姿"として表現し、目標としました。

- ①「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
- ②生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
- ③男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
- ④男女の平等と人権が尊重される社会

1-2 計画の体系

1-2 計画の体系	
めざす姿	課題
「男女平等参画」の意義を 1 広く理解し、行動に結び	1 行動に結びつく男女平等の意識づくり
つく社会	2 学校等における男女平等教育・学習の充実
	3 政策・方針決定過程等における女性の参画促進
生涯を通じて男女が個性と	4 働く場における男女平等参画の推進
2 能力を発揮し、安心して 暮らせる社会	5 さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり
49C OLTA	
	7 生涯にわたる心とからだの健康支援
男女が仕事と生活の調和を	8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・推進
3 保ち活躍できる社会	9 育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備
	H
	└── 12 男女がともに地域活動に参画するための支援
男女の平等と人権が尊重	13 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育
4 される社会	14 DV被害者の立場に立った相談体制の構築
	15 緊急時における被害者の安全確保と適切な支援
	16 DV被害者が自立するための支援
	17 関係機関等との連携推進
	18 人材育成の推進
•	
	19 性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応
計画を推進するための仕組み	
	方策2 板橋区における男女平等参画の推進

		施策の方向
	1	男女平等意識の普及・啓発
	2	男女平等推進センター スクエアー・ (あい)の機能充実・活性化
	3	学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成
_	4	教育に携わる者の男女平等意識の向上
	5	政策・方針決定過程等への女性の参画拡大
	6	男女の均等な機会と待遇の確保促進
	7	多様な能力の発揮を可能にするための支援
	8	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
	9	高齢者の安心した生活に向けた支援
	10	生涯を通じた男女の健康づくり支援
	11	
	12	ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備
Т	13	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築
	14	多様なライフスタイルに対応した子育て支援
	15	子育でに関する相談支援
	16	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実
_	17	男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援
_	18	地域活動への参画促進
•••••		
	19	女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進
	20	早期発見へ向けた仕組みづくり
	21	DV相談体制の強化・充実
	22	DV被害者の一時保護
	23	自立生活再建のための支援体制
	24	関係機関等との連携推進
	25	相談等に関わる人材の育成
• • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••••••••••
	26	性別等に基づく人権侵害の防止
	27	メディアへの対応

点線内は、板橋区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に該当する範囲を示します。

1-3 評価の目的・対象

(1)評価の目的

板橋区男女平等参画基本条例第8条で定める行動計画において、区が取り組むべき施策・事業等について各課が自己評価(一次評価)を行うとともに、第三者評価機関である板橋区男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)が実施結果に関する評価(外部評価)を行います。また、これらの評価結果を踏まえて、男女平等参画推進本部が総合的に評価(二次評価)を行います。

審議会が、第三者の視点による「外部評価」による点検を行い、板橋区が改善検討した結果を次年度以降に反映させていくことで、計画事業(取組)の適切な進行管理を行います。

(2)評価の対象

第四次行動計画(平成23年度~平成27年度)の平成24年度の実施結果を 評価します。

1-4 評価の種類・方法・流れ

(1)評価評語と定義

第四次行動計画の推進体制の充実を図るために、各取組(事業等)が計画におけるめざす姿(目標)の達成及び課題の解決に向け、どのように効果があったか、下記の①~③により3段階にわたる評価を実施します。

① 一次評価(所管課による自己評価)

「第四次行動計画一次評価表(平成24年度評価)」により所管課が51の「取組」ごとに自己評価を行います。

また、従来「男女平等の視点による評価」が「事業達成の評価」のみと判断されがちであったことを勘案し、本評価では「男女平等参画の視点から寄与したか」、「計画期間中(23年度~27年度)における事業等の達成度」をそれぞれ検証したうえで総合評価を行います。

■所管課による「取組」に対する評価評語及び定義

(1)男女平等参画の視点から寄与したか

評価評語	定義
Α	男女平等参画を著しく進めた工夫等があった。
B+	男女平等参画をより進めるための工夫等があった。
В	男女平等参画を進めるための工夫等があった。
B-	男女平等参画を進めるためにさらなる工夫が必要である。
С	男女平等参画への工夫が不十分であり、取組の内容を見直す必要がある。

(2)計画期間中(23年度~27年度)における事業等の達成度における評価

評価評語	定義
А	事業等(P10~P43参照)は、計画を超えて(100%以上)進捗している。
B+	事業等は、計画どおり(90%以上)進捗している。
В	事業等は、概ね計画どおり進捗(70%以上)している。
В-	事業等は、計画に遅れ(70%未満)が生じていたり、他の要因から計画の変更・見直しや繰り延べが必要になっていたりしている。
С	事業終了

※一次評価 [(1)と(2)の総合評価]

評価評語	定義
А	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決に著しく寄与し、 かつ効果的に進捗している。
B+	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決に寄与し、かつ順調に進捗している。
В	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決に寄与し、概ね計画どおりに進捗しているが、やや工夫の余地がある。
В-	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決にさらなる改善を要し、計画の変更・見直しや繰り延べが必要である。
С	取組の内容・事業を見直す必要がある。

②外部評価 (審議会による評価)

一次評価の結果やヒアリング等を踏まえ、審議会が「重点取組」「課題」 「めざす姿」の評価を行います。評価は、審議会の審議を経て、最終評価に 達したものとします。

「重点取組の評価」

取組の内容により「課題」等の達成に対する寄与度に違いがあるため、 本計画の推進にあたって特に重要と思われる22の取組を審議会において 選定し、「重点取組」として評価を行います。

「課題の評価」

「めざす姿」の達成を検証しつつ、各取組の一次評価や重点取組の評価等を踏まえ、19の課題について評価を行います。

「めざす姿の評価」

「課題」ごとの評価を行ったうえで、4つの「めざす姿」の評価を行います。

■審議会による「重点取組」に対する評価評語及び定義

評価評語	定義
Α	取組の推進に最適な内容(手段)で、優れた実績があった。
B+	取組の推進に合致した内容(手段)で、効率的に実施されている。
В	取組の推進にほぼ合致した内容(手段)であるが、工夫の余地がある。
В-	取組の推進にほぼ合致した内容(手段)であるが、積極的な改善を求める。
С	取組の推進につながっておらず、内容(手段)を見直す必要がある。

■審議会による「課題」・「めざす姿」に対する評価評語及び定義

評価評語	定義
Α	課題解決(めざす姿の達成)に向けて良好である。
B+	課題解決(めざす姿の達成)に向けて概ね良好であるが、さらなる拡充を求める。
В	課題解決(めざす姿の達成)に向けてほぼ良好であるが、さらなる改善を求める。
В-	課題解決(めざす姿の達成)に向けて、さらなる改善を求める。
С	課題の解決(めざす姿の達成)につながっておらず、不十分である。

③二次評価(男女平等参画推進本部による評価)

・一次評価及び外部評価の結果から、男女平等参画推進本部が重点取組を含めた「全取組」と「課題」「めざす姿」の評価を行います。評価結果は、 公表するとともに、次年度以降に反映し、PDCAサイクルを機能させていきます。

■推進本部による「取組・重点取組」に対する評価評語及び定義

評価評語	定義
Α	取組の推進に最適な内容(手段)で、優れた実績があった。
B+	取組の推進に合致した内容(手段)で、効率的に実施されている。
В	取組の推進にほぼ合致した内容(手段)であるが、工夫の余地がある。
В-	取組の推進にほぼ合致した内容(手段)であるが、積極的な改善を求める。
С	取組の推進につながっておらず、内容(手段)を見直す必要がある。

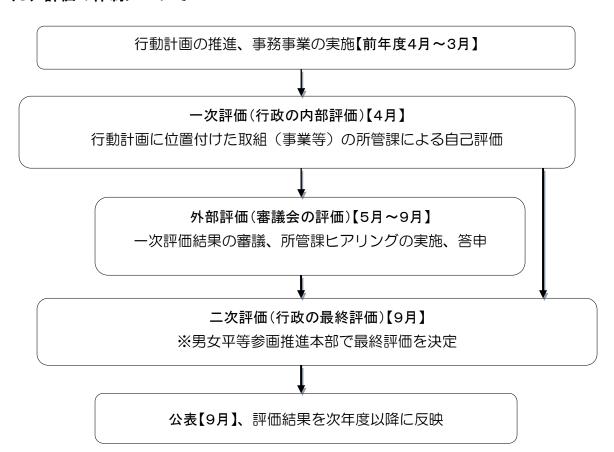
■推進本部による「課題」・「めざす姿」に対する評価評語及び定義

評価評語	定義
Α	課題解決(めざす姿の達成)に向けて進捗している。
B+	課題解決(めざす姿の達成)に向けて進捗しているが、さらなる拡充が求められる。
В	課題解決(めざす姿の達成)に向けてほぼ進捗している。
В-	課題解決(めざす姿の達成)に向けて、さらなる改善が求められる。
С	課題の解決(めざす姿の達成)につながっておらず、不十分である。

(2) その他

- ・「成果指標」は、平成24年度実績により、把握が可能な指標のみ点検を 行います。
- ・板橋区における男女平等の推進について「男女平等に対する配慮度の点検 シート(全課共通事項)」により事業等のチェックと区職員の意識改革に ついて点検を行います。
- 「板橋区特定事業主行動計画」の実施状況の進捗管理を行います。

(3) 評価の体制について



※男女平等参画推進本部:男女平等参画施策を総合的に企画し、進行管理、実施結果の評価並びに調整を実施。区長主宰のもとに、副区長及び板橋区組織規則に定める部長、教育長、保健所長、会計管理者、教育員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、常勤の監査委員、監査委員事務局長、区議会事務局長をもって構成する。

1-5 評価結果集計

(1) 一次評価結果の集計

所管課による自己評価では、51の「取組」に関わる延べ104の課が自らの 所管する事業について評価をしました。結果は以下のとおりです。

(単位:延べ104の所管課が行った自己評価の件数)

評価評語	めざす姿1	めざす姿2	めざす姿3	めざす姿4	合 計
Α	11	15	11	17	54(51. 9%)
B+	5	17	10	11	43(41. 3%)
В	2	1	2	1	6(5. 8%)
B-	1	0	0	0	1(1. 0%)
С	0	0	0	0	0(0. 0%)
計	19	33	23	29	104(100. 0%)

(2) 外部評価結果の集計

男女平等参画審議会による外部評価では、22の「重点取組」、19の「課題」と4つの「めざす姿」を評価しました。結果は以下のとおりです。

(単位:重点取組数、課題数、めざす姿数)

	(十四・	主示以心致, 永远多	X 0) C 9 Q XX/
		めざす姿	
評価評語	課題	1	
	重点取組		
А	10(45. 4%)	7(36. 8%)	1(25. 0%)
B+	6(27. 3%)	9(47. 4%)	3(75. 0%)
В	6(27. 3%)	3(15.8%)	0(0.0%)
В-	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
С	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
計	22(100. 0%)	19(100. 0%)	4(100. 0%)

【参考】
重点取組数 22取組
めざす姿1…4取組
めざす姿2…3取組
めざす姿3…6取組
めざす姿4…9取組

「重点取組」「課題」「めざす姿」のいずれにおいても、すべてが「B」以上の評価となっており、特に「重点取組」では「A」が45%強と最も高い割合を占め、「課題」では「A」と「B+」で84%強を、「めざす姿」では「A」と「B+」だけで100%を、それぞれ占めています。

外部評価の前年度比較

=±/ = ===	平成24年	F度評価	平成23年度評価			
評価評語	課題	めざす姿	課題	めざす姿		
А	7(36. 8%)	1(25. 0%)	4(21. 1%)	0(0.0%)		
B+	9(47. 4%)	3(75.0%)	6(31.6%)	2(50. 0%)		
В	3(15. 8%)	0(0.0%)	5(26. 3%)	2(50. 0%)		
В-	0(0.0%)	0(0.0%)	2(10. 5%)	0(0.0%)		
С	0(0.0%)	0(0.0%)	2(10. 5%)	0(0.0%)		
計	19(100. 0%)	4(100.0%)	19(100. 0%)	4(100. 0%)		

前年度と比較すると、「課題」では、合わせて21%あった「B-」と「C」がゼロとなり、52%強であった「A」と「B+」が84%強となりました。「めざす姿」では、すべてが「A」と「B+」となりました。

(3) 二次評価結果の集計

男女平等参画推進本部による二次評価では、外部評価と同様に22の「重点 取組」、19の「課題」と4つの「めざす姿」を評価しました。また、併せて 重点取組以外の取組についても評価を行いました。結果は以下のとおりです。

		めざす姿	
評価評語	課題		
	重点取組		
А	6(27. 3%)	2(10. 5%)	0(0.0%)
B+	12(54. 5%)	13(68. 4%)	4(100. 0%)
В	4(18. 2%)	4(21. 1%)	0(0.0%)
В-	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
С	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
計	22(100. 0%)	19(100.0%)	4(100.0%)

【参考】
重点取組数 22取組
めざす姿1…4取組
めざす姿2…3取組
めざす姿3…6取組
めざす姿4…9取組

「重点取組」「課題」「めざす姿」のいずれにおいてもすべてが「B」以上の評価で、「重点取組」では「A」と「B+」で81%強、「課題」では「A」と「B+」で78%強、「めざす姿」ではすべて「B+」で100%となっています。

二次評価の前年度比較

	平成24年	度評価	平成23年度評価		
評価評語	課題	めざす姿	課題	めざす姿	
А	2(10. 5%)	0(0.0%)	4(21. 1%)	0(0.0%)	
B+	13(68. 4%)	4(100.0%)	10(52.6%)	2(50.0%)	
В	4(21. 1%)	0(0.0%)	3(15.8%)	2(50. 0%)	
В-	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	
С	0(0.0%)	0(0.0%)	2(10. 5%)	0(0.0%)	
計	19(100. 0%)	4(100.0%)	19(100. 0%)	4(100. 0%)	

前年度と比較すると、「課題」では10%強であった「C」がゼロとなり、「めざす姿」では「B+」が50%から100%となりました。

全取組に対する評価

評価評語	めざす姿1	めざす姿2	めざす姿3	めざす姿4	合 計
А	4	2	3	5	14(27. 4%)
B+	8	11	5	10	34(66. 7%)
В	1	1	1	0	3(5. 9%)
В-	0	0	0	0	0(0.0%)
С	0	0	0	0	0(0. 0%)
計	13	14	9	15	51(100. 0%)

二次評価では、一次評価・外部評価の結果を踏まえ、「めざす姿」「課題」「取組」ごとに平成24年度の成果について分析を行うとともに今後の方向について示します。結果は、次頁1-6のとおりです。

平成24年度実施状況評価

〇は、平成24年度、特に積極的に取り組んだ内容(複数可)

めざす姿

1 「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会

 外部
 二次

 B +
 B +

推進本部の評価と今後の方向(外部評価については答申(63ページ)参照)

普及・啓発については着実に実績を積み、男女混合名簿の作成も行動計画の最終年度である平成27年度を待たずに全小・中学校での実施を達成しました。しかし、審議会委員等の女性参画率の向上については、各所管課に理解を呼び掛けましたが、結果につながりませんでした。今後も、男女の人権の尊重と男女平等意識の形成に向け、より効果的な啓発を行うために、ツイッターなど情報ツールの活用や連携を工夫していくとともに、女性委員の参画率が目標値を達成できるよう、実効性のある取組を検討していきます。また、地域の女性リーダーに関しても、引き続き、町会連合会・商店街連合会・産業連合会に向けての啓発活動を実施し、理解を求めていきます。

課題

行動に結びつく男女平等の意識づくり

推進本部の評価と今後の方向(外部評価については答申(64ページ)参照)

パンフレットの配布等の情報提供だけでなく、大学の講座を実施するなど、普及・啓発については着実に実績を積んでいますが、商店街連合会・産業連合会への情報提供に課題が残っています。様々な方々に、より効果的な啓発を行うため、ツイッターなど情報ツールの活用や連携の工夫をしていきます。また、男女平等推進センターは、登録団体に向けてアンケート結果等を踏まる。引き続き活性化に向けて取り組んでいくとともに、相談体制を充実させていきます。

]	取組1	板橋区男女	平等多	多画条例の理念の理解と定着	政策経営部 男女社会参画課				
	臣如 の 中点	2 上位: 古光(1)	0	区民まつりや成人式等、多くの区民が集	ミまる場における普及・啓発活動の展開	Ą			
	収組の内名	ド、方策、事業など		年代や状況等に応じた効果的な普及・原	啓発方法の工夫				
	(1) -2	マ (所管課の評価)				Α			
	評価の視点			「の視点から寄与したか		А			
	計価の分別点	(2) 事業等の	の達成	茂度における評価		А			
●重点型		らう機会が得ら	っ れま	が多く集まる場所で、積極的に男女 した。また、新成人者に啓発するこ。 こした。各種講座やイベント等、既存	とによって、区の取組内容につい	て考えて			
取組	(2)外部	『(審議会の評価)				В			
7,41		答申(65ペー)	ジ)参!	照					
の ち 句	(0) = 1	評価理由 答申(65ページ)参照 (3) 二次(推進本部の評価と今後の方向) R 十							
	(3) = 2	I			. 1. 1. 10 1 10 1 	B+			
		条例の普及	・啓発また、	については着実に実績を積んでい 、職員にも条例についての周知徹底		更に工夫			
]		条例の普及 していきます。 進体制を充実	•啓発 また、 させ	については着実に実績を積んでい 、職員にも条例についての周知徹底		ラ更に工夫 等参画の			
	評価理由 取組2	条例の普及 していきます。 進体制を充実	•啓発 また、 させ	については着実に実績を積んでい、 、職員にも条例についての周知徹底 ていきます。	送を図り、板橋区における男女平 政策経営部 男女社会参画課	ラ更に工夫 等参画の			
]	評価理由 取 組2 取組の内容	条例の普及 していきます。 進体制を充実 実践につな か	・啓発また、させべる地	については着実に実績を積んでい、職員にも条例についての周知徹底でいきます。	送を図り、板橋区における男女平 政策経営部 男女社会参画課	う更に工夫等参画の			
]	評価理由 取組2 取組の内容 (1) ータ	条例の普及していきます。 進体制を充実 実践につなか 下、方策、事業など で(所管課の評価)	・啓発 また、 させ、 べる地	については着実に実績を積んでい、職員にも条例についての周知徹底でいきます。	送を図り、板橋区における男女平 政策経営部 男女社会参画課	う更に工夫 等参画の			
]	評価理由 取 組2 取組の内容	条例の普及していきます。 進体制を充実 実践につなか が、方策、事業など (所管課の評価) (1) 男女平等	・啓発 また、 させ、 (る地 の 等参画	をについては着実に実績を積んでい、職員にも条例についての周知徹底でいきます。 「はの課題解決支援 DV講座等、地域で課題を共有し解決に	送を図り、板橋区における男女平 政策経営部 男女社会参画課	う更に工夫等参画の			
1	取組2 取組の内容 (1) 一3 評価の視点	条例の普及していきます。 進体制を充実 実践につなか 、方策、事業など (所管課の評価) (1) 男女平等 (2) 事業等の 平成24年度で 方法として、例 がるよう取り組	・ 啓た、	については着実に実績を積んでい、職員にも条例についての周知徹底でいきます。 はの課題解決支援 DV講座等、地域で課題を共有し解決に 「の視点から寄与したか	弦を図り、板橋区における男女平 政策経営部 男女社会参画課 こつなげる取組の実施 中・高生の保護者に広く意識啓 、ナーでは、若年層への間接的な 、後も継続して事業を実施し、DV を勘案しながらワーク・ライフ・バラ	が 更に工夫 等参画の A A 発意識止に できま発 がレスや性			
]	取組2 取組の内容 (1) 一3 評価の視点 評価理由	条例の普及していきます。 進体制を充実 実践につなか 、方策、事業など (所管課の評価) (1) 男女平等 (2) 事業等の 平成24年度で 方法として、例 がるよう取り組	・ ・ ・ を まさ ・ る ・ を き は の し で し 、 し 、 し 、 し 、 し に に し に に に に に に に に に に に に に	については着実に実績を積んでい、職員にも条例についての周知徹底でいきます。 は域の課題解決支援 DV講座等、地域で課題を共有し解決に Tの視点から寄与したか 定における評価 DVを地域の課題として捉え、学生や 防止に向けた啓発に加え、DVセミーに向けた事業を実施できました。今 いくとともに、社会情勢や区の状況を	弦を図り、板橋区における男女平 政策経営部 男女社会参画課 こつなげる取組の実施 中・高生の保護者に広く意識啓 、ナーでは、若年層への間接的な 、後も継続して事業を実施し、DV を勘案しながらワーク・ライフ・バラ	が 更に工夫 等参画の A A 発意識止に できま発 がレスや性			
1	取組2 取組の内容 (1) 一3 評価の視点 評価理由	条例の普及していきます。 進体制を充実 実践につなか 「方策、事業など (所管課の評価) (1) 男女平領 (2) 事業等の 平成24年度で 方法よう取りお 力等、様々な (審議会の評価)	・ ・ ・ を まさ ・ る ・ を き は の し で し 、 し に に し に に に に に に に に に に に に に	については着実に実績を積んでい、職員にも条例についての周知徹底でいきます。 は域の課題解決支援 DV講座等、地域で課題を共有し解決に Tの視点から寄与したか 定における評価 DVを地域の課題として捉え、学生や 防止に向けた啓発に加え、DVセミーに向けた事業を実施できました。今 いくとともに、社会情勢や区の状況を	弦を図り、板橋区における男女平 政策経営部 男女社会参画課 こつなげる取組の実施 中・高生の保護者に広く意識啓 、ナーでは、若年層への間接的な 、後も継続して事業を実施し、DV を勘案しながらワーク・ライフ・バラ	が 更に工夫 等参画の A A 発意識止に できま発 できま発 でいる。			

B+

B+

B+

B+

B+

B+

B+

Α

Α

В

B+

11

取組6	区民との協働推進	政策経営部 男女社会参画課
	○ 区民との協働による企画・事業等の実	施
取組の内容	、方策、事業など ○ いたばし男女平等フォーラムの実施	
	○ 「センターだより」の発行	
(1)一次	(所管課の評価)	A
評価の視点	(1) 男女平等参画の視点から寄与したか	A
	(2) 事業等の達成度における評価	A
評価理由	区民協働企画講座では、登録団体が男女平等参照企画・運営を、区と協働して行うことにより、団体の育フォーラムでは、基本的に実行委員自発性に企画・流たが、合意形成を行うことができました。センターだよを特集する等、区と公募編集委員との協働で旬なテー	成につながっています。いたばし男女平等 運営を委ねることにより、多くの時間を費やしまし りの発行では、「性同一性障がい」や「イクジイ」
(2)外剖	(審議会の評価)	
評価理由		
(3) 二次	(推進本部の評価と今後の方向)	Α
評価理由	区民と協働で講座の実施や啓発紙を発行する等、協 実施していきます。	協働は効果的に推進しました。今後も引き続き、
取組7	男女平等推進センター登録団体への支援	政策経営部 男女社会参画課
取組の内容	、方策、事業など ○ 男女平等推進センター登録団体への	支援
(1) 一次	(所管課の評価)	B+
評価の視点	(1) 男女平等参画の視点から寄与したか	A
11 IM10 > 1907W	(2) 事業等の達成度における評価	B+
評価理由	試みを実施でき、加えて登録団体数も増加したことに における出席団体が一部固定化した状況が前年度と たため、総合評価としてB+としました。男女平等推定 活性化は必須であると考えるため、今後も登録団体の 援に資する方策を検討していきます。	と比較しても大きな改善があったとは言えなかっ 進センター活性化のためには、登録団体活動の
(2)外部	(審議会の評価)	
評価理由		
(3) 二次	(推進本部の評価と今後の方向)	B+
評価理由	登録団体とは定期的に連絡会を開催し意見交換を営し、I サロン当日は、男女平等推進センター会議員間きながら支援を行っており、取組は順調に進捗して	室を登録団体の利用に供するなど団体の要望る
取組8	相談体制の充実	政策経営部 男女社会参画課
	専門相談の実施	
取組の内容	、方策、事業など 日談方法・相談時間等の検討・見直し	,
	○ 相談事業の周知	
(1)一次	(所管課の評価)	A
評価の視点	(1) 男女平等参画の視点から寄与したか (2) 事業等の達成度における評価	A
		A いかのま即ルナラルナバン マ フェッルトウン
評価理由	専門相談と総合相談の振り分け方を整理し、専門村 セリングの懸案事項に対する対策を講じました。DV 会議等の実施により、効果的に行えるようになりました 置の制限や施設へのシールの貼付が難しい状況が できました。	専門相談と他機関の連携もケース会議や連絡 た。相談事業の周知は、駅構内でのチラシ等設
(2)外剖	(審議会の評価)	
評価理由		
(3) 二次	(推進本部の評価と今後の方向)	A
評価理由	総合相談を専門資格を持つ相談員に委託し、従来援をすることができました。相談事業を周知するためシールを貼る等、取組は効果的に行われています。を充実させていきます	に都営三田線の板橋区内の駅に相談案内の

外部	二次
В+	B+

推進本部の評価と今後の方向(外部評価については答申(66ページ)参照)

男女混合名簿の作成は、行動計画の最終年度である平成27年度を待たずに全小・中学校での実施を達成しましたが、学校においては男女別名簿も必要な場面もあるため、状況に応じて適切に使用していきます。教材やカリキュラムも男女平等教育の視点を配慮し、合理性のない区別等をしないなど、個々の教職員の意識も向上しています。今後も教材やカリキュラムを充実させ、人権教育などを通じて、男女の人権の尊重と男女平等意識の形成に向け、教職員・児童・生徒に対する男女平等教育・学習を行っていきます。

	耳	対組9	生徒、児童、	園児等	等の男女平等意識の向上			委員会 指導室 お家庭部 保育サーロ	ごス課
【施		取組の内容	、方策、事業など	0	教材・カリキュラムの充実 幼稚園教材・カリキュラムの充実 東京都教育委員会人権尊重教育 小・中学校での男女混合名簿の指		E 32.	教育委員会事務局	指導室
策		(1)一次	(所管課の評価))					Α
の方		並にの知上	(1) 男女平	等参画	の視点から寄与したか				Α
向		評価の視点	(2) 事業等(の達成	度における評価				Α
3】学校、幼稚園、2	● =	評価理由	編)」(平成24 向上の機会を 学校、幼稚園 案を行うことか 男女混合名	年3月 有効に に対し できま 第の作	成23年度人権教育指導資料 東京都教育委員会作成)を教 こ利用し、男女平等教育を含っては、人権尊重教育推進校の した。 には、平成23年度の小学校 となり、今後は利用の意義につ	故育委員会持 む啓発活動の研究発表等	指導室 を行う 等を通 2校57	医訪問等で活用し、 うことができました。 札 値して優れた授業実 7%から、平成24年	教職員の意識 反橋区立小・中 践事例等の提
保 育 園	重点取	取組の内容	、方策、事業など		保育園教材・カリキュラムの充実		-	子ども家庭部 保育	ナービス課
等に	組	(1)一次	(所管課の評価)						Α
しお		評価の視点			の視点から寄与したか				Α
け		AT IIM - Darit			度における評価				Α
る男女平	男女神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神			男女平等の視点に配慮した保育が、個々の職員に意識されるようになってきたので、/ た。今後も同じ視点から教材やカリキュラムの調査・研究を進めるとともに、保育に取り組 け。					
等		(2)外部	(審議会の評価))					B+
意識		評価理由	答申(67ペー	ジ)参則					
の の		(3)二次	(推進本部の評	西と今後	 後の方向)				B+
形成		評価理由	ついての理解 面もあるため、 てはならず、 を活用し人権	を広め 状況 事実は 教育を	F成は全小・中学校での実施。 かながら活用の推進を図るとと に応じて適切に使い分けてい ないものと確信していますが、 ご通じて男女平等意識の更な 手に努めていきます。	もに、学校生 きます。また 児童・生徒・	上活に :、教育 •園児	ぶいては男女別名 育上、合理性の無い !等には人権教育資	簿が必要な場 区別等はあっ 料・プログラム
ん施策の	耳	双組10	教職員等へ	句けた	意識啓発の促進	子ど	も家庭	会事務局 指導室 庭部 保育サービス記 庭部 子ども政策課	果
方向				0	教員研修の充実				
[P] 4		取組の内容	、方策、事業など	0	教育課程・校内研修体制の充実		ž.	教育委員会事務局	指導室
					幼児教育に関わる教員研修の充領	美			
微教育		(1)一次	(所管課の評価)						A
意識の向上		評価の視点			の視点から寄与したか 度における評価				A
上。									
わる者の男女平		評価理由	長、副校長・晶 比較して上昇 れた男女平等 校に対して実	削園長 しまし へ を 教し、 施し、	会が実施している人権教育研究 、主幹教諭・主任教諭・教諭なた。「人権教育の全体計画」及 の視点の取組の改善と向上の 教職員への啓発を通して取組 奨励校での授業研究の際にお	など)の参加 なび「人権教 ための指導 1の促進を行	率は9 育教 助言 うこと	01%の参加となり、 育の年間指導計画 を、教育委員会指導 ができました。また、	平成23年度と に位置付けら 享室訪問で53

	うがと
果直	

		取組の内容	、方策、事業など	保育士研修の充実		子ども家庭部 保育サ	ービス課	
		(1) 一次	(所管課の評価)				Α	
		評価の視点		画の視点から寄与したか 成度における評価			A	
		評価理由	れず、個性を大り	立かない」・「色による区別」・「遊 別にする保育を展開していきまっ 「援センター等の他機関との連打	す。また、近年増			
	ļ	取組の内容	、方策、事業など	幼児教育等に関わる職員研修の)充実	子ども家庭部 子ども	政策課	
	İ	(1) 一次	(所管課の評価)			-1	B+	
		評価の視点		画の視点から寄与したか			B+	
		#1 lm +> 100/10	(2) 事業等の達	成度における評価			B+	
		評価理由	再認識することに	こ対して、研修を実施することで ・役立ちました。 また、平成24年 り職員の意識向上を図ることが	度については、			
		(2)外部	(審議会の評価)					
		評価理由						
		(3) 二次	(推進本部の評価と	今後の方向)			Α	
		評価理由	権教育を設定し対	協議会の参加人数は増加し、区 推進を図るなど効果的に実施し を行い、意識の向上を図ってい	ています。今後も			
	慧	果題	3		おける女性の	参画促進		
進進本				部評価については答申(68ヶ			B B	
きに、	、フ			合会・商店街連合会・産業連合活躍できる場の情報を積極的に で性の参画促進	こ行っていきます 政策経	-。 営部 男女社会参画調		
	1				総務部		\	
_			、方策、事業など	女性委員比率40%に向けた	便極的な収組	政策経営部 男女社会	三	
施 策	ŀ	(1)一次	(所管課の評価)					
の		評価の視点					B-	
		評価理	評価の視点		画の視点から寄与したか 成度における評価			B- B B-
向 5 】政		評価の視点	(2) 事業等の達 「付属機関等の する等、総務課と 域を出られず、登 平成25年度は		まだまだ職員へ ていないため結 、要な手法を定め	向けた「協力依頼」や「 果につながりませんで うたガイドラインを作成っ	B B- ※の留意点と 意識啓発」の した。	
向5】政策・方	ļ	評価理由	(2) 事業等の達 「付属機関等の する等、総務課と 域を出られず、登 平成25年度は	成度における評価 設置及び運営に関する要綱」は 連携し取組を進めていますが、 所への具体的な仕組みができ、女性登用を促進するために必	まだまだ職員へ ていないため結 、要な手法を定め 的な方法を検討	向けた「協力依頼」や「 果につながりませんで うたガイドラインを作成っ	B B- ※の留意点と 意識啓発」の した。	
】政策・方針決	ļ	評価理由取組の内容	(2) 事業等の達「付属機関等のする等、総務課と域を出られず、登平成25年度は、管課が取り組みる	成度における評価 設置及び運営に関する要綱」は 連携し取組を進めていますが、 用への具体的な仕組みができ、女性登用を促進するために必 やすいような情報の提供や具体	まだまだ職員へ ていないため結 、要な手法を定め 的な方法を検討	・向けた「協力依頼」や「果につながりませんで」 アンガイドラインを作成ったガイドラインを作成った。	B B- ※の留意点と 意識啓発」の した。	
向5 】政策·方針決定 ■	●重	評価理由 取組の内容 (1)一次	(2) 事業等の達 「付属機関等のする等、総務課と 域を出られず、登 平成25年度は、 管課が取り組み。 (方策、事業など (所管課の評価) (1) 男女平等参	成度における評価 設置及び運営に関する要綱」は連携し取組を進めていますが、 第一への具体的な仕組みができ、女性登用を促進するために必 やすいような情報の提供や具体 女性委員比率40%に向けた程 である。	まだまだ職員へ ていないため結 、要な手法を定め 的な方法を検討	・向けた「協力依頼」や「果につながりませんで」 アンガイドラインを作成ったガイドラインを作成った。	B B- その留意点と 意識啓発」の した。 けるなど、所	
向5】政策・方針決定過程	●重点	評価理由取組の内容	(2) 事業等の達 「付属機関等のする等、総務課と 域を出られず、登 平成25年度は、 管課が取り組み。 (方策、事業など (所管課の評価) (1) 男女平等参	成度における評価 設置及び運営に関する要綱」は連携し取組を進めていますが、 第一への具体的な仕組みができ、女性登用を促進するために必 やすいような情報の提供や具体 女性委員比率40%に向けた様	まだまだ職員へ ていないため結 、要な手法を定め 的な方法を検討	・向けた「協力依頼」や「果につながりませんで」 アンガイドラインを作成ったガイドラインを作成った。	B B- 終の留意点と 意識啓発」の した。 けるなど、所	
向5】政策・方針決定過程等への女	●重点取組	評価理由 取組の内容 (1)一次 評価の視点	(2) 事業等の達 「付属機関等のする等、総務課と 域を出られず、登 平成25年度は、管課が取り組み。 (所管課の評価) (1) 男女平等参 (2) 事業等の達 生庁的に通知しる	成度における評価 設置及び運営に関する要綱」は連携し取組を進めていますが、 第一への具体的な仕組みができ、女性登用を促進するために必 やすいような情報の提供や具体 女性委員比率40%に向けた程 である。	まだまだ職員へていないため結び要な手法を定め的な方法を検討 情極的な取組	へ向けた「協力依頼」や「果につながりませんでかたガイドラインを作成ったがっます。」という。 一総務部 総務課 な性委員登用につい	B B- B- 部 B B B B B B C (依頼) 」を	
向5】政策・方針決定過程等への女性■ 「月耳糸	●重点取組	評価理由 取組の内容 (1) 一次 評価の視点 評価理由 (2) 外部	(2) 事業等の達 「付属機関等のする等、総務務課と域を出られず、登 平成25年度は、管課が取り組みをで、 方策、事業など (所管課の評価) (1) 男女平等参 (2) 事業等の達 男女社会参知は通知に通知に通知に通知に通知に通知に通知に通知に通知に通知に通知に通知に通知に通	成度における評価 設置及び運営に関する要綱」は連携し取組を進めていますが、 第一への具体的な仕組みができ、女性登用を促進するために必 やすいような情報の提供や具体 女性委員比率40%に向けた利 を関係における評価 果と総務課が連名で「付属機関ました。顕著な実績向上につな 頼を行っていきます。	まだまだ職員へていないため結び要な手法を定め的な方法を検討 情極的な取組	へ向けた「協力依頼」や「果につながりませんでかたガイドラインを作成ったがっます。」という。 一総務部 総務課 な性委員登用につい	B B- ※の留意点と 意識啓発」の した。 けるなど、所 B B B	
向5】政策・方針決定過程等への女性の参重。 月耳糸	●重点取組	評価理由 取組の内容 (1) 一次 評価の視点 評価理由 (2) 外部 評価理由	(2) 事業等の達 「付属機関等のする等、総務等、総務等と対 する等、総務がす、は で成25年度は、管課が取り組みない。 (所管課の評価) (1) 男女平等参い。 (2) 事業等の達 男女社会参知のでは 男女社会参知のでは 関に所管へのでは (審議会の評価) 答申(69ページ)を	成度における評価 設置及び運営に関する要綱」は連携し取組を進めていますが、 第用への具体的な仕組みができ、女性登用を促進するために必 やすいような情報の提供や具体 女性委員比率40%に向けた利 女性委員比率40%に向けた利 域度における評価 果と総務課が連名で「付属機関ました。顕著な実績向上につな頼を行っていきます。	まだまだ職員へていないため結び要な手法を定め的な方法を検討 情極的な取組	へ向けた「協力依頼」や「果につながりませんでかたガイドラインを作成ったがっます。」という。 一総務部 総務課 な性委員登用につい	B B- の留意点と 意識啓発」の た。 た。 トるなど、所 B B B C(依頼)」を 効果的な時 B	
向5】政策・方針決定過程等への 重 月耳糸	●重点取組	評価理由 取組の内容 (1) 一次 評価の視点 評価理由 (2) 外部 評価理由	(2) 事業等の達 「付属機関等のする等、総務務課と域を出られず、登 平成25年度は、管課が取り組みをで、 方策、事業など (所管課の評価) (1) 男女平等参 (2) 事業等の達 男女社会参知は通知に通知に通知に通知に通知に通知に通知に通知に通知に通知に通知に通知に通知に通	成度における評価 設置及び運営に関する要綱」は連携し取組を進めていますが、 第用への具体的な仕組みができ、女性登用を促進するために必 やすいような情報の提供や具体 女性委員比率40%に向けた利 女性委員比率40%に向けた利 域度における評価 果と総務課が連名で「付属機関ました。顕著な実績向上につな頼を行っていきます。	まだまだ職員へていないため結び要な手法を定め的な方法を検討 情極的な取組	へ向けた「協力依頼」や「果につながりませんでかたガイドラインを作成ったがっます。」という。 一総務部 総務課 な性委員登用につい	B B- S の留意点と 意識啓発」の した。 けるなど、所 B B B B C (依頼)」を 効果的な時	

欠組12	区民の区政参	参加・	意見反映機会の充実	政策経営	営部	広聴広報課	
取組の内容	F、方策、事業など ・		いたばし・タウンモニター制度				
取組の内容、力策、事業など		Dı					
(1) —		5 余 雨	iの担占から実与したか。				B+
評価の視点							B+ B+
評価理由	両事業とも地 に男女の極端 観点から概ね を踏まえて、今	域にはは	ンターからの推薦等により実施しておりがないようお願いしています。 結果と を達成できています。 両事業とも区民	して、参の区政へ	加者 の る	の男女比は、男	こは、参加者 女平等参画の :事業である点
(2) 外音	『(審議会の評価)						
評価理由							
(3) 二岁	マ(推進本部の評価	西と今	後の方向)				B+
評価理由							
対組13	女性リーダー	·の育	成と活用	区民文化	匕部	地域振興課	
取組の内容	F、方策、事業など	0		けにつな	政第	段経営部 男女社会	会参画課
(1) 一岁	マ(所管課の評価)						Α
評価の視点							A A
評価理由	を持った人材の	の育用	戊につながる講座を実施することがで	きました。	今後	後は、「いたばしア	·イカレッジ」の
取組の内容	『、方策、事業など	0	町会連合会における女性参画の推進		区月	民文化部 地域振り	興課
(1) ーカ	マ(所管課の評価)						Α
評価の視点			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				A
評価理由							推進する事業
取組の内容	F、方策、事業など		産業連合会における女性参画の推進		産業	美経済部 産業振り	興課
(1) 一次							В
評価の視点			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				B+ B-
評価理由	ですが、産業活	車合?		f連合会`	では	、女性役員の登り	
(2) 外音	『(審議会の評価)						
評価理由							
(3) 二次	マ(推進本部の評価	面と今往	後の方向)				B+
評価理由	を行い、女性の	の評談	新連合会・産業連合会に対しては、 議員や役員の登用も増えていますが、 るため、今後は活躍の場の情報提供	「いたば	しアー	イカレッジ」修了後	

めざす姿

2 生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会

外部	二次
в+	в+

推進本部の評価と今後の方向(外部評価については答申(70ページ)参照)

女性の就労支援のための様々な取組は順調に実施され、就職活動を支援しました。しかし、女性の就労促進には企業・ 事業所への働き掛けが重要であるため、関係課の連携など啓発の機会を工夫し、普及に努めていきます。

平成24年11月から開始した自立支援プログラムは、板橋区独自に父子家庭も対象としました。今後もひとり親家庭等が自 立に向け安心して生活できるよう相談体制を充実し、支援に努めていきます。

高齢者の生活の安定に向けては、おとしより保健福祉センターの職員体制の充実や男性の食の自立と栄養予防のため の事業など所管の取組は順調に実施されました。しかし、女性高齢者の求職についてはニーズに合致する求人数を確保 できていない現状もあるため、今後も希望者が就職に結びつくように支援に努めていきます。

各種健康診断や講座の開催などの取組は順調に実施されています。しかし、「こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問事 業」は全対象家庭訪問まで至っていないため、今後も母子及び家族の心身状況や養育環境を把握し適切な支援を行い、 支援に努めていきます。

課題

4 働く場における男女平等参画の推進 外部 В В

推進本部の評価と今後の方向(外部評価については答申(71ページ)参照)

女性の就労支援のための様々な取組を順調に実施し、就職活動を支援しました。しかし、企業・事業所への啓発・普 及に関しては直接アプローチをする機会が少なく、情報提供が十分でない点も見受けられます。

女性の就労促進には企業・事業所への理解が重要であるため、関係課の連携など啓発の機会・働き掛けを工夫し、 普及に努めます。

	取組14	企業・基	事業所	への普及・啓発		策経営部 男女社会参同 業経済部 産業振興課	画課	
	取組の内容、	方策、事業など		女性の就業確保や男女雇用機会均等法等のなどに関する普及・啓発 ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発		政策経営部 男女社会	会参画課	
	(1)一次	(1)一次(所管課の評価)						
		(1) 男女平年	等参画	の視点から寄与したか			B+	
	評価の視点 (2) 事業等の達成度における評価							
	今後も男女雇用機会均等法等の遵守やポジティブ・アクション推進に向け、一般向けまや、普及・啓発活動を工夫して継続していきます。							
	取組の内容、	方策、事業など	女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守 などに関する普及・啓発		産業経済部 産業振り	興課		
				ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓昇				
重	(1)一次	(所管課の評価))					
点取	評価の視点	(1) 男女平	等参画	の視点から寄与したか			В	
組組	計画で元元	(2) 事業等(の達成	度における評価			В	
松山	個別企業・事業所へ直接アプローチする機会が少ないため、受身の内容となっている点からいず 評価理由 れの評価もBとしました。今後は、産業振興公社で実施しているライフアップセミナーでテーマとして 取り上げていくことを検討します。							
	(2)外部	(審議会の評価))				В	
	評価理由 智	答申(71ペー	ジ)参照					
	(3) 二次	(推進本部の評	価と今後	の方向)			В	
		会が限られて	しまって	啓発・普及に関しては直接アプローチを ている現状があります。女性の就労促進 関係課の連携だけにとどまらず東京の	には	企業・事業所への働き	掛けが重要	

であるため、今後は、関係課の連携だけにとどまらず東京商工会議所など他の機関と連携するなど、

男 女 の 均等な機会と待 題

遇 の 確 保 促 進

施 策 の 方 向 6

効果的に啓発する機会を工夫し、企業・事業所の意識向上に努めます。

【施策の方向7】	
多様な能力の発揮を可能にするための支援	

取組15	若者の目	立に向けた支援		竞経営部 男女社会参	· 画課	
取組の内容、方策	、事業など	区内大学と協働で取り組むキャリア語	構座の検討			
(1)一次(所管	管課の評価)				Α	
シェクカ (1)	男女平等参	き画の視点から寄与したか			А	
評価の視点 (2)	事業等の遺	達成度における評価			А	
評価理由 業」の 講習)視点が非常 を実施したこ	」等による離職など、キャリアの「分断」 に重要であるため、今後、教師になり とは、大変有意義でした。 今後も、男 らキャリア形成のための支援方法を核)、児童や保護 女平等推進セン	者と接していく教育学 ンターの役割を踏まえ	科の学生向	
(2)外部(審請	議会の評価)					
評価理由					I	
 (3)二次(推進	重本部の評価と	今後の方向)			B+	
評価理由と、心		女育学科の学生を対象に予防対策課から生涯にわたるキャリア形成を固定っていきます。	的に実施しまし		や大学と連持	
取組16	女性の就	職・再就職に向けた支援 	(公)	財)板橋区産業振興公民経営部 男女社会参	公社	
	Leaffe X XX	就職支援セミナーロ	産業経済部 産	業振興課		
取組の内容、方策	、事業など	資格取得支援事業(能力開発支援) ハローワークとの連携		(公財)板橋区屋		
(1)一次(所管	意課の評価)	ハローフェブCV/建伤			B+	
(1)	(1) 男女平等参画の視点から寄与したか					
評価の視点 ┣━━━	(2) 事業等の達成度における評価					
評価理由 いる	点から、評価	を女性のためのセミナーを実施して 「(1)はB+としました。全体的に、参 き周知の方法を含め、検討が必要で	≽加者が前年原 であることから、	要に比べると減少し [*]	ており、その	
版知の内宏 十年		就労に向けたノウハウやビジネススキ る講座等の実施	・ルを身につけ	政策経営部 男女社	- 今 会 両 細	
取組の内容、方策	、尹釆48	事業などの研究する大温の政策が			.云》凹硃	
	 管課の評価)	· / 4C/E1/4			Α	
(1)		 \$画の視点から寄与したか			A	
半4曲(/)4日 白 ———		産成度における評価			A	
評価理由 きまし	た。追跡ア	がに、ハローワーク等のパンフレットを ンケート調査の結果、回答のあった 紹介によるもので、今後もハローワー ていきます。	6名中2名が	再就職しました。再就	北職の方法/	
(0) 財和 (電影	養会の評価)					
(2)外部(番詞						
評価理由						

取組17	女性の起	業に向けた支援	産業経済部 産業振興課 政策経営部 男女社会参	画課
 仮組の内容、方策	、事業など —	起業に向けた支援 コミュニティビジネス支援 起業支援セミナーの実施 産業団体等との連携による情報提供	産業経済部 産業振! (公財)板橋区産業振	
(1)一次(所管	雪課の評価)		<u> </u>	B+
		多画の視点から寄与したか たかなによいける話で		B+
		を成度における評価 ************************************		B+
呼価理由 慮し 実力	た事業を展 施後のアンク	開した点から評価(1)はB+としました	る対応など、事業の実施に当たり性 と。 」を超えている点、参加者が全体的に	
取組の内容、方策	、事業など	起業支援セミナーの実施	政策経営部 男女社	会参画課
(1)一次(所管	管課の評価)			Α
平価の視点 (1)	男女平等参	参画の視点から寄与したか		А
(2)	事業等の達	権成度における評価		Α
評価理由 は、現また、成す	職種、起業し、講師陣が、 るなど、きめ	<i>、</i> た時期、めざした理由も違っていた	」が聞けて、受講生からは好評でしたとため、ほとんどの受講生に満足い。 回答を記載したカルテを、受講生一	ただけました
(2)外部(審請	6会の評価)			
評価理由				
(3)二次(推進	≛本部の評価と	今後の方向)		B+
評価理由 活性	化センター		女性のための起業家入門講座では 支援するセミナーは順調に進捗していきます。	
取組18	就労に関	する相談の充実	政策経営部 男女社会参 産業経済部 産業振興課	画課
取組の内容、方策	、事業など	就労に関する相談やカウンセリングの	の充実 政策経営部 男女社会	会参画課
	管課の評価)			Α
				, ,
平価の視点 (1)		参画の視点から寄与したか		A
平価の視点		参画の視点から寄与したか 達成度における評価		
平価の視点 (1) (2) (2) 当語 連携 加者	事業等の道 課単独では により対応で	達成度における評価 実施していない専門家による就労村 することができています。「女性のたっ	目談業務についても、情報の集約と めの就労支援セミナー」については やセミナーの効果を探り、より効果的	A A 関係機関と 、今後も、参
平価の視点 (1) (2) 当 連携加者 施で な組の内容、方策	事業等の遺 課単独では により対応で アンケートや きるよう内容	達成度における評価 実施していない専門家による就労村 することができています。「女性のたる と追跡アンケート等で区民のニーズ	めの就労支援セミナー」については	A A 関係機関と、今後も、参 内な方法で
平価の視点 (1) (2) 当語 連携 加者 を で (1) 一次 (所管	事業等の遺 課単独ではまたより対応で アンケートや きるよう内容 、事業など 意課の評価)	を成度における評価 実施していない専門家による就労村することができています。「女性のたらと追跡アンケート等で区民のニーズの検討をしていきます。	めの就労支援セミナー」については やセミナーの効果を探り、より効果的	A A 関係機関と、今後も、参 内な方法で 興課 B+
平価の視点 (1) (2) 当語 連携 加 で (1) 一次 (所管 (1) 一次 (所管 (1) 一次 (所管 (1) 元本の利点 (1) 元本の利益 (1) 元本の	事業等の遺 課単独では により対応で アンケートや きるよう内容 、事業など 管課の評価) 男女平等参	達成度における評価 実施していない専門家による就労村 することができています。「女性のたら ら追跡アンケート等で区民のニーズ の検討をしていきます。	めの就労支援セミナー」については やセミナーの効果を探り、より効果的	A A 関係機関と、 、今後も、参 的な方法で 興課

(2) 外部 (審議会の評価) 評価理由 B+(3) 二次(推進本部の評価と今後の方向) キャリアカウンセラーは、男女の資格者を配置し、相談しやすい環境を整えました。また、事業の周 評価理申|知も求職者の目につくように配置するなど、就労支援は順調に進捗しています。引き続き求職者が 就労できるよう支援をしていきます。 外部 次 課題 さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり B+B+推進本部の評価と今後の方向(外部評価については答申(72ページ)参照) ひとり親家庭等の生活の安定に向けた各所管の取組は順調に実施されています。母子福祉資金の貸し付けも、先々 の返済を見越して貸付を行うなど一人ひとりに配慮した支援を行っています。平成24年11月から開始した自立支援プロ グラムは、板橋区独自に父子家庭も対象としましたが、実施後間もないため顕著な実績にはつながりませんでした。今 後も、ひとり親家庭等が自立に向け安心して生活できるよう相談体制を充実し、支援に努めていきます。 政策経営部 男女社会参画課 取組19 自立に向けた就労支援 福祉部 福祉事務所 福祉部 障がい者福祉課 取組の内容、方策、事業など 再就職支援セミナー(福祉枠) 政策経営部 男女社会参画課 (1) 一次 (所管課の評価) B+ (1) 男女平等参画の視点から寄与したか Α 評価の視点 (2) 事業等の達成度における評価 В 今年度のセミナーは、実践的ですぐに役立つ講座を企画したため、すぐに就職を考えていない福 施 祉枠の申込者にとっては厳しかったようです。 生活保護を受給している母子等の自立を支援するた 策 めに、福祉事務所3所に対し参加者の推薦依頼を行っていますが、例年希望者が少ないのが現状 評価理由 の です。心身の状態から、すぐに就職を考えられない方も多いと思いますが、自立を望む人に当セミ 方 ナーの情報が届くよう、引き続き、福祉事務所と連携を強めていきます。講座自体は、受講生が少人 向 数だったこともあり、講師が一人ひとりにアドバイスしながら講義を進めることができました。 8 ひ 母子家庭自立支援訓練費助成事業 とり 取組の内容、方策、事業など 福祉部 福祉事務所 母子自立支援プログラム策定事業 親 (1)一次(所管課の評価) B+ 家 (1) 男女平等参画の視点から寄与したか 庭 B+ 評価の視点 等 (2) 事業等の達成度における評価 B+ が 安 自立支援訓練助成金事業は国の要綱のとおり母子家庭のみを対象としました。しかし、プログラム 心 評価理由|策定事業は、板橋区独自に父子家庭も含めたひとり親家庭を対象とし、自立に向けた就労支援を し 行っています。 て生 取組の内容、方策、事業など 障がい者就労援助の充実 福祉部 障がい者福祉課 活 \bigcirc で (1) 一次 (所管課の評価) Α きる環境づ (1) 男女平等参画の視点から寄与したか Α 重 評価の視点 点取 (2) 事業等の達成度における評価 Α 男女平等参画の視点に配慮して事業を行うことができました。また、事業達成に向けてハート・ワー 組 評価理由 クの委託先の変更を行い、就職者数を大幅に増やすことができました。雇用促進事業についても、 気軽に来場できる工夫を行い、就労支援事業のPRを行うことができました。 (2) 外部 (審議会の評価) B+評価理由 | 答申 (72ページ) 参照 (3) 二次(推進本部の評価と今後の方向) B+障がい者への就労支援は、委託先を変えたことで就職者の増につながるなど、積極的な支援が効

福祉事務所と連携し効果的な方法を工夫していきます。

評価理由

果につながっています。自立支援も、板橋区独自に父子家庭も対象に含め、ひとり親家庭全般を対

象にするなど積極的に展開しています。今後は、生活保護の母子家庭への就労が課題であるため、

取組20	経済の	安定に向けた支援	子ども家庭部 子ども政策 福祉部 管理課	果
取組の内容、方気	エ 単茶インノシ	児童扶養手当の支給		光学 調
取組の内谷、万ヶ	マ、争来など	児童育成手当の支給	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	义永珠
(1)一次(所	管課の評価)			Α
評価の視点 (1) 男女平等	等参画の視点から寄与したか		А
(2)事業等(の達成度における評価		Α
評価理由 から	は父子家		各自治体創設の「児童育成手当」と同様 、支給しているなど、ひとり親家庭等のラ	
取組の内容、方 策、事業など		母子福祉資金 女性福祉資金	福祉部 管理課	
(1)一次(所	─└ 管課の評価)			Α
(1) 男女平等	等参画の視点から寄与したか		A
評価の視点 ┣━━		の達成度における評価		Α
評価理用する	ための支	援を行うことができました。	金を貸付けするなど、自立や安定した	生活を構築
(2)外部(審	議会の評価)			
評価理由				
(3)二次(推	進本部の評値	画と今後の方向)		Α
取組21		ら支援を行っていきます。 安定に向けた支援	子ども家庭部 子ども政策語 福祉部 福祉事務所 福祉部 障がい者福祉課 都市整備部 住宅政策課 政策経営部 男女社会参属 区民文化部 文化・国際交 (公財)板橋区文化・国際交 健康生きがい部 健康推進	可課 流課 ≤流財団
野知の中央 土佐	キャンパ	母子生活支援施設	フ184 学廃並 フ184 a	<i>L</i> dd c ∋m
取組の内容、方気	マ、争業など	ひとり親家庭ホームヘルプサービ		义永硃
(1)一次(所	管課の評価)			B+
(1) 男女平等	等参画の視点から寄与したか		B+
評価の視点 (2) 事業等の	の達成度における評価		B+
を 評価理由 ひ 象や	施しましたとり親家庭で派遣回数	た。事業推進による母子への生活支 Eホームヘルパー派遣については、	生活支援や自立支援を行うために、継援により、男女平等参画に寄与しました概ね順調な利用ですが、運用面においに基づき、事業趣旨に沿う運用を行い、年7月1日)	た。 ハて派遣対
		母子生活支援施設		
取組の内容、方気	6、事業など	ひとり親家庭ホームヘルプサービ 福祉総合相談	ス 福祉部 福祉事務所	
(1)一次(所	管課の評価)			B+
(1) 男女平等	等参画の視点から寄与したか		B+
評価の視点 ┣━━		の達成度における評価		B+
評価理由 ホ	ームヘル		活支援を通じ、男女平等参画に寄与し し、生活の安定、子の健全育成に寄与 業務を行いました。	-

			障がい者生活介護施設の整備		
取組の内容	、大策、事業など	0	障がい者地域自立生活支援相談・セミナー	福祉部 障がい者福祉	上課
			知的障がい者グループホームの整備促進		
(1) 一次	マ(所管課の評価))			Α
評価の視点	(1) 男女平等	等参画	の視点から寄与したか		Α
р 1 Шт 4 > Югууу	(2) 事業等の	の達成	度における評価		Α
評価理由	施設の充実を や能力を発揮	·図るこ 『できる	の家族の負担軽減、生活安定のために情報提 とができました。また、障がい者に対し、性別 ら場を提供することができました。引き続き、事 が安心できる環境づくりを図っていきます。	や年齢等に関係なく、	各々の個性
取組の内容	で、方策、事業など		住宅情報ネットワーク 保証人等債務保証制度の紹介	都市整備部 住宅政第	
(1)一次	ス(所管課の評価)		Primary C. d. DC 29 Francisco C. (1971)		Α
	(1) 男女平等	等参画	の視点から寄与したか		A
評価の視点			度における評価		Α
評価理由	申し込むのにが親や兄弟が という意味で、	、債務に保証に保証について	制度については住宅情報ネットワークと一緒に 保証制度は申し込まない場合があるため、ア 人となっていました。制度の利用者は少ないて 会社を利用する世帯より良好な状況にあると受 でも、不動産店への周知がかなり浸透してきて でいます。	ンケートを取ったところ ですが、親族の支援が をけ止めています。また	。、ほぼ全員 得られている こ、住宅情報
取組の内容	、方策、事業など	0	総合相談	政策経営部 男女社会	冷 参画課
(1) 一次	て(所管課の評価)				Α
	(1) 男女平等	等参画	の視点から寄与したか		Α
評価の視点	(2) 事業等(の達成	度における評価		А
評価理由	にも対応でき 他の相談窓 有化し、相談	ました。 ロへの 内容別	相談員により、相談技術や支援が向上したほ。相談件数の増加は、相談窓口の周知の結果のつなげ方の個人差解消のため、相談員全員 別に分けた相談先一覧マニュアルの整備を行りに向けた支援ができるようになりました。	とが出始めていると考え で相談内容とその対象	とています。 心について共
取組の内容	、方策、事業など		国際交流員・語学ボランティアによる通訳・翻訳	区民文化部 文化·国 (公財)板橋区文化·国際	
(1) 一次	マ (所管課の評価)				B+
おほうせい	(1) 男女平等	等参画	の視点から寄与したか		А
評価の視点	(2) 事業等(の達成	度における評価		B+
評価理由	(英語、中国語人への行政サ	吾等) つ	/ターの相談業務において要請があった場合で対応することとしました。通訳・翻訳事業が、スの充実につながり、「困難を抱える男女が安」「に寄与しています。	日本語が十分でない	区内在住外国
取組の内容	、方策、事業など		○ 外国語版母子健康手帳の交付	健康生きがい部 健康	推進課
(1) 一次	マ (所管課の評価)	1	· · ·	1	Α
証年の40 ト	(1) 男女平等	等参画	の視点から寄与したか		А
評価の視点	(2) 事業等の	の達成	度における評価		Α
評価理由	妊娠届、転入時	時等に	必要な妊婦・乳幼児の保護者にはPRを行って配	一一一	
(2)外部	 (審議会の評価))			
評価理由					
(3) 二次	└────────────────────────────────────	西と今後	後の方向)		B+
評価理由			る区民に対し、所管課では相談者の個別事作 取組は順調に進捗しています。今後も引き続		

пл	

6 高齢期に安心して生活できる環境づくり

外部	二次
В+	в+

推進本部の評価と今後の方向(外部評価については答申(73ページ)参照)

高齢者の生活の安定に向けて、地域包括支援センターの職員体制の充実や、男性の食の自立と栄養予防のための一般高齢者向け介護予防事業など所管の取組は順調に実施されました。しかし、女性高齢者の求職についてはニーズに合致する求人数を確保できていない現状もあり、今後も希望者が就職に結びつくように支援に努めていきます。

		ソポルフ	労に向けた支援	健康生き	きがい部 生きがい推進	課
反組の内容、方策、	車業かど	0	シルバー人材センターの充実			
	, # * /*C	0	アクティブシニア就業支援センター			
(1)一次(所管	H-1 H-1 1III/					B+
半価(/)視点 ———			の視点から寄与したか			A
			度における評価		and the family like an are the	B+
こついては、オ	く人件数から す。今後	極端 も求罪	.自求人件数は拡大しました。し 常に少なく、職種によっては、ま 散者のニーズに応じて、シルバ っていきます。	だまだニーズに	合致する求人数を確	保できてレ
(2)外部(審議	会の評価)					
評価理由						
(3)二次(推進	本部の評価	と今後	その方向)			B+
			ふんで再就職支援講座を行うな ニアと連携し求人数の確保を行		労支援は順調に進捗し	ています
取組23	4	生活 [·]	サポート体制の充実	福祉部 都市整備	きがい部 おとしより保健社 福祉事務所 備部 住宅政策課 きがい部 健康推進課	畐祉センター
取組の内容、方策、	事業など		おとしより相談センター(地域包括支拡充	え援センター)の	健康生きがい部 おとしより保	健福祉センタ
(1)一次(所管	課の評価)					B+
业価の組 占 🗕 🗕			の視点から寄与したか			B+
男女職員	xを問わず 本制を男っ 24年度に打	、す 女とも	度における評価 べての高齢者が安心・信頼して に充実させることができました。 した課題等を踏まえ、平成25年	地域包括支援	受センターの設置数増	こついてに
取組の内容、方策、	事業など		福祉総合相談(再掲21)		福祉部 福祉事務所	
(1)一次(所管	課の評価)					B+
坐価(/)福 占 └──			の視点から寄与したか			B+
(2)	事業等の	達成	度における評価			B+
評価理由 相認	炎者の個別	川事情	fを十分聴取し、適切な相談業 	務を行いました	- -0	
取組の内容、方策、	事業かど		住宅情報ネットワーク(再掲21)		都市整備部 住宅政策	子課
/// ¹¹¹ /1 / / / / / / / / / / / / / / / / /	ナボなし		保証人等債務保証制度の紹介(再	揭21)	田川亚州田 压心蚁外	× H/T\
(1)一次(所管	課の評価)					Α
(1)	男女平等	参画	の視点から寄与したか			Α
业/m//) 私日 白 — — — — — — — — — — — — — — — — — —			度における評価			Α

高齢者の安心した生活に

向けた支援

題

施策の方向9

場合にNPO法人と連携するなど、あらゆる制度を総合的に活用して支援するように努めました。

			在宅高齢者食生活支援事業								
取組の内容	で、方策、事業など	0	一般高齢者向け介護予防事業	一健康生きがい部 健康 	推進課						
(1) 一次	マ (所管課の評価)					B+					
評価の視点 (1) 男女平等参画の視点から寄与したか											
評価の倪点	評価の視点 (2) 事業等の達成度における評価										
評価理由	一般高齢者向け介護予防事業については、男性のみを対象にした2日制の講座は、情報交換による知識の習得と、調理技術の習得に効果的でした。情報紙については活用状況の把握や内容の妥当性を検討するために、情報紙を見た個人に意見を聞くのが理想ですが、平成25年度は配布施設に対してアンケートを実施したいと考えています。										
(2)外部(審議会の評価)											
評価理由											
(3) 二次	マ(推進本部の評価	面と今後	後の方向)			B+					
評価理由	真齢者の生活の安定に向けて、地域気折支援センターの職員体制の玄宝をけざめ、久正等の取										
取組	24	地域	社会への参画支援		きがい部 生きがい推進家庭部 子ども政策課	課					
			(仮称)シニア活動センターの開設								
			いこいの家活用促進								
取組の内容	、方策、事業など	ふれあい館活用促進 健康生きがい部 生きがい			康生きがい部 生きがい推っ	 進課					
3/X//MC > 7 1 1/L	\ <i>J</i> J <i>A</i> (\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		グリーンカレッジ		WTGWA IN TGWA IE						
		○ シニア世代の社会参加に関する総合的な支援 等の推進									
(1)一次	ス(所管課の評価)		守少在进			B+					
	(1) 男女平等	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	の視点から寄与したか			A					
評価の視点	(2) 事業等の達成度における評価										
評価理由	域に密着した グリーンカレ 立15周年を近 を網羅する自	施設と ッジ卒 !えまし 主組糸	率は低下していますが、ふれあい館 として認識されてきています。 に業生の受け皿の一つであるOB会にた。学習面だけでなくサークル活動 後に成長しました。グリーンカレッジの ハウを活かし、シニア向け講座の企同	は、会員数 も活発で O入学式	数800名を超え、平成24 であり、男性・女性を問れ 卒業式へのお手伝いた	年10月に創 っず区内全域					
取組の内容	で、方策、事業など		世代間交流促進	子	ども家庭部 子ども政策	課					
(1) 一次	ス (所管課の評価)		I			B+					
## /# c #P !-	(1) 男女平等	5参画	の視点から寄与したか			B+					
評価の視点	(2) 事業等の	り達成	度における評価			B+					
子どもと高齢者との交流の中で、子どもは高齢者の体験を学び、また児童とのふれあいにより、高 評価理由 齢者の地域社会参画を進めています。今後の児童館事業の再構築検討の中で、世代間交流につ いても検討していきます。											
(2)外部	(2) 外部 (審議会の評価)										
評価理由											
(3) 二次	」 マ(推進本部の評価	面と今後	後の方向)			B+					
評価理由	真齢者に対して久種重業や冊代問な流わり、地域社会に参加できる環境は敷備され、取組け順										

推進本部の評価と今後の方向(外部評価については答申(73ページ)参照)

各種健康診断や講座の開催など、一般向けや女性・若者向けなど、生涯を通じた健康づくりを支援するための取組は順調に実施されています。しかし、「こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問事業」は全対象家庭訪問まで至っていな いため、今後も母子及び家族の心身状況や養育環境を把握し適切な支援に努めます。

取組25	生涯	を通じた健康づくり支援 健康生きがい部 健康推進	課				
		区民一般健康診査					
	0	国保特定健康診查·特定保健指導					
		後期高齢者医療健康診査					
取組の内容、方策、事	生た ど	健康づくり協力店の充実					
以他 ^少 门行、万水、争	0	がん検診					
		成人歯科検診					
		在宅高齢者食生活支援(再掲23)					
		一般高齢者向け介護予防事業(再掲23)					
(1)一次(所管課の	(1) 一次(所管課の評価)						
評価の視点 (1) 男	女平等参回	Iの視点から寄与したか	А				
(2) 事	業等の達成	対度における評価	Α				
います。 性の体調 評価理由 一般高 る知識の 当性を核	区民一般健康診査・がん検診・成人歯科検診などの各種健(検)診については、性差なく実施しています。また、女性特有のがん、男性特有のがんについても、それぞれ実施しています。検診では女性の体調等に配慮した取組も行っています。 一般高齢者向け介護予防事業については、男性のみを対象にした2日制の講座は、情報交換による知識の習得と、調理技術の習得に効果的でした。情報紙については活用状況の把握や内容の妥当性を検討するために、情報紙を見た個人に意見を聞くのが理想ですが、平成25年度は配布施設に対してアンケートを実施していきます。						
(2) 外部 (審議会の評価)							
評価理由	_						
(3) 二次(推進本部の評価と今後の方向) B+							
ナ州の健康支援について建築的に取り知り、実建なりばるおど順調に進せしています。 合名 東来なや江							

女性の健康支援について積極的に取り組み、実績を上げるなど順調に進捗しています。今後も事業を検証 しつつ実効性のある取組を続けていきます。

取組26		性の健康づくり支援	健康生きがい部 健康推進課						
	(女性健康支援センターの健康教育(女性	女性健康支援センターの健康教育(女性健康セミナー)						
		女性の健康学習支援	女性の健康学習支援						
		プレママ栄養講座							
時年の中央 土壌	ま 事業が15	女性健康支援センターの専門相談(女性	のための健康何でも相談・専門相談)					
取組の内容、方第	マ、争業など	女性健康支援センターの自助グループの	育成•支援						
		女性のがんに関する情報提供							
		こんにちは赤ちゃん事業	こんにちは赤ちゃん事業						
		新生児訪問指導(産後うつ対応の充実)							
(1)一次(所	管課の評価)			B+					
評価の視点 (1	(1) 男女平等参画の視点から寄与したか								
(2	(2) 事業等の達成度における評価								
		センターの健康教育については、女性の							
	ができました。新規事業の女性の健康イベントを実施したり、健康教育の参加者が大幅に増加したり したことは、とても良かったと考えます。								
		う良かうにころんよ 9 。 oやん事業・新生児訪問指導については	赤ちゃんが新生した全ての	家庭に訪問					
		を成できていませんが、訪問した家庭の							
		直必要な保健福祉サービスへの連携に 100mmにある。		を深に対する					
(2)外部(審議会の評価)									

女性の健康支援について積極的に取り組み、実績を上げるなど順調に進捗しています。今後も新生児家庭

施 策 の 方向

10

生 涯

を通

じ た 男 女 の 健 康

づくり

支援

評価理由

(3) 二次(推進本部の評価と今後の方向)

への訪問実績が上がるよう、実効性のある取組を続けていきます。

	取組2	7	健康	に関する正しい理解の促進	健康	了委員会事務局 指導室 医生きがい部(保健所)予防 医生きがい部(保健所)生活			
	取組の内容	、方策、事業など	0	学校における性教育の推進		教育委員会事務局 指導電	玄		
	(1)一次)一次(所管課の評価)							
	評価の視点	(1) 男女平等参画の視点から寄与したか							
	計価の税点	(2) 事業等の	り達成	度における評価			А		
	東京都教育委員会の性教育に関する方針を十分に考慮し、全小・中学校において各権 た人権教育に関する全体計画及び年間指導計画とともに、体育・保健体育(保健領域) 導計画に基づいて健康に関する正しい理解の促進をめざした適切な指導を意図的・計画とができました。 板橋区立全小・中学校において薬物乱用防止教室を実施することができたことで、生涯 康への理解促進を図ることができました。								
			0	HIV抗体等検査・相談					
	取組の内容	、方策、事業など	0	酒害(アルコール)ミーティングによる支援の	推進	 健康生きがい部(保健所)	子防分等理		
	AVWT V) TO	、カル、サ木なこ	0	エイズ予防講演会		[医冰工C24.4. [即(以底)])	1.的对水味		
			0	性感染症に関する啓発					
	(1)一次	(所管課の評価)					Α		
	評価の視点	(1) 男女平等参画の視点から寄与したか							
	11 m >> 100 W	(2) 事業等の	り達成	А					
重点文且	評価理由	め、家族対象 HIV抗体等 行っています: に影響が及ぶ ています。 若者層への	のきなが、とかいことが、とかいる。	関は、飲酒者本人の問題のみならず ティングは本人ミーティングの2倍のほ 学性感染症普及啓発活動においては 別により身体の仕組みや症状が異ないあるなど、医学的な違いについては、 こついても、年々大学との連携がスムー ね好評な結果が得られています。	回数で、	を実施し啓発に努めている 女は対等な関係として認まり、女性の場合は妊娠中の しぞれの特徴を踏まえた内	ミす。 徴し事業を 0母体や胎児 1容で対応し		
	取組の内容	、方策、事業など		薬物乱用防止に関する啓発		健康生きがい部(保健所)	生活衛生課		
	(1)一次	(所管課の評価)					B+		
	評価の視点			の視点から寄与したか			B+		
	F1 [m] - D2711	(2) 事業等の	り達成	度における評価			Α		
	薬物乱用防止指導員の推薦については、薬物乱用防止の取組に理解と熱意のある者が薬物 防止指導員として求められるため現任者を重視し、退任者分は平成25年度に追加推薦するこれため、男女平等参画の視点から取り組んだとまでは言えませんでした。 事業については、東京都薬物乱用防止推進板橋地区協議会と連携して、予定どおり活動をできました。								
	(2) 外部 (審議会の評価)								
	評価理由	答申(74ペー:	ジ)参照	Ħ.					
	(3) 二次	(推進本部の評値	西と今後	後の方向)			Α		
	向けて事	業を実施しま! [調に実施して	た。る	薬物乱用防止教室や、区内大学祭でまた、区民まつりでの啓発や酒害ミーラー。今後も早期の啓発を行うことで、健	テイン	/グなど、健康への正しい	理解のための		

めざす姿

男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会

<u>外部 二次</u> B + B +

推進本部の評価と今後の方向(外部評価については答申(75ページ)参照)

3

ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰を創設し、表彰式では企業の担当者を対象に、板橋産業連合会や東京商工会議所板橋支部の協力を得てセミナーを開催しました。今後も関係機関と連携し効果的に意識啓発をしていきます。また、保育定員を増加し、日帰りショートステイの新設や私立幼稚園での預かり保育実施園への経費補助など保育環境を充実するとともに、あいキッズ・寺子屋事業も順調に開設しており、子どもの安全・安心の居場所の提供として、今後も学校や地域と連携し、事業展開を図っていきます。

「こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導」では、全家庭への訪問は達成できませんでしたが、保育園や児童館での子育て育児相談は件数も増加し、他機関との連携も強化し順調に実施できました。また、地域包括支援センターの体制や障がい相談事業所の増加、介護者の休養支援など高齢者や障がい者支援についても充実を図りました。

今後も実効性のある施策を行うとともに、男女の固定的性別役割分担を解消するためのより実践的な講座を開催し、意識 啓発を行っていきます。

 課題
 8
 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の普及・推進
 B 十 B

推進本部の評価と今後の方向(外部評価については答申(76ページ)参照)

ワーク・ライフ・バランスは、「育児と仕事の両立」と捉えられがちですが、様々な立場によりバランスの対象は変わってきます。平成i24年度は「仕事と介護の両立」についてセミナーを実施しましたが、今後も関係機関とも連携し幅広い層に理解をしていただけるよう、取り組んでいきます。

取組28		ワーク	・ライフ・バラン	スの実現に	向けた啓発・普及	及 [i	政策経営部	男女社会	会参画課
取組の内容、方策、事業など			男女共同参画週間等を活用した効果的な取組の実施						
以組の円谷	、刀界、尹耒はこ	0	産業連合会等と	の連携による	啓発の検討				
(1) 一次	(所管課の評価)								Α
評価の視点	(1) 男女平等	等参画	の視点から寄与	テしたか					Α
計価の扱点	(2) 事業等の達成度における評価							Α	
計価理用	ワーク・ライフ・バランスの分野の中でも、今後は育児に加え介護が問題となることが予想されており、時期的にタイミングの良い内容のセミナーを実施できました。講師が内閣府男女共同参画会議専門委員等の公職を歴任していて知名度が高く、実体験に基づく仕事と介護の両立については、とても説得力のある内容でした。								
(2) 外部 (審議会の評価) B十							B+		
評価理由	答申(77ペー:	ジ)参用	Į						
(3) 二次(推進本部の評価と今後の方向)							B+		

ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰に合わせて、企業の担当者を対象にセミナーを開催し、参加者の募集にあたっては板橋産業連合会や東京商工会議所板橋支部の協力を得ることができました。ワーク・ライフ・バランスは、企業の理解が大切なので、今後も関係機関と連携し効果的に意識啓発をしていきます。

課 題 8

値 バランスに関する 【施策の方向 11】 **●重点取組**

意識啓

発の

推進

ク

ライフ

9 │育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備

外部	二次
В	В

推進本部の評価と今後の方向(外部評価については答申(77ページ)参照)

社会保険労務士の経営相談では労働問題に加え、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた各種相談にも対応しました。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰を創設し、区内でワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の表彰を実施し、事業に合わせてホームページに「ワーク・ライフ・バランス」のサイトを作成して理解・啓発を行いました。表彰式では、企業の担当者を対象に啓発セミナーを開催し、参加者の募集にあたり板橋産業連合会や東京商工会議所板橋支部の協力を得ることができました。ワーク・ライフ・バランスは企業の理解が大切ですので、今後も関係機関と連携し効果的な意識啓発をしていきます。

			取組2	9	職場	の環境整備に向けた支援	(公)	É経済部 産業振興財)板橋区産業振興 財)板橋区産業振り 経営部 男女社会	興公社			
			取組の内容	、方策、事業など		社会保険労務士による経営相談 ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報	8提供	産業経済部 産業	振興課			
	施		(1) 一次	(所管課の評価)					В			
	策		評価の視点			の視点から寄与したか			B+			
	の方		11 m -> 100111	(2) 事業等(の達成	度における評価			В			
	向 12]ワーク		評価理由	ンス推進に向 しグッドバラン	けた名 ス会社	こよる経営相談では、労働問題等に加えて労 ・種相談に対応しています。また、男女社会 ・ 上賞」の受賞企業のパンフレットを窓口で配布 バランスの情報提供を行いました。	参画課	との連携で実施し	た、「いたば			
	・ライ		取組の内容	、方策、事業など	0	ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情	報提供	政策経営部 男女	社会参画課			
	フ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(1) 一次	(所管課の評価))				B+			
課題	バ	重	評価の視点			の視点から寄与したか			B+			
8	ランス推進の	点取組	評価理由	ワーク・ライン 働者や一般国 重要なのは言	フ・バラ 国民も行 うまで	度における評価 デンスの実現に向けて取り組む主体は、国、よ 含めて、それぞれに果たすべき役割がありま もありませんが、労働者一人ひとりの意識が め、それぞれの主体に応じた適切な意識啓	す。育 変わら	児・介護にかかわなければ、効果に	る制度面が はあまり期待			
	ための			ます。 3 (審議会の評価)		77			В			
	環 境			ョ 答申 (77ページ) 参照								
	整備		(3) 二次(推進本部の評価と今後の方向)									
	1)用		しました。 組む企業 促進・啓 板橋産業	また、ワーク・ きの表彰を実施 発を行いました 達連合会や東京	ライフ 回し、事 た。 表章 京商工	談では労働問題に加え、ワーク・ライフ・バラン・バランス推進企業表彰を創設し、区内でワース業に合わせてホームページに「ワーク・ラインジ式では、企業の担当者を対象に啓発セミナ会議所板橋支部の協力を得ることができまし、関係機関と連携し効果的な意識啓発をして	ーク・ラフ・バラ フ・バラ ーーを した。ワ	・イフ・バランスに利 ・シス」のサイトを作 開催し、参加者の ・ーク・ライフ・バラ	責極的に取り ■成して理解 募集にあたり			
			取組3	D 推進企	業·事			営部 男女社会参回 斉部 産業振興課	可課			
	施施		取組の内容	、方策、事業など	0	推進事業者表彰 推進事業者先進事例集作成	一政策	段経営部 男女社会	念画課			
	策 の		(1) 一次	(所管課の評価)					Α			
	方		評価の視点	() , , , , , ,	•	の視点から寄与したか			А			
	向		#1 lbd - \ D0\W	(2) 事業等(の達成	度における評価			Α			
	13]		評価理由	表彰名の検討 実施することが	、ロゴ・ できま	朝を経て、実施初年度でした。周辺自治体の実 マークの作成、募集、審査、決定まで試行錯誤 ∶した。表彰企業のPRについても、リーフレット 様々なメディアを通して広めることができました	の連続 作成、「	でしたが、最終的に	こ表彰式まで			

課題9	する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築 【施策の方向代】ワーク・ライフ・バランスを推進
-----	--

取組の内容	容、方策、事業など ○ 産業融資制度における利子補給優遇 産業経済部 産業振興								
(1)一次	欠(所管課の評価)								
評価の視点	(1) 男女平等	等参画	の視点から寄与したか		B+				
計価の元点	(2) 事業等の達成度における評価								
評価理由	区の産業融資を利用する際、利子補給の優遇加算を受けられるというインセンティブが功を奏し、一般事業主行動計画を策定した企業の利用が2社あったことから、評価(1)はB+としました。また、産業融資制度における利子補給優遇制度は、融資利率が低廉であることと併せて借主の負担軽減に大いに役立っている点から、評価(2)もB+としました。								
(2)外部(審議会の評価)									
評価理由									
	_								

(3) 二次(推進本部の評価と今後の方向)

B+

ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰を創設し企業を表彰するとともに、表彰企業のインセンティブに産業融 資制度の利子補給優遇をするなど、産業振興課と連携して事業を実施し、順調に進捗しています。今後も受 賞企業が増えるよう、引き続き周知をしていきます。

課題

子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実

外部 二次 B+B+

子ども家庭部 保育サービス課

推進本部の評価と今後の方向(外部評価については答申(78ページ)参照)

保育定員を増加するとともに、日帰りショートステイの新設や私立幼稚園での預かり保育実施園への経費補助など保 育環境を充実しました。あいキッズ・寺子屋事業も順調に開設しており、子どもの安全・安心の居場所の提供として、今 後も学校や地域と連携して事業展開を図っていきます。保育園での育児相談や児童館での子育て育児相談は件数も 増加し、他機関との連携も強化し順調に実施できました。「こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導」では、全家庭へ の訪問が達成できませんでしたが、今後も母子や家族に適切な地域の子育て情報を周知し支援を行っていきます。 地域包括支援センターの体制の充実や障がい者相談事業所の増加、介護者の休養支援など、高齢者や障がい者 支援についても充実を図りました。

	來
	の
	方
	向
課	14
題	多
10	様
	な
	5

なライフスタイル

10 対 応 L た 子 育 て 支援

施 策 の 方 向

	取組31 保育サ		ービスの整備	教育			
			保育園の整備				
			認証保育所の整備 認定こども園の設置				
			延長保育の拡充				
	取組の内容	、方策、事業など	家庭福祉員		子ども家庭部 保育サ	ービス課	
			病後児保育				
			病児保育				
			要支援児保育				
			一時保育				
	(1)一次(所管課の評価)						
	評価の視点		学参画の視点から寄与したか アスティー	Α			
重点)達成度における評価		Α		
が 取 組	評価理由	サービス定員	計画の見直しによる1,326人の保育サービン の増加が必要となりますが、平成25年4月1 定員増加目標数180人を上回る261人の保	日現在	の前年度比較で、計画	見直し前の	
			ファミリー・サポート・センター事業				
	野組の内容	、方策、事業など	育児支援ヘルパー		─ ─子ども家庭部 子ども家庭3	を控わいなー	
	以旭ッパ1合	、刀水、尹未なこ	ショートステイ		100家庭即 100家庭)	(1反 ピング	
			トワイライトステイ				
	(1)一次	(所管課の評価)				B+	
	評価の視点	,,	等参画の視点から寄与したか アスティー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			B+	
	11 mt -> 1001///	(2) 事業等の)達成度における評価			B+	
	ファミリー・サポート・センター事業において、ルール変更検討会を5回実施しました。男性方の援助会員から活発な発言があり、男女平等参画の視点において、一定程度寄与するました。ショートステイ事業においては、利用者からの要望に応える形で、日帰りを新設しまれた。ショートステイ事業においては、利用者からの要望に応える形で、日帰りを新設しまれた。ショートステイ事業においては、利用者からの要望に応える形で、日帰りを新設しまれた。ショートスティ事業においては、利用者からの要望に応える形で、日帰りを新設しまれた。						

	取組の内容	下、方策、事	事業など		預かり保育	教育委員会事務局 学務課				
	(1) 一次	て(所管課	の評価)					B+		
		(1) 身	男女平等	等参画	の視点から寄与したか			B+		
	評価の視点	(2) 事業等の達成度における評価								
	預かり保育実施園に対し補助を行うことにより、保護者の育児負担の軽減と女性の社会の確保が図られました。預かり保育実施園は、平成21年度は35園中31園、平成22年で32園、平成23年度はさらに1園増えて33園となっています。平成24年度は前年度同施しましたが、受入日数・延利用者数は増えており、着実に成果を伸ばしています。							度は1園増え		
	(2) 外部	(2) 外部 (審議会の評価) 評価理由 答申 (78ページ) 参照								
	評価理由									
	(3) 二次	て(推進本	部の評価	西と今後	その方向)			Α		
	業におり	vては要 O充実を 	望によ 図りまし	り日帰した。と	二期保育計画を見直し保育 りを新設するとともに、私立ら 今後も、様々な保育需要に鑑	か 稚園での預かり み 、子育て支援を	保育実施園への経費を充実していきます。 			
取	双組32	-	そどもの	の居場	計整備		ども家庭支援センター 司 学校地域連携担当	課		
					児童館子育ちサポート					
					学童クラブでの児童受入					
	取組の内容	F、方策、事	. 方策、事業など		乳幼児専用ルーム「すくすくサロ	子ども家庭部 子ども呼	汝 策課			
					母親教室					
İ	(1) 一次	て(所管課	管課の評価)							
		(1) 身	男女平等	等参画	の視点から寄与したか			B+		
	評価の視点	(2) 事	(2) 事業等の達成度における評価							
	評価理由	童数は 場として	63名で この役割	であり、 割を転	いる各事業の年間利用者数 前年度の103名と比較し、40 換していく方向であり、また党 より平成27年度に解消予定	名減少しました。 ^と 童クラブの待機	児童館については、テ	-どもの遊び		
直見					ファミリー・サポート・センター事業	(再掲31)				
7. 文					地域子育て支援拠点事業「0・1・	2ひろば」				
	取組の内容	F、方策、 事	事業など		子育て支援者養成システム		 子ども家庭部 子ども家	庭支援センター		
					子育て通信「すくすく」 子育て支援者グループの交流					
					地域子育て支援拠点事業「森の	サロン I				
	(1) 一次	マングログログログ マイス (所管課	の評価		地域「自て人扱虎ボザ米・林ツ	<i>y</i> - v]		B+		
					 の視点から寄与したか			A		
	評価の視点				度における評価			 B+		
	評価理由	男女 男女 児参加 ひろん	平等参 を推進 ば利用	画の∛ するこ 者は女	程点から、いたばし0・1・2ひろ ととなり、男女平等参画の視 で性(母親)の利用がまだまだ で宣伝し、利用者拡大に努め	点には十分寄与 多いため、男性(しています。	男性の育		
		子育"は良か	て編集ったと	委員に 考えま	に 男性の参加があり、男性の す。 今後は、子育てサークル をしていきます。	見点からの子育て				

板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」推進

いきいき寺子屋プラン

教育委員会事務局 学校地域連携担当課

B+

B+

B+

B+

B+

Α

Α

Α

Α

Α

В

B+

В

取組の内容、方策、事業など

		_											
					0	こんにちは赤ちゃん事業(再掲26)							
		取組の内容	7、方策、	事業など	0	新生児訪問指導(産後うつ対応の充実)(再掲26)	健康生きがい部 健康	推進課				
					0	離乳食訪問お助け隊事業							
		(1) 一次	で(所管	課の評価)					B+				
			(1) 男女平等参画の視点から寄与したか										
		評価の視点	(2) 事業等の達成度における評価										
		評価理由	面会すめに地	することに 也域の情	は達成 報や	ん事業・新生児訪問指導については なできていませんが、出産間際まで働 子育て情報を知らずにいた家庭や身 、地域での相談場所などについて具	いていた Y近に相	こり、転居したばかりであ 談相手もいない家庭に	ったりするた も出向き、話				
		(2)外部				() Ling () Think min section ()	11.43(0)	A/C ((CC// (CC//	750				
		評価理由											
							t						
						を を を を を を を を を を た と に と た と た り と り と り と り と り と り と り と り と		は場所で相談できる環境	を整備する				
		取組3	4	高齢者 サービ		い者とその家族を支援する福祉 充実	福祉部	きがい部 おとしより保健社 3 障がい者福祉課 3 福祉事務所	B+ B+ B+ B+ B+ B+ B+ B+ B+ B+ B+ B+ B+ B				
						おとしより相談センター(地域包括支援センター)の拡充(再揭23)						
						認知症家族支援プログラム							
		取組の内容	3 方策	事業かど		認知症高齢者援護事業	健	康生きがい部 おとしより保険	は福祉センター				
	+4=	70/1247 170	1 () 3) ((7 N. &C		地域ボランティア養成事業		ACTON CHI MOCOSTANIA	- III III. C V				
	施策					介護実習普及センター運営							
	の					高齢者虐待専門相談室運営			•				
課題	方向	(1) 一次		課の評価)		A THE LOS SHOPE IN SOCIETY							
0	16	評価の視点				「の視点から寄与したか ななないかるまで							
Ĭ	高		(2)	事業等(ソ達成								
	齢者・障がい	講座などのチラシや広報紙の作成にあたっては、複数の目でチェックし、男女平等参画の視点で配慮をしています。事業の実施にあたっては、比較的男性が参加しやすい自助具の作製と普及に関する人材養成を取り入れています。区民向け講座は、土曜日に介護講座を行うなど参加しやすさに配慮しました。認知症サポーター養成事業は、男女ともに受講予定人数を超える参加があり、地域における認知症高齢者支援の裾野拡大につながっています。											
	者と				0	障がい者相談支援体制の拡充							
	そ	取組の内容	7、方策、	事業など	○ 障がい者緊急保護施設の運営 福祉部 障がい者福祉								
	の 家					障がい者自立生活支援事業介護セミナー	-						
	族	(1) 一次		課の評価)									
	家族を支援	評価の視点				「の視点から寄与したか ななないなる。							
	援	_	(2)	争美寺(ノ達成	度における評価			A				
	する福祉サービスの充実	評価理由	体制の対象の対象についる	り拡充を 担当者同 着るの緊急 を を を と と と し で 、 そ の に そ の に き る の に き る り き る し う し て 、 そ し く し く し く し く し く し く し く し く し く し	めざつ! 士の!まの家活!! ひあり	は計画どおり増やすことができ、平成すことから相談支援事業所連絡会を 情報交換をしながら密な連携を取れ 理由や休養のため施設で一時的に到 族を支援しています。また、緊急保護 動の両立の一助として機能しています 方や家族各人の役割について男女 係のチラシ類を、施設玄関脇の見や	月に1回 る場を確 負かること 事由に 中。特定 平等の被	開催し、様々なケースに 経保しています。 により、介護者の負担を 学校行事参加等も含まさの家族の負担に偏りがも 見点から考えてもらえるよ	こついて事業 を軽減し、障 れており、家 らである介護				
	~	取組の内容	F、方策、	事業など		育児相談の充実	福	祉部 福祉事務所					
		(1)一次(所管課の評価)											
		評価の視点				「の視点から寄与したか							
		E. PM - S DOWN	(2)	事業等0	り達成	度における評価			B+				
		評価理由	相談	者の個別	川事情	「を十分聴取し、適切な相談業務を行い	いました。						

	果
톴	頁
1	O

(2) 外部 (審議会の評価)

評価理由

(3) 二次(推進本部の評価と今後の方向)

B+

福祉総合相談をはじめ、相談支援事務所の増設や各種講座・研修の開催など順調に進捗しています。今後も家族支援サービスを充実していきます。

課題

11 男女がともに家庭生活を担うための支援

<u>外部 二次</u> A A

推進本部の評価と今後の方向(外部評価については答申(79ページ)参照)

男女の固定的性別役割分担意識を解消するため、介護セミナーや子どもと楽しめる講座、ものづくりの講座を開講しました。今回は「きっかけづくり」として、固定的性別役割分担意識の解消や男女が区別なく介護に関わる機会となるようセミナーを実施しました。今後は、より実践的な講座も視野に入れ意識啓発を行っていきます。

向 17 男 女 が 協 力 L て 家事 育 児 介 護 等 を 担 う た め の

支

援

点

取

組

題

策の方

取組35 意識啓		発に「		受経営部 男女 上部 障がい者	
		0	男性の意識向上のための講座等の実施		
取組の内容、方策、	重業わじ		ライフステージに応じた実践的な講座等の実施	政等级学动	男女社会参画課
以)(H)()(F)(台、)()(A)	ず未なこ		ロールモデルの発掘・活用	以水柱呂印	力女任云参四昧
			育児・介護休業制度の普及・啓発		

 (1) 一次 (所管課の評価)
 A

 評価の視点
 (1) 男女平等参画の視点から寄与したか
 A

 (2) 事業等の達成度における評価
 A

親子で楽しく遊びながら、また、物作りを楽しみながら、固定的役割分担意識の解消や男女平等参 評価理由 画社会について考えてもらうきっかけにもなるセミナーを実施することができました。いずれも募集開 始日に即日定員超えとなるほど好評でした。

取組の内容、方策、事業など

障がい者自立生活支援事業介護セミナー『再掲34) 福祉部 障がい者福祉課

(1) 一次 (所管課の評価)
(1) 男女平等参画の視点から寄与したか
_{評価の視点}

A

(2) 事業等の達成度における評価

А

評価理由

介護は、家族の中でも特定の性別に負担が偏る傾向があることから、本セミナーを通して、参加者に介護に関する知識や理解を深めてもらうことで、男女平等に対する意識変革に寄与できました。

(2) 外部 (審議会の評価)

Α

|評価理由 | 答申(79ページ)参照

(3) 二次(推進本部の評価と今後の方向)

Α

様々な障がいに合わせたセミナーや固定的役割分担意識を解消するためのセミナーを開催し、男女がともに家庭生活に携わる機会を提供できました。今後も固定的役割分担意識にとらわれない講座の開催を行っていきます。

課題

|2 | |男女がともに地域活動に参画するための支援
 外部
 二次

 A
 A

推進本部の評価と今後の方向(外部評価については答申(80ページ)参照)

課題

地域活動においては、男女がともに参画し、取組は順調に進んでいます。

地域では、高齢化の進行や人間関係の希薄化、単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、男女がともに地域活動を担っていくことが必要です。今後も町会・自治会による防災活動や環境保全活動等、様々な地域に根ざした活動を通じて男女平等参画を推進していきます。

課 題 12

	取組36		地域	活動への参画支援	資源	環境部	地域振興課 清掃リサイク/ 住民防災支援	課 A A A C C で 町 治 に 感 会・区 に か な に が よ の の で い な に が な い な の の で い な に な が な い な い な が な い な い な が な い な い な が な い な い				
				町会連合会主催講演会及び各支部主催研修費	補助							
	あ 织の内容	・七年・車米がほ		ボランティア情報の提供		[月 ≑田				
	収組の円谷	組の内容、方策、事業など		○ NPOボランティア活動の活性化、協働推進 区民文化部 地域振興								
			0	町会・自治会への参加促進								
	(1) 一次	(所管課の評価)						Α				
	評価の視点	(1) 男女平等	等参画	の視点から寄与したか				А				
	11 間へ入りの火	(2) 事業等の)達成	度における評価				Α				
	評価理由	合会が初めて作成したものです。そのマニュアル作成に除し補助を行うことで、多くの町会・自治会 役員にマニュアルが行き渡りました。上記の活動により、今まで以上に男女を問わず多くの区民に町 会・自治会の活動を広く周知できました。 ボランティア活動の活性化、協働推進については、個人登録ボランティアにおける女性の比率が、 平成23年度の61%から66%へと向上しており、女性によるボランティア活動への参加が進んでいます。 取組の内容、方策、事業など										
				リサイクル推進員								
	取組の内容	、方策、事業など		 環境美化・リサイクル活動を行う組織への参加仮	子進	資源環境	竟部 清掃リサ	イクル課				
•	(1)一次	(所管課の評価)		11.00				Δ				
重	評価の視点	(1) 男女平等	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	の視点から寄与したか								
点取		(2) 事業等の	つ達成	度における評価				Α				
組												
	取組の内容	、方策、事業など	0	防災活動を行う組織への参加促進	1	危機管理	理室 住民防災支援課					
	(1) 一次	(所管課の評価)						Α				
		(1) 男女平等	等参画	の視点から寄与したか				А				
	評価の視点	(2) 事業等の)達成	度における評価				Α				
	評価理由	において均衡 ると言えます。 今後も区内	が取れ 全住日	では、防災リーダーの44.4%に当たる人がれており、「男女がともに地域活動に参画では防災組織において継続的に男女比の均もらうとともに、区民に対して広く周知・啓	する」と	という基 保てるよ	盤づくりは順語	調に進んでい				
	(2)外部	(審議会の評価)						Α				
	評価理由	答申(80ペー)	ジ)参用	 ξ								
	(3) 二次	【(推進本部の評価	面と今後	後の 方向)				Α				
	る防災リー 災組織に	ーダーの役割と おいて継続的	ともに	44%と順調に進んでいます。また、区民防 こ、状況に応じて求められる男女の視点を 女比の均衡が保てるよう、各町会・自治会 終発を行っていきます。	意識	して取り	組みました。	今後も住民防				

めざす姿

4 |男女の平等と人権が尊重される社会

外部 Α B+

推進本部の評価と今後の方向(外部評価については答申(81ページ)参照)

従来の大学祭等の啓発に加え、中学校の保護者向のデートDV防止セミナーの実施や、相談窓口の周知を図るため、板 橋区内の都営三田線の女子トイレにDV相談電話の案内シールを貼付するなど、啓発・普及対象を広げました。区立小・中 学校の研修も各職層の研修会に「人権教育」を位置付け理解向上を図りました。今後も普及対象の幅を広げ、啓発・教育を 推進していきます。

DVに関する専門相談では福祉事務所と連携し、被害者支援を実施しました。また、DV被害者が自立していくために必要 な支援を行うために庁内関係課で担当者会議を開催し、庁内における手続の円滑化を図るとともに、支援マニュアルを作 成し、意思疎通と情報提供の充実を図りました。今後も引き続きDV被害者の立場に立った情報提供や連携を進めていきま

固定的性別役割分担意識の解消に向けパネルを作成しましたが、活用は平成25年度以降となるため、今後もあらゆる広 報手段を利用し、様々な対象に向けて性別に基づく人権侵害の防止を啓発をするとともに、メディア・リテラシーの向上が図 れるよう働きかけていきます。

課題

13 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育 外部 .次

Α B+

推進本部の評価と今後の方向(外部評価については答申(81ページ)参照)

昨年に引き続き支援者向けのDV支援シートを保育園・幼稚園・児童館・学校に配布し、情報提供を行いました。ま た、中学校の保護者向けにデートDV防止セミナーを行うなど、従来の大学祭等の啓発に加え、情報提供や啓発を行 いました。区立小・中学校においては、校・園長、副校長・副園長、主幹教諭、主任教諭、教諭等の研修における各種 研修会に「人権教育」を位置付け理解向上を図りました。今後も普及対象の幅を広げ、啓発・教育を推進していきます。

重 点 取

施

策

の 方

向

19

女性

1=

. 対

す

る 暴

力

の

防

止 1= 向 け た 啓 発 の 推 進

題

13

女性に対する暴力防止に関する普及・啓発 取組37

政策経営部 男女社会参画課

○ DV防止関係資料による情報提供補助 取組の内容、方策、事業など セミナー等の実施

いたばしパープルリボンプロジェクト等戦略的なPR実施

(1) 一次 (所管課の評価) Α (1) 男女平等参画の視点から寄与したか Α 評価の視点 Α

(2) 事業等の達成度における評価

取組の全体を通して、他課との協力を得ながら進めることができました。教育委員会や防災危機管 評価理由 理課との連携で情報提供、セミナー実施等ができ、普及対象者の幅も広がりました。従来の啓発も引 き続き行いながら、今後も新たな形態での情報提供、啓発、配布工夫に努めていきます。

(2) 外部 (審議会の評価)

Α

評価理由 答申(82ページ)参照

(3) 二次(推進本部の評価と今後の方向)

B+

昨年に引き続き支援者向けのDV支援シートを保育園・幼稚園・児童館・学校に配布するとともに、加害者対 策についても情報提供を行いました。デートDV防止セミナーでは、中学校PTA連合会の協力を得て保護者 向けの講座を実施しました。今後も効果的に普及・啓発を行うために、従来の大学祭等の啓発に加え普及対 象の幅を広げ、情報提供や啓発方法を工夫していきます。

取組3	8	学校			了委員会事務局 指 發経営部 男女社会				
取組の内容	容、方策、事業など ○ 区立小中学校における人権教育の充実 教育委員会事務局				号 指導室				
(1)一次(所管課の評価)									
評価の視点	(1) 男女平等	等参画	の視点から寄与したか			Α			
計価の光点	(2) 事業等の	の達成	度における評価			Α			
評価理由	育」を位置付いにおいても「人 教育委員会	ナ、理 た 権教 指導	・副園長、主幹教諭、主任教諭、教諭等の研修解の深化を図ることができました。さらに平成24育」を設定し、教職員の「人権教育」への理解「包訪問や各学校・園の校内研修における人権教験職員への啓発を行うことで、取組の促進を図	年月 句上 教育	度からは、若手教 を図ることができる について、訪問時	員育成研修 ました。			

34

			取組の内容、方策、事業など		高校・大学と協働した予防教育の検討・実施	政策経営部 男妻	女社会参画課				
			(1)一次(所管課の評価	i)		1	Α				
			動が神の祖 丘		国の視点から寄与したか		Α				
			(2) 事業等	の達成	戈度における評価		B+				
課 題 13			を行えたこと 望する学校が 心を高めるだました。また。	は大変 ド無か め、2 高校	への出展が主だった予防啓発普及から、大 を良かったと考えます。しかし、高校向けの ったことから、リーフレットの配布にとどまっ 公立高校の養護教諭会議の中でデートDV 向けのDV防止出前講座を行えなかったこ ミナーを開催し、若年層でのDV防止教育	取組は、今年度DV防止と ってしまいました。予防教育 7防止セミナーへの参加呼 ことから、中学校PTAを主が	出前講座を希 への興味関 びかけを行い				
			(2)外部(審議会の評価	i)							
			評価理由								
			(3) 二次(推進本部の詞	価と今	後の方向)		B+				
					重職層研修での人権教育や大学への出前 広げ、啓発・教育を推進していきます。	汀授業など取組は順調に進	捗していま				
			 課 題	14	 D∨被害者の立場に立った相談体制	の構築	外部 二次				
							A B-				
	推進	本音	部の評価と今後の方向	(外剖	3評価については答申(82ページ)参照	()					
	シー	ルを	と貼付しました。 DVに関	する! 今後も	周知を図るため、板橋区内の都営三田線 専門相談では福祉事務所と連携し、被害す ら引き続きDV被害者の立場に立った情報 ほに関する情報の周知	者支援を連携して行うととも	に、婦人相談ます。				
	施施		HXMEO9		■報制度の周知						
	策		取組の内容、方策、事業など		民生委員、医師会等関係機関との連携						
	の 方		(1)一次(所管課の評価	i)			Α				
	向 20		【評価の相占 ────		町の視点から寄与したか		А				
	_		(2) 事業等		戈度における評価		B+				
	早期発見に	●重点	評価理由 い合わせや: 員や医師会 れませんでし	通報が 等は、	を中心に行い、実際に出向いて説明を行 、増加し、周知効果が見られました。 病院関情報提供する事項が生じなかったこともあ	関係者からの通報もあります	が、民生委				
課題	向	取組	(2)外部(審議会の評価	i)			Α				
超 14	けた	加	評価理由 答申(83ペー	·ジ)参	照						
	仕 組		(3) 二次(推進本部の詞	価と今	後の方向)		Α				
	みづくり		者支援シートを配布し	、通報	犬が多いため、その年代と接する機会の多 最制度や支援の流れについて説明しました 新たな情報提供がなされていないため、← 進めていきます。	。しかし、昨年度配布・説明	明を行った医				
	【梅		取組40		相談に関する情報の周知	政策経営部 男女社会	会参画課				
	施策の		取組の内容、方策、事業など		多様な媒体を活用した相談窓口の周知						
	の方		(1)一次(所管課の評価	i)			Α				
	強向 化21			(1) 男女平等参画の視点から寄与したか							
	٠ 🗀		(2) 事業等	の達成	戈度における評価		Α				
	充 V 相談		シュニュー い面もありま	したが	ポスターや配布物を置くことは、駅のスペー 、主旨及び比較的場所を取らないシール りました。今後も、多様な機関との連携を少	貼付であることを説明し、夏	東京都交通局				

の許可を得るに至りました。今後も、多様な機関との連携を少しずつ広め、広く区民に届くような場所、形態での相談電話周知に取り組みます。

·相談体制

(2) 外部 (審議会の評価)

Ē	木
Ē	百
Y	모
1	5
П	:n

			都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携				
版知の中容	十年 事業小区		母子緊急一時保護事業		ric		
取組の内谷	、方策、事業など		DV被害者保護	(倫似部) (倫似) (核	FIFT .		
			警察との連携強化				
(1) 一次	(所管課の評価)				B+		
証価の組占	(1) 男女平等	等参画	の視点から寄与したか		B+		
	(2) 事業等の)達成	度における評価		B+		
評価理由	DV被害者の	個別事	「情を勘案し、適切な援助を行いました。				
取組の内容、方策、事業など 母子緊急一時保護事業 子ども家庭部 子ども							
(1) 一次	(所管課の評価)				B+		
並供の担占	(1) 男女平等	幹参画	の視点から寄与したか	子者の安全確保に効果 民護にあたっては、DV	B+		
計画の元点	(2) 事業等の達成度における評価						
評価理由			ー時的な保護、自立支援を援助し、DV等の被害者 ることにより、男女平等参画に寄与しています。	きの安全確保に効	果がある取		
(2)外部	(審議会の評価)				в+		
評価理由	答申(84ページ	ジ)参 児	K				
(3) 二次	(推進本部の評価	面と今後	もの方向)		B+		
			次保護のため、関係機関と連携を行いました。保記 :援を行いました。今後も継続的に関係者との連携				

課題

取組43

16 DV被害者が自立するための支援 外部

Α B+

政策経営部 男女社会参画課

推進本部の評価(外部評価については答申(84ページ)参照)

DV被害者が自立していくために必要な支援をそれぞれの関係各課が行いました。支援にあたっては、庁内関係課 で担当者会議を開催し庁内における手続の円滑化を図るとともに、支援マニュアルを作成し意思疎通と情報提供の充 実を図りました。

庁内各種手続きの円滑化

策 の 方 向 23 自立 生活再

建 の た め の

支 援

体

制

16

施

取組の内容	、方策、事業など	0	DV相談共通シートの作成に向けた検討						
(1) 一次	1)一次(所管課の評価)								
評価の視点	(1) 男女平等	等参画	の視点から寄与したか	Α					
計画の元点	(2) 事業等の)達成	度における評価	А					
計画に示されていた「DV相談共通シート」は、プライバシー保護等の情報管理の問題から、 都がシートの作成・運用を取り止めたため作成は見送りました。その代案として「手続きシート」 書類・持ち物シート」を検討し作成しました。運用実施は平成25年度からですが、試験運用段 相談者に好評を得ています。									
(2) 外部 (審議会の評価)									
評価理由									

(3) 二次(推進本部の評価と今後の方向)

Α

DV被害者が庁内での手続きを円滑に行うために各種窓口で必要な書類などをまとめたシートを作成し、取 組は効果的に行われました。今後もDV被害者支援を充実していきます。

取組44		被害者等に関わる情報の保護	政策経	営部	男女社会参	画課
取組の内容、方策、事業など	() 住!	民票の写しの交付制限等が適切に運用され	·るための]	取組		
(1)一次(所管課の評価	i)					Α
	等参画の社	見点から寄与したか				А
評価の視点 (2) 事業等	の達成度に	こおける評価				А
	や関係機	こついては、法令に則り適切に処理す 関との連携を行っています。警察署と した。	_			
(2)外部(審議会の評価	i)					
評価理由						
(3) 二次 (推進本部の評	価と今後の	方向)				Α
		者暴力相談支援センターと警察署との 鳴して適切な運用をしていきます。)役割分	担を明	確にするた	めの会議を
取組45	生活再發	建に向けた支援	福祉部 福祉事務所 産業経済部 産業振興課 政策経営部 男女社会参画課 都市整備部 住宅政策課 健康生きがい部 国保年金課 教育委員会事務局 学務課 子ども家庭部 保育サービス課			
	生	活の支援				
取組の内容、方策、事業など	就	労に向けた支援	福	祉部	福祉事務所	:
	連	携会議				
(1)一次(所管課の評価	i)		•			B+
評価の視点 (1) 男女平	等参画の神	見点から寄与したか				B+
(2) 事業等	の達成度に	こおける評価				B+
評価理由 DV被害者の)個別事情	を勘案し、適切な援助を行い、自立支持	爱を進める	ました。		
取組の内容、方策、事業など	就	労に向けた支援	産	業経済	育部 産業振り	興課
(1)一次(所管課の評価 (1)	i)		<u> </u>			B+
(1) 男女平	等参画の	現点から寄与したか				A
評価の視点 (2) 事業等	の達成度に	こおける評価				В
評価理由 あった点から	評価(1)は	、や女性のためのセミナーの実施など Aとしました。全体的に参加者・相談₹ 西(2)はBとしました。				
	就	労に向けた支援				
取組の内容、方策、事業など	○ 被	害者支援マニュアル	政	策経営	當部 男女社	:会参画課
	連	携会議				
(1)一次(所管課の評価	i)					Α
	等参画の社	見点から寄与したか				А
(2) 事業等	の達成度に	こおける評価				B+
評価の視点 (2) 事業等 精神的ダメ 労へ向けた料 しています。	の達成度 ージを負っ 青神的ケア 今後は、根	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	他機関が	「行つ	ているため、・	B+ とに応じて そちらを紹

	取組の内容	1容、方策、事業など 住宅確保に向けた支援 都市整備部 住宅政策課									
	(1) 一次	(所管	課の評価)				Α				
	証年の祖上	(1)	男女平等	等参画	の視点から寄与したか		Α				
	評価の視点	(2)	事業等の	の達成点	度における評価		Α				
	評価理由	DV∤	被害者に	二対して	、公共住宅をはじめ総合的に案内するよう。	支援に努めました。					
				,,,	,						
	取組の内容	、方策、	事業など		国保・年金制度による適切な情報提供	健康生きがい部 国保	年金課				
	(1) 一次	(所管	課の評価))			Α				
	評価の視点	(1)	男女平等	等参画	の視点から寄与したか ター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		Α				
		(2)	事業等の	の達成点	度における評価	こおける評価					
	今後も窓口対応時におけるプライバシー保護(他の区民に生活状況を知らせないなど)に 既存冊子等を配布、説明することで国保年金制度に関する適切な情報提供に努めたいと 区内在住のDV被害者に対しては、配偶者暴力相談支援センター等と連携し、住民票が でも保険証を発行する等の支援を行っています。										
	取組の内容	、方策、	事業など		就学の支援	教育委員会事務局 学	△務課				
	(1) 一次		課の評価)			B+					
	評価の視点				の視点から寄与したか		B+				
					度における評価	こくぶつ の担金を見る	B+				
	評価理由	生徒につい	区内に居住する又は、施設等へ保護された母子について、プライバシーの保護を最優先し、児童・生徒について学校への就学(転入学)事務を行いました。入学後、財政的支援として就学援助制度について案内をしました。関係機関と連絡を密にし、児童・生徒の保護を最優先に就学の支援事務を行っています。								
	取組の内容	、方策、	事業など		保育の支援	子ども家庭部 保育サー	ービス課				
	(1) 一次	(所管	課の評価)				Α				
	評価の視点	(1)	男女平等	等参画	の視点から寄与したか	Α					
	11	(2)	事業等の	の達成点	度における評価	Α					
	評価理由	DV	被害を受	をけた親	見の子どもの受入れを多数の保育園で行って見やその児童を援助するため、保育園におい こは、園長をはじめ職員全員が丁寧な対応に	ってもメンタル面で傷つ	いているDV				
	(2)外部	(審議	会の評価))							
	評価理由										
	(3) 二次	(推進	本部の評価	西と今後	の方向)		B+				
					け、各所管は適切な情報提供や手続きを行 手者の支援を行っていきます。	い、取組は順調に進捗	しています。				
	取組4	6			子どもへの継続的な支援 子	ども家庭部 子ども家庭	支援センター				
	T /0 I . =	<u> </u>			児童対策地域協議会						
	取組の内容 策、事業な				待防止ケアシステム研修会 止支援訪問						
					サポート事業						
	(1) 一次						Α				
= = =	評価の視点				の視点から寄与したか 度における評価		A				
ַ		(2)	尹耒寺(ソ連队	グラス でき でき は でき は でき は でき は でき は でき は でき は		Α				
B	評価理由	る関係行うた	要保護児童対策地域協議会の実務者会議を地区別に実施することで該当児童の職員が顔の見える関係の中で情報の共有、支援の方向性の確認を行えることは、一人ひとりの状況に応じた支援を行うための基本となっています。代表者会議には男女社会参画課長に出席を依頼し、DVと子どもへの心理的虐待の関係性から情報提供を受け、連携の重要性を再認識しました。								

			(2)外剖	3(審議会の評価)	j)						Α				
			評価理由	答申(86ペー)	・ジ)参照	Į.									
			(3) 二次	て(推進本部の評価	価と今後の	の方向)					Α				
								は、子ども家庭支持 図っていきます。	援センターに情報提供	を行い、	——— 必要な支				
			-m 85		, ,		· •	11L ^IL		外部	一二次				
			課題		17	関係機関等	との連携	推進		B+	B+				
	推進	本音	『の評価と	今後の方向((外部評	呼価について	は答申(8	36ページ)参照	()						
「て議し ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	て、自	自立 開作	被害者の支援のため、庁内において担当部署と「DV担当者連絡会」を開催し、情報共有や被害者定立していくために必要な支援をそれぞれの関係各課が行いました。支援にあたっては、庁内関係課 開催し、庁内における手続の円滑化を図るとともに、支援マニュアルを作成し意思疎通と情報提供の												
			取組4	7	関係機 推進	機関や地域に	ネットワー	クとの連携協力	政策経営部 男女社: 福祉部 福祉事務所 子ども家庭部 子ども 子ども家庭部 子ども	政策課	策課				
			取組の内容	、方策、事業など	、	DV担当者連絡 東京都配偶者: 警察、医師会等 NPO等民間団	暴力相談支 等関係機関と	援センター等との連 との連携	携 政策経営部 男女	女社会参问	社会参画課				
			(1) 一次	(所管課の評価)	j)						B+				
			評価の視点			の視点から寄					Α				
						度における評					B+				
	【施		評価理由	は現状維持() 板橋区内で	アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス	業実施、DV 爰に特化した	で連絡会で NPO団体	の情報交換等)と	なり、更なる連携が望 f動の一部として行って	が定着化した一方、NPO等との連携り、更なる連携が望まれます。 めの一部として行っている団体は存 ています。					
	策				Ī	東京都配偶者	暴力相談支	援センター等との連							
	の方		取組の内容	、大策、事業など	警察、医師会等関係機関との連携 福祉部 福祉部 福祉					次 正					
果	向		以州(八)八	、刀水、尹未なこ	N	NPO等民間団	体との連携			カクロ					
題	24				母子緊急一時保護事業(再掲42)										
7	関		(1) 一次 (所管課の評価) B+												
	係 機		評価の視点	(1) 男女平等	等参画の視点から寄与したか						B+				
	関		計画の危点	(2) 事業等の	の達成度	度における評	価		B+						
	等 と		評価理由 関係機関と連携を図り、適切にDV被害者救済を行いました。												
	の 連	重	取組の内容	、方策、事業など	. ‡	母子緊急一時	保護事業(再	手掲 42)	子ども家庭部 子	ども政策	課				
	携 推	点取	(1) 一次	ス (所管課の評価)	j)				,		B+				
	推進	組		(1) 男女平等	 等参画 <i>0</i>		与したか				B+				
			評価の視点	.,,,,,,,	• • • •	度における評					B+				
								5 2 1 1 2 H 1 2	- L						
			評価理由 母子及び女性の一時的な保護、自立支援を援助し、DV等の被害者の安全確保に効果があ き続き実施することにより、男女平等参画に寄与しています。												
			取組の内容	、方策、事業など	· 3	要保護児童対	策地域協議	会(再掲46)	子ども家庭部 子ど	も家庭支援	きセンター				
			(1) 一次	(所管課の評価)							Α				
			証はの知 ト	(1) 男女平等	等参画の	の視点から寄	与したか				Α				
			評価の視点	(2) 事業等の	の達成度	度における評	価				Α				
			評価理由	る関係の中で 行うための基準	で情報の 本となっ	共有、支援の つています。 f	の方向性の 代表者会議)確認を行えるこ。 遠には男女社会参	施することで該当児童の とは、一人ひとりの状況 を画課長に出席を依頼 を再認識しました。	に応じた	支援を				

肔
策
の
方
向
25
25
相
談
等
に
閗
127
わ
る
٦
人
材
の

成

題

18

(2) 外部 (審議会の評価)	Α
評価理由 答申(87ページ)参照	
(3) 二次(推進本部の評価と今後の方向)	B+

警察や民間支援団体、区役所関係課と「DV連絡会」を開催し、DV被害者支援にあたっての情報交換・情報共有を行いました。また、庁内において担当部署と「DV担当者連絡会」を開催し、具体的支援のための被害者対応や情報共有を行い、自立していくために必要な支援をそれぞれの課が行いました。今後は、医師会との新たな連携方法を課題としていきます。NPOとの連携に関しては、板橋区でDV支援に特化したNPOがないため、区外のNPOも視野に入れ検討していきます。

課題 18 人材育成の推進 A B +

推進本部の評価と今後の方向(外部評価については答申(87ページ)参照)

男女社会参画課がマニュアル等を作成し、関係各課に対して二次被害防止や加害者対策の研修を実施し、意識の 共有を図りました。また、相談員相互で案件や事例の課題を共有し、精神的なケアに対応し相談員としての質の向上 に取り組んでいます。今後も引き続き相談に関わる人材の育成に取り組んでいきます。

取組48 研修等の充実 政策経営部 男女社会参画課 専門研修等 二次被害防止のための研修 取組の内容、方策、事業など 相談員の精神的ケアへの対応 \bigcirc 研修等資料の提供 \bigcirc (1) 一次(所管課の評価) Α (1) 男女平等参画の視点から寄与したか Α 評価の視点 (2) 事業等の達成度における評価 Α 平成23年度から開始した課内研修やOJTが定着したことに加えて、業務時間を活用した相談員の 精神的ケアに重点を置いた運営を行えるようになりました。支援者向けには、二次被害防止や加害 者対応研修を実施し、特に東京都の指針を反映させた板橋区版の「加害者対応マニュアル」を関係 各課に説明、配布しました。 取 (2) 外部 (審議会の評価) Α 評価理由 答申(87ページ)参照 B+(3) 二次(推進本部の評価と今後の方向)

東京都主催の婦人相談員等を対象とした研修に参加し、研修結果はOJTで知識の共有化を行うとともに、相談員の精神ケアのための研修も実施し、相談員の技術向上に資することができました。庁内のDV支援関係課に対しては、二次被害防止や加害者対応研修を実施しました。今後も引き続き研修を行い、法改正等への対応や支援者の資質向上を行っていきます。

課 題 19 性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応

 外部
 二次

 B +
 B +

推進本部の評価と今後の方向(外部評価については答申(88ページ)参照)

一般向け広報紙で、セクハラや人権侵害の特集を組んだり、職員向け啓発紙や産業連合会の「産連ニュース」でセクハラ防止の記事を掲載したりするなど、様々な対象者に向けて、セクシュアル・ハラスメント防止や性に関する人権侵害の啓発を行いました。また、イベントでの活用を視野に入れ、家庭における身近な固定的性別役割分担意識の解消に向けたパネルを作成しました。今後もあらゆる広報手段を利用し、様々な対象に向けて性別に基づく人権侵害の防止を啓発するとともに、メディア・リテラシーの向上が図れるよう働きかけていきます。

_
施
策
の
方
向 26
20
性
別
1=
基
づ
<
Y
1
権
侵
害
の
防

題

19

(2) 外部 (審議会の評価)

(3) 二次(推進本部の評価と今後の方向)

評価理由

政策経営部 男女社会参画課 産業経済部 産業振興課 セクシュアル・ハラスメントの防止 取組49 (公財)板橋区産業振興公社 取組の内容、方策、事業など セクハラ研修等セクハラ防止に向けた啓発 政策経営部 男女社会参画課 (1) 一次 (所管課の評価) Α (1) 男女平等参画の視点から寄与したか Α 評価の視点 (2) 事業等の達成度における評価 Α 情報誌の誌面づくりも、簡易な言葉や親しみやすいイラストの活用など、区民の方々が興味を持っ て手に取りやすくなるような工夫を行いました。セミナー等でポイント的に啓発を行うことも方法です 評価理由|が、「セクハラ」のように誰もが被害に遭う危険のある身近なテーマについては、「セクハラについて知 る」ところから広く発信していくことが必要と考えています。また、職員に対しても上記に加え、歓送迎 会シーズン等の宴席が増える機会を捉えて注意喚起を行うなどタイムリーな啓発が行えました。 産業経済部 産業振興課 取組の内容、方策、事業など セクハラ研修等セクハラ防止に向けた啓発 (公財)板橋区産業振興公社 (1)一次(所管課の評価) В (1) 男女平等参画の視点から寄与したか В 評価の視点 (2) 事業等の達成度における評価 関連情報に関しては、国や都のパンフレットや男女社会参画課の啓発ニュース等を情報コーナーへ配架 重 評価理由 し、周知を図っています。また、「産連ニュース」の活用により事業主へ向けた啓発を行いました。 取 (2) 外部 (審議会の評価) В 評価理由 答申(88ページ)参照 (3) 二次(推進本部の評価と今後の方向) B+一般向け広報紙でセクハラや人権侵害の特集を組みました。また、職員向け啓発紙では、歓送迎会シーズ ンに向けてセクハラ防止を呼び掛けたり、産業連合会の「産連ニュース」で事業主に向けたセクハラ防止の記 事を掲載するなど周知・啓発を行いました。今後も引き続き啓発を実施し、セクシュアル・ハラスメント防止に向 け呼びかけを行っていきます。 性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を 政策経営部 男女社会参画課 取組50 止 予防し根絶するための意識啓発 人権尊重に関する意識啓発の推進 取組の内容、方策、事業など 性犯罪等の防止に向けた警察や区内交通機関等との連携 (1) 一次(所管課の評価) Α (1) 男女平等参画の視点から寄与したか Α 評価の視点 (2) 事業等の達成度における評価 В+ 該当取組はイベント等での啓発普及が主ですが、より積極的な発信として、区民向け情報紙での 啓発や警察等が集まる会議の中で性犯罪被害についての話し合いが持たれたことは良かったと考 評価理由 えます。今後、交通機関向けに、痴漢犯罪等の被害者の相談先として男女平等推進センターの総合 相談窓口を案内するなどの連携が行えると良いと考えています。

情報誌での啓発や警察との情報交換、都営三田線内女子トイレでの相談案内シールの貼付等、取組は順 調に進捗しています。今後も新たな連携を図り啓発を行っていきます。

B+

	取組51			メディア・リテラシーの向上	政策経営部 男女社会参画	可課				
	取組の内容	取組の内容、方策、事業など メディア・リテラシーに関する普及・啓発								
	(1)一次(所管課の評価)									
	評価の視点	(1) 男女平等	等参画の複	見点から寄与したか		А				
	計価の分配点	(2) 事業等の	の達成度に	おける評価		B+				
	評価理由 重	平成24年度に作成したメディア・リテラシーの啓発用のパネルは、家庭における身近な固定的性別役割分担意識に「気づく」ことができるような構成になっています。								
Į	文 (2)外音	『(審議会の評価)				B+				
斜	評価理由	答申(89ペー	ジ)参照							
	(3) 二次(推進本部の評価と今後の方向)									
	な固定的用は平原	対性別役割分担 対25年度以降と	目意識の解 なってしる	プの男女像や情報を主体的に読み解 消に向けたパネルを作成しました。し はいました。平成25年度は、年度内に るよう働きかけていきます。	かし、作成が年度末であっ	たため、活				

1-7 板橋区における男女平等参画の推進

板橋区男女平等参画基本条例の基本理念に則り、板橋区が率先して男女平等参画を推進していくとともに、区内事業所のモデルとして特定事業主行動計画を着実に進めていくために、区役所における男女平等参画の推進状況について「自己点検」を行いました。

(1) 事業等のチェック

全庁・全施策を対象に、施策の企画・立案・実施などの各段階において、第四次行動計画を踏まえて「男女平等参画の視点」が反映されているかを下記の項目の①~③により点検しました。

①計画策定や新規事業の企画等において

(チェックの視点)

- ・計画、事業の対象となる区民及びその現状を男女別に把握したか
- ・企画、立案、実施の際、女性と男性双方の意見を聞いたか、また、双方が参加したか
- ・事業の方向性を男女平等参画に配慮したかなど
- ②イベントや会議の開催において

(チェックの視点)

- ・事業の対象となる区民及びその現状を男女別に把握したか
- ・企画、立案、実施の際、女性と男性双方の意見を聞いたか
- ・女性、男性双方にとって利用しやすいような配慮をしたか など
- ③広報、パンフレット、ホームページ等を活用した区民への情報発信において (チェックの視点)
 - ・性別による差別や固定的役割分担意識を助長するような表現になっていないかなど

また、男女平等参画審議会から、第三次行動計画の実施評価以降「実施事業結果に関する男女別の経年変化が把握できるデータの収集の蓄積」の必要性が提言されているため、データの有無について調査(④)を行いました。

●調査結果

[全70課のうち/問1~問4回答 26課、問3のみ回答 44課)]

	項目内容		していない	どちらにも
	, .			該当しない
1	計画策定や事業の企画、立案、実施の際、女性と男性双方(区民または職員)の意見を聞き、女性と男性の視点が計画や事業に盛り込まれるようにしたか。	26	0	0
	男の役割・女の役割という固定的な性別役割 分担意識にとらわれない内容にしたか。	19	0	7

	項目内容	している	していない	どちらにも 該当しない
2	女性・男性双方が参加・利用しやすくなるよう工夫したか。	20	2	4
3	広報、パンフレット、ホームページ等を活用 した区民への情報発信等において、性別によ る差別や男の役割・女の役割等、固定的役割 分担意識を助長するような表現(文章・イラ スト)や対応にならないよう配慮したか。	68	Ο	2
4	事業等を評価するために必要な男女別の実績 データが存在するか。	(存在する) 17	(存在しない) 5	4

[注] 窓口業務等「男女平等参画の浸透状況」を測る事業に該当がない所管課においては「③」 の区民への情報発信における配慮についてのみ点検を行いました。

●男女平等参画推進本部による評価と今後の方向

区の事業は男女の視点を踏まえ、内容や情報発信においても固定的性別役割分担にとらわれず実施されています。

区民参加に関しても男女の役割を決めつけず、概ね男女双方が参加・利用しやすいように工夫されていますが、出席者や講師の都合を優先しなければならない場合は、時間帯などが限定されてしまうものもありました。

男女別のデータに関しては、性別による差別をしないという観点から不要な性別表記は行っていませんが、男女平等の推進に寄与するものについては、必要に応じてデータを収集していきます。

今後も、引き続き職員の意識啓発を行い、区の事業に「男女平等参画の視点」が反映されるよう職員へ「板橋区男女平等参画基本条例」の理解と意識啓発を推進していきます。

(2) 区職員の意識改革チェック

「男女平等参画の視点」から職員の意識改革や職場環境の点検を進めていくために、 区役所における男女平等参画の推進状況について「自己点検」を行いました。

- ① 職員研修の充実
- ② 女性管理職、係長職員増加に向けた取組
- ③ 職務分担の男女平等推進
- ④及び⑤ 第四次行動計画では、「計画の推進体制の充実」を図るために区の審議会等における女性委員の委員比率の向上など第四次行動計画における重点項目に全庁的に取り組む体制を構築するとされています。④及び⑤により、取組状況について調査を行いました。

●調査結果

[調査該当課数 70課]

	項目内容	している	していない	どちらにも 該当しない
1	セクシュアル・ハラスメント等の防止な ど人権侵害や不快な状況を起こさないた めの取組をしているか。	65	2	3
2	女性管理職・係長職員の増加に向けた取 組をしているか。	59	5	6
3	男性が主要な業務を行い、女性が補助的 な業務を行うような慣行的役割分担とならないようにしているか。	65	0	5
4	審議会等の付属機関に積極的に女性区民 を登用しているか。	22	5	43
(5)	男女の参画が偏っている場合には、区民 や団体等に向けて積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を推奨しているか。	9	7	54

●男女平等参画推進本部による評価と今後の方向

業務に関しては、全課において慣行的な役割分担意識を持たずに遂行されています。

セクシュアル・ハラスメントをはじめ各種ハラスメントや人権侵害についても、人事課の 職員研修の成果や男女社会参画課での啓発の効果もあり、殆どの課において取組が行われて います。いくつかの課では、状況が生じていないという理由から、取組を「していない」と いう回答もありましたが、問題が生じていなくても日頃からの意識が大切ですので、今後も 研修や職員向けニュースなどで啓発を続けていきます。

女性管理職・係長職員の増加については、男女に関わらず増加に向けた取組が課題となっているため、「性別ではなく、人物本位や本人の希望」という観点も理解できますが、男性に比べて女性が少ないのが現状です。増加のためには、更に強い働きかけと昇任意欲の醸成に取り組む必要があると考えています。

また、審議会等委員の女性委員は、女性が半数を超えているものがある一方で、登用が進まない現状も見られます。外部団体の推薦や、専門性という課題もありますが、慣例などが理由で登用の余地があるものは社会的意義や理解を促し、積極的に登用を働きかけていきます。なお、既に男女の均衡が図られていたり、女性の方が多くを占める場合は、取組を「していない」と回答していますが、もし、女性に偏っている場合は男性の増加も必要です。

1-8 めざす姿ごとの成果指標一覧

		指標	現状値 (直近値)	23年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	計画期間中の 目標値 (設定根拠)	
	1「男女平等参画」	男女平等推進センター スクエアー・I(あい)を知らない区民の割合(板橋区区民満足度調査)	<u>45.8%</u> 平成21年度	※ 1	※ 1	% 1	調査	% 1	15.7% (同調査における地域セ ンター・ 集会室の割合)	
		男女平等参画基本条例の認知度 (板橋区男女平等に関する意識・ 実態調査【区民】)	<u>6.6%</u> 平成16年度	l	_	l	調査	ı	50%以上 (女子差別撤廃条約と いう用語の認知度: 第3次男女共同参画 基本計画成果目標)	
	の意義を	男女平等推進センター スクエアー・I (あい)利用者数	<u>17,080人</u> 平成21年度	<u>14,977人</u> 平成23年度	15,598人 平成24年度				20,000人	
行動に結びつく社会	の意義を広く理解-	区の審議会における女性委員の比率	<u>28.8%</u> 平成22年度	<u>30.7%</u> 平成23年度	<u>28.9%</u> 平成24年度				40% (板橋区基本計画 平成18年度〜27年度の 成果指標)	
	ڔ	学校教育の場で男女の地位は平 等になっていると感じる人の割 合 (板橋区男女平等に関する意識・実 態調査【区民】)	<u>65.5%</u> 平成21年度		_		調査	_	68.1%以上 (平成21年度男女共 同参画社会に関する世 論調査:内閣府 の数値以上)	
\frac{1}{2}	2生涯を通じ	職場で男女の地位は平等になっていると感じる人の割合 (板橋区男女平等に関する意識・ 実態調査【区民】)	<u>19.1%</u> 平成21年度	_	_	_	調査	_	50.0% (板橋区基本計画 平成18年度〜27年度の 成果指標)	
	して男女が個性と能力を発揮	で男女が個性と	障がい者が仕事や地域活動に参加できると感じる区民の割合 (板橋区区民満足度調査)	<u>10.4%</u> 平成21年度	<u>10.2%</u> 平成23年度	_	調査		調査	50.0% (板橋区基本計画 平成18年度〜27年度の 成果指標)
	能力を発揮し	高齢者が仕事や地域活動に参加できると感じる区民の割合(板橋区区民満足度調査)	<u>17.3%</u> 平成21年度	<u>16.6%</u> 平成23年度	_	調査		調査	50.0% (板橋区基本計画 平成18年度〜27年度の 成果指標)	
		健康づくりに取り組みやすい と感じる区民の割合 (板橋区区民満足度調査)	<u>30.1%</u> 平成21年度	<u>35.6%</u> 平成23年度	_	調査	_	調查	56.0% (板橋区基本計画 平成18年度〜27年度の 成果指標)	

仕事と生活の調和(ワーク・ 3 50.0%以上 男 ライフ・バランス)という言 (仕事と生活の調和とい 調 19.6% 女 葉と内容の認知度 う用語の謎に度:第3次 平成21年度 杳 が 男女共同参画基本計画に (板橋区男女平等に関する意識・ よる成果目標) 仕 実態調査【事業所】) 事 生活の優先度で希望と現実が -致している人の割合 生 ①「仕事」と「家庭生活」をともに 活 優先したい人のうち、現実に優先 ഗ している人の割合 ②「仕事」と「地域・個人の生活」 調 調 225.8% をともに優先したい人のうち、現 和 増やす 実に優先している人の割合 <u>319.2%</u> 查 を ③「仕事」「家庭生活」「地域·個 保 人の生活」をともに優先したい人 平成21年度 のうち、現実に優先している人の ち 活 (板橋区男女平等に関する意識・ 躍 できる 実態調査【区民】) ワーク・ライフ・バランス認 5社 2社 (1年×1社) 定事業者数 社 会 次世代育成支援対策推進 -般事業主行動計画を策定し 法に基づき、 調 ている事業所の割合 5.1% 101人以上の事業所は 100%をめざす。 平成21年度 (板橋区男女平等に関する意識・ 杳 100人以下の事業所は 実態調査【事業所】) 増やすことをめざす。 46<u>1人</u> 342人 417人 〇人 保育園の待機児数 平成22年 平成24年 平成25年 4月1日現在 4月1日現在 4月1日現在 男性が一日あたりに家事・育 2時間30分 調 児に携わる時間数 (育児・家事関連時間: 30分未満 平成21年度 第3次男女共同参画基本 (板橋区男女平等に関する意識・ 查 計画成果目標) 実態調査【区民】) 地域社会活動が活発で参加し 50.0% 調 調 <u>12.3%</u> 12.3% (板橋区基本計画 やすいと感じる区民の割合 平成23年度 __ 平成21年度 平成18年度~27年度の 杳 杳 (板橋区区民満足度調査) 成果指標) 男女が平等に社会生活に参加 50.0% することができると感じる区 調 調 22.9% 22.4% (板橋区基本計画 平成21年度 平成23年度 平成18年度~27年度の 民の割合 杳 杳 成果指標) (板橋区区民満足度調査)

4男女の平等と人権が西	配偶者からなぐったりけったりなどの身体に対する暴力行為を受けた経験がある人の割合 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査[区民])	<u>12.9%</u> 平成21年度	_	_	_	調查	_	なくす
、権が尊重される社会	誰(どこ)に相談してよいかわからなかった人の割合 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】)	<u>7.2%</u> 平成21年度	_	_	_	調查	_	なくす

※1「男女平等推進センター スクエアー・I(あい)を知らない区民の割合(板橋区区民満足度調査)」は、平成23年度板橋区区民意識意向調査(区民満足度調査から改称)の実施にあたり、調査項目を精査した際に「施設の利用度・満足度」の設問が削除されたため、数値は、平成26年度実施予定の「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」において把握をしていきます。

1-9 板橋区特定事業主行動計画の着実な推進

板橋区男女平等参画基本条例の基本理念に則り、板橋区が率先して男女平等参画を推進していくとともに、区内事業所のモデルとして特定事業主行動計画を着実に進めます。

・仕事と子育ての両立のために(子育て支援)

目標値(第2期板橋区特定事業主行動計画による)

①3歳に満たない子を養育している男性職員について、育児	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
休業、部分休業、出産支援休暇、育児参加休暇または連続5日以上の休暇取得率を40%以上	28% (28.18%)	48. 67%	68. 18%	58. 49%
②そのうち、育児休業の取得率 を10%以上	_	6. 19%	6. 06%	6. 92%
③3歳に満たない子を養育している女性職員のうち取得希望者について、育児休業、部分休業または育児短時間勤務の取得率を100%	100%	100%	100%	100%
④小学校就学前の子どもがいる 職員について、厚生労働省指 針が定める超過勤務上限目安 時間(360時間)を超える職 員数を5名以内	42名	20名	32名	24名

・仕事と生活の調和のために(ワーク・ライフ・バランス)

目標値(第2期板橋区特定事業主行動計画による)

①厚生労働省指針が定める超過	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
勤務上限目安時間(360時間)を超える職員数を20名以内	95名	121名	107名	92名
②年次有給休暇の取得率(繰越 分は含まない)を85%以上	77. 0%	75. 0%	73. 0%	73. 8%
③週休日の振替率(4時間超の 勤務)を100%	-	91. 5%	93. 6%	95. 3%

2. 板橋区男女平等参画審議会 答申

「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン」の 平成24年度実施結果に関する評価について

答申

平成25年9月 板橋区男女平等参画審議会

(写)

平成25年9月2日

東京都板橋区長 坂 本 健

様

板橋区男女平等参画審議会 会 長 関 根 靖 光

男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画いたばしアクティブプランの 平成24年度実施結果に関する評価について (答申)

板橋区男女平等参画審議会は、平成25年5月17日付25板政参第28号をもって 諮問された「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画いたばしアクティブ プラン」の平成24年度実施結果に関する評価について、議論を重ねてまいりました。 この度、別添のとおり審議結果を取りまとめましたので、これを答申いたします。 当審議会としては、本答申を踏まえ、板橋区において十分な議論を行い、評価結果を 次年度以降に反映されるよう希望いたします。

	目	₹
はじめに		59
1 平成24	- 年度実施状況に関する評価	63
2 参考資	灯	91
資料	1 評価方法について	
資料	2 第四次行動計画体系および評価評語-	-
資料	3 諮問文	

資料4 板橋区男女平等参画審議会開催状況

資料5 板橋区男女平等参画審議会委員名簿

はじめに

戦前、婦人参政権を中心に男性と均等の社会参画の権利を求めてきた運動は、戦後、憲法第 14 条「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」という民主主義原則に結実されました。社会の門戸は理念的には男女に平等に開かれた形になりましたが、「男性は外で仕事、女性は内で家事」といった性別役割分担観は依然として根強く残りました。個人が合理的な理由なく区別されることを「差別」と名づけるとすれば、女性差別の社会的構造が潜在的に続いてきたと言えます。女性が個人として自分の能力を発揮して自由に自己実現することや、市民として政治・経済・社会で平等に参画する権利が大なり小なり阻害されてきた事実は否定できません。この流れに明確な拒絶の刻印を押したのが、1985年(昭和 60 年)に批准された女子差別撤廃条約です。政治的・経済的・社会的活動、教育・雇用・保健・婚姻・家族関係など、文字どおりあらゆる領域での女性差別の撤廃を、締約国である日本が自発的に取り組むよう求めています。この条約に触発されて今日まで、男女雇用機会均等法をはじめ数々の法律が制定され施策が講じられてきました。この大きな流れの中に男女共同参画社会基本法も位置づけられます。

この基本法は、①男女の人権が平等に尊重され、②社会制度や慣行が差別的にならないよう十分に配慮され、③政策等の立案から決定に至る過程へ女性も平等に参画でき、④男女とも家庭生活と仕事とが両立できている、そのような日本社会の実現をめざしています。板橋区はこれらの内容に、⑤セクシュアル・ハラスメントや配偶者暴力などの差別行為禁止を加えて、区議会において「条例」として議決し、板橋区をそのような理想的な社会にするとの覚悟を内外に示しました。その覚悟を実行に移す具体的プランが、「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画~いたばしアクティブプラン」です。私たち審議会は、昨年に引き続き、このプランの平成 24 年度における実施結果を評価しました。

評価の方法ですが、板橋区ではアクティブプランの実施に際し、基本的にPDCAサイクル(Plan=計画 \Rightarrow Do=実行 \Rightarrow Check=評価 \Rightarrow Act=改善)の4段階モデルに沿って行うことになっており、所管課の自己評価及び審議会の外部評価は、このサイクルの3番目の段階のCに当たります。しかし実際の評価がより適切であるためには、このPDCAサイクルの意味を今一度十分に確認したうえで適用しなければなりません。以下、注意すべき3点を指摘し、同サイクルの更なる効果的な活用を要請する次第です。

第1点は、各所管課特有の任務があり、その業務遂行のために日夜努力されている ことは重々承知していますが、ここでは男女平等参画基本条例の上記の理念に照らし 合わせて自己評価すべきという点です。たとえ課固有の業務で所定の成果が得られても、それが男女平等の推進と差別撤廃につながらなくては、評価できないということです。平成 23 年度評価において、この理念適合性の観点の重要性を指摘しましたが、平成 24 年度も依然として、理解されていない課が見受けられます。常に根源の理念に戻って、自分の課はどのような点で板橋区における男女平等社会実現に貢献できるかを再考・吟味し、立案内容に創造的に取り組み、その実施効果を自己評価し、改善点があれば改善しなければなりません。このような評価スタイルは、垂直のPDCAサイクルとでも名づけることができ、審議会も、各課の垂直的PDCAの遂行度合いに根本的な関心を持っています。

一例を挙げれば、女性が出産・育児・介護で途中退職せずに労働し続けられるよう 労働環境を改善するワーク・ライフ・バランスの様々な施策は、少子高齢化による労 働力不足を補うためだけのものであるならば、男女平等参画の本意から離れることに なります。女性にも人生の自己実現、生活の自主自立、また市民としての社会参画の 意味で労働する権利があります。ワーク・ライフ・バランスの施策は、そのような観 点から捉え直し、取組の基点としなければなりません。

各所管課は今後、男女平等参画基本条例のみならず、男女共同参画社会基本法から 更に遡って、女子差別撤廃条約の理念まで十分理解するように努めてください。プラ ンの残り3年間で、少なくとも条例の内容について熟知し、理念適合性の観点から取 り組むことを義務と心得てください。

第2点は、アクティブプランのスタート時に設定した取組が、評価対象の年度において所定の具体的目標を達成したかどうか、また、達成の可否の要因は何であって、次年度以降に改善すべき点・継続すべき点・新たに設定すべき点は何かなど、水平的PDCAサイクルとでも名づけられる検証を徹底的に行い、厳しく自己評価すべきです。しかし、達成度が数値的であろうとなかろうと、達成度のみの観点からの評価では中途半端です。内外の原因の分析も行い、推定された原因から改善を試みなければなりません。自己評価の報告が達成に関する事実報告にとどまり原因分析にまで至らない課は、CAにまでサイクルが及んでいないと考えられます。

一例を挙げれば、「政策・方針決定過程等における女性の参画促進」の取組として、区の審議会委員等の女性委員比率を平成27年度までに40%にするとの目標を掲げていますが、この数年、30%の頭打ち状態が続いています。この原因は何でしょうか。状況を劇的に改善するためには、比率の低い委員会からその理由を聴取し、構造的要因を突き止め、積極的改善措置を講じなければなりません。単なる比率の推移の報告だけでは、サイクルのCA部分の欠如とみなします。

更に次の点に留意してください。たとえ水平的PDCAを十全に行っても、男女平 等参画社会実現といった本来の目的にどのような点で適合するかが明瞭でないため 評価しにくい取組が見られます。常に垂直的PDCAから水平的PDCAをも再検討し、取組内容や方法に創意工夫をこらす必要があります。

例えば、「生涯を通じた健康づくり支援」で行われている様々な健康診査や検診ですが、健康管理に関する事務は、男女を問わず、生命・健康維持のために必須の取組です。区の達成度は大変高いと評価できますが、女性の権利や差別撤廃の観点からどのような点を加味して努力されているのかが見えてこないと、このプランの中に位置づけられている理由が判然としません。それに対して、取組「女性の健康づくり支援」は目的が明確です。前者の診査や検診も、同様の視点から抜本的な工夫はできないものでしょうか。

第3点は、このプランの真の達成評価は、区民が判断するものであるという点です。 所管課の自己評価や審議会の客観的評価がいくら高くても、区民自身が男女平等参画 の向上を享受できていると実感できなければ、区の努力は効果が低く、単なる自己満 足に終わります。PDCAサイクルも、主役の区民抜きの行政完結型の閉鎖的なもの になります。住民の立場に立ったPDCA、住民本位のPDCAであるべきです。垂 直的・水平的PDCAは、この住民本位PDCAに統合されるべきです。「板橋区男 女平等に関する意識・実態調査」による検証がどうしても必要な所以です。アクティ ブプラン策定のため平成 22 年に同調査を実施しましたが、平成 23、24 年度につい ては実施されず、区民自身の実感的評価を推測する手立てはゼロでした。審議会の外 部評価は、そのような意味で、原理的な弱点を持っていると言えます。今後はできる 限り、各取組に参加した区民に対して、毎回小アンケートなどの調査を行ってくださ い。それも単に感想的なものだけでなく、区民参画の意義を持つ積極的なアイディア 提供の機会にしてください。所管課の自己評価及び審議会の外部評価にとって最も基 本的な判断材料となりますから。ただし、取組の成果を享受する区民がどのような主 体かによって、同じ環境が異なる状況として体験されるので効果の評価については最 大限の注意が必要です。

例えば、性別、年齢別、就業の有無、正規・非正規労働別、健康状態、介護・要介護状態、心身障がいの有無等々、各主体の見える景色は異なり、ニーズも異なります。

以上、評価において留意すべき3点を要約すると、「男女平等参画と女性差別撤廃の理念をこの板橋区において実現するため、区の各所管課は垂直的・水平的・住民本位のPDCAを心がけていただきたい」ということです。

平成 24 年度の区の取組全体に対する外部評価は、本文を参照してください。板橋 区は、男女平等参画の理念が実現された区の未来の姿を4つの「めざす姿」として具 象化しています。その「めざす姿」別に外部評価が整理されています。

以下、審議会として特に次年度に実現を強く要望している取組を列挙しました。関係部署はもとより役所全体が奮起して一丸となって取り組まれることを期待します。

特に改善していただきたい取組

【取組1】

区職員の男女平等参画基本条例及び男女平等参画の理解度が低いと言えます。

実態の把握及び教育訓練等の普及・啓発について、具体的改善案を提案し、結果報告をしてください。

【取組9】

男女混合名簿作成が 100%となりましたが、男女混合名簿の推進が男女平等参画社会 実現に向けた取組の一環であることを踏まえて、利用状況や適切性を確認し、報告し てください。

【取組 11】

平成 25 年 4 月 1 日現在における審議会等の女性委員比率が、昨年同日と比較して低下しています。

比率低下の十分な検証と、目標値 40%に到達するための抜本的対策を提案し、結果報告をしてください。

【取組14,28,29】

一般事業主行動計画やワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、個別企業、事業所に対しては、より一層の取組と工夫が必要です。

産業振興課と男女社会参画課が連携し、実効性のある取組を提案し、結果報告をしてください。

平成25年9月2日

板橋区男女平等参画審議会 会 長 関 根 靖 光

平成24年度実施状況に関する評価

★印は、重点取組

めざす姿 1

「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に 結びつく社会

評価評語

B+

めざす姿1の成果と今後の方向

めざす姿1は、板橋区男女平等参画基本条例(以下、「条例」といいます)の第3条第1項第3号「男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における活動の方針決定の過程に参画する機会が確保されるとともに責任を担うこと」を中核として、この板橋区を「男女平等参画の意義を広く理解し、行動に結びつく社会」にしようと、その実現をめざす試みです。

この「参画」は単なる「参加」と異なり、立案の段階から政策等の意思決定過程の全てに男性と対等に参加する、という意義を有します。広く捉えれば、板橋区の家庭生活、職場、地域コミュニティ、区行政との協働のどの場面においても、区民が意思決定過程に対等に参画できる、そのような区の姿が目標となっています。

課題1は、男女社会参画課による条例の区民への普及啓発活動ですが、成人式や区民まつりなど、様々な機会を捉えて行われ、ツイッターの活用、チラシやパンフレットの配布方法の見直し、特に女性に対する暴力禁止の啓発など、精力的に展開し、また大学や町会連合会・商店街連合会・産業連合会等との連携も積極的に推進しています。男女平等推進センターの活性化は、区民の参画の絶好の機会です。地道な活動は、いずれ必ずや成果が見られると思われますが、限られた予算と人員の厳しい制約条件があっても、毎年、最も効果的かつ効率的活動をめざしていただきたいものです。

残念な点は、条例に対する区職員の認知度が極めて低いことです。足元の普及啓発はどうでしょうか。ひとり男女社会参画課が頑張っても、めざす姿の実現は至難です。全庁一体となって取り組むためには、全職員が条例を理解し、その基礎である男女共同参画社会基本法の理念や、そして女子差別撤廃条約の精神を汲み取らなければなりません。男女社会参画課はその啓発の役目を担っていると言えるでしょう。

課題2は、「学校等における男女平等教育・学習の充実」ですが、小・中学校における 男女混合名簿の100%実現が、形だけのものに終わらないよう、また学校生活における隠れた差別にも注意を払い、男女平等の実現に向けて生活指導の工夫を望みます。

平成25年度は、人権教育の模範小学校の全学年で、テーマに「男女平等・いじめ防止」 が組み込まれているようなので、その成果を期待し、区の全学校へ適用を試みていただ きたいものです。

課題3は、めざす姿1のみならず、条例そのものの中核とも言える「政策・方針決定

過程等における女性の参画促進」です。板橋区は、男女平等参画の推進に多大な影響を与える審議会委員等の女性委員比率を 40%にするという高い目標を掲げていますが、30%前後の頭打ち状態が続いています。世界経済フォーラムによる昨年の男女平等度の世界ランクで日本は、企業における女性参画の象徴である幹部・管理職の人数は 135 か国中 106 位、政治への女性参画の象徴である女性国会議員の人数は 102 位と、最低ランクに低迷していることを考えれば、区の現状も致し方ないとも思えますが、むしろ板橋区は、日本のこの現状を先頭に立って打破するくらいの気概を持って、めざす姿を本当に実現する方向で突き進んでいただきたいものです。

課題1

行動に結びつく男女平等の意識づくり

評価評語

B+

課題1の成果と今後の方向

重点取組1に関しては、男女社会参画課の日頃の努力を評価します。今後も、予算 と人員の厳しい制約条件の中で、ともかく最善の効果的企画に効率的に取り組んでい ただきたいものです。残念なことは、条例に対する区職員の認知度が極めて低い点で す。まず庁内で条例について周知徹底することを望みます。

取組2については、主にDV防止の啓発的な活動が行われており、配偶者暴力相談 支援センターと一体化した男女社会参画課ならではの実績は高く評価できます。

取組3は、様々な情報媒体による意識づくりですが、双方向的に展開する可能性を どのように上手に活用するのかが今後の課題と考えられます。

取組4は、男女平等参画の考え方を大学や町内、地域の商業コミュニティ・産業コミュニティといった実社会に広げ実践しよう、という試みですが、比較的に男女平等が保障されている教育機関を除き、他の領域は男女平等意識がなかなか浸透できない領域と考えられます。少しずつですが、それぞれの領域の内部から、男女を問わず協力してくれる人を得て辛抱強く実績を積んでいくしかありません。どこかでブレイクスルーがあるかもしれません。

重点取組5は、登録団体アンケートで「区民の主体的な組織構成」にほぼ6割の賛成者がいましたが、男女社会参画課の判断は、時期尚早という消極的なものでした。区民と行政が参画しあって、男女平等推進センターを活性化することは、条例に則していることなので、もっと積極的に説得するくらいの態度を求めます。

取組6は、区民協働企画講座やフォーラムにおいて区民が参画する場を提供しており、一層の発展を願います。

取組7は、登録団体の活動支援です。団体の固定化に懸念を示していますが、そのような団体こそ大事にすべきで、満足度が高いと、自ずから新しい団体も登録しよう

か、ということになると思われます。

取組8は、相談体制の充実のため、専門性の高い適格な相談員に委託することにな った点は前進ですが、委託者である男女社会参画課はその受託者に、板橋独自の基本 的考え方を伝える労を惜しんではなりません。

施策の方向(1) 男女平等意識の普及・啓発

★取組1 板橋区男女平等参画条例の理念の理解と定着[男女社会参画課]【重点取組】

取組1の成果と今後の方向

В 評価評語

区民に対する普及・啓発の努力は評価します。成人式で4,900人に条例のパ ンフレットを配布したことは大変効果のある取組です。今後、区民まつりの全 体受付の場所で参加者全員に配布するとか、保育園・幼稚園・小学校・中学校・ 高校・大学の入学式や卒業式で配布すること等も検討してください。再三、審 議会で指摘したことですが、板橋区の平成 22 年度職員意識調査によると、条例 の認知度が低いです。これでは条例に則したとされる各部署の取組に若干の疑 問を感ぜざるを得ません。また、「企画や方針決定に女性の参画が少ない理由」 の1位と2位に、「性別役割分担・性差別意識」と「男性優位の組織」が挙げら れている点は問題が深いことを示しています。まず、役所内の男女平等参画の 意識を広げ、全庁で協力して区民の男女平等参画の推進にあたることを切に願 います。

施策	の方向 (2)	男女平等推進センター スクエアー・I(あい)の機能充実・活性化
	取組4	大学や町連、商連、産連等と協働で進める意識づくり[男女社会参画課]
	取組3	より効果的な普及・啓発のための手法の検討・活用[男女社会参画課]
	取組2 実践につながる地域の課題解決支援[男女社会参画課]	

★取組5 センター活性化へ向けた取組[男女社会参画課]【重点取組】

<u>取組5の成果と今後の方向</u>

評価評語 В

登録団体アンケート集計によると、「区民の主体的な組織構成」について約6 割が「必要である」とし、その理由として「区民の参加なくして活性化はでき ない」に類する意見が顕著です。まさに区行政への(参加ではなく)「参画」を 区民が望んでいると解釈すべきです。男女社会参画課は他のアンケートの意見 も勘案してか、「区民の主体的な組織構成」は時期尚早との判断を下しています。 自ら活性化に一種ブレーキをかけている印象です。課の名称そのものが課の役 割を明示しています。男女平等参画社会の理念は、国民一人ひとりが何らかの 意味で社会に参画できることを大前提としていますが、そういう意味で、セン

ター活性化という問題は、区民の「参画」に関して板橋区がどのように考えているかを占う好例と言えます。より具体的な活動の周知や、交流・学習の場所の提供としての認知度を上げていく必要があります。

なお、センターの認知度が低いので、スクエアーI(あい)の名称をより親し みのあるものに変える提案も出されています。

	題?	学校等における里女平等教育・学習の充実	亚 価 型]	
	取組8	相談体制の充実[男女社会参画課]			
I	取組7	男女平等推進センター登録団体への支援[男女社会参画課]			
	取組6	区民との協働推進[男女社会参画課]			

課題2の成果と今後の方向

重点取組9については、小・中学校における男女混合名簿が100%実現された点では画期的です。ただし、実体が必ずしも伴わない学校例の指摘もあります。今後、文字どおり100%の実現に向けて各校が更に自己努力していただきたいものです。その他、学校生活で正当な理由もなく区別、つまり差別していることが多々あるのではないでしょうか。

図書館に男女平等参画の図書コーナーを備えることや、女子生徒にパンツスタイルの制服を選択できるようにするなど、具体的提案が委員から出されています。カリキュラムについて、板橋第十小学校の全学年の年間指導計画に、「男女平等・いじめ防止」が組み込まれていることは、画期的なことです。しかし、それは平成25年度からで、評価対象の平成24年度は全学年で年間2回のみ男女平等がテーマとなっているため、評価Aとはなりません。

取組 10 は、男女平等意識向上のための教員等の研修ですが、「まずは、職員教育を充実してほしい。そのための予算も確保し、隔年ではなく、毎年の事業として進めていただきたい」と、研修効果への期待の意見もあります。両課とも、「いたばし学び支援プラン(板橋区教育振興推進計画)—平成 21 年度~27 年度」及び「次世代育成推進後期行動計画—平成 22 年度~26 年度」に基づき、体系的・計画的にその本務を遂行中であると思われますが、男女平等参画社会実現に向けて、意義ある寄与を期待します。

施策の方向(3) 学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成

★取組9 生徒、児童、園児等の男女平等意識の向上[指導室、保育サービス課] 【重点取組】

取組9の成果と今後の方向

評価評語 日十

まず指導室に対してですが、小・中学校における男女混合名簿の 100%実現 は画期的です。しかし形は整っても、急激な達成に実体が伴っているのでしょ うか。複数の委員から反例が指摘されています。「ある中学では今年度になって も男女別に掲示板が区別されていたり、出席番号が男子は1番から、女子は30 番からと決められている」。この混合名簿は、合理性のない区別は差別であると の原則に基づく改革ですが、基本は、児童・生徒一人ひとりを個的人格として 尊重しあう学校環境を作り上げることにあります。名簿以外に、改善すべき不 当な差別もまだ多々あるでしょう。今後の目標を具体的に挙げていただきたい ものです。委員の一人は、女子の制服がスカートに限定されているが、かわい らしく・おしとやかに、という概念の押しつけであり、パンツスタイルの制服 も選択肢としてあって良いのではないかと、学校の場における社会的・文化的 な性別規定からの解放を訴えています。ヒアリングの資料として、板橋第十小 学校の全学年における平成 25 年度の人権教育年間指導計画が配布されました。 同小学校の平成24年度は、男女平等参画に関して、5年生の11月に「男女の 理解」、6年生の11月、12月に「同和問題・女性」の2か所しか確認できなか ったのに対して、平成25年度は全学年で「男女平等・いじめ防止」がカリキュ ラムの一つの領域として掲げられています。或いは、どのカリキュラムにも関 わる全校的な生活指導なのでしょうか。いずれにせよ、今年度は画期的な推進 です。しかし審議会の評価は、平成24年度実績が対象のため、残念ながら評価 はB+とします。

次に保育サービス課に対してですが、「いたばし子ども未来応援プラン(板橋 区次世代育成推進後期行動計画) —平成 22 年度~26 年度」の体系的計画に基 づき、同課も着々と成果を上げていることと思いますが、男女平等参画の観点 から次世代育成について、どのような創意工夫をされてきたのかが、この審議 会では問われています。この点に留意して自己評価をしていただきたいもので す。保育園の教材・カリキュラムの取組について、平成 23 年度は「粘土板や縄 跳び・はさみ等同一色のものを購入している」との報告があり、それに対して 審議会は、社会的・文化的な性別(ジェンダー)中立的な単一の感情表現や行 動形式にこだわりすぎる保育をすると、かえって萎縮した歪んだ人格にとどま る危惧もあることを指摘しました。人間教育の観点からは、感情を表現するた め多様な色を準備した方が良いと考えられるからです。基本は、豊かな価値実現を可能にする個性的な人格尊重の保育であるべきであり、平成24年度は審議会の指摘に対して、「粘土板・縄跳び・はさみ等の教材は各色を揃えた」ことは評価します。

施策の方向(4)|教育に携わる者の男女平等意識の向上

取組10 教職員等へ向けた意識啓発の促進[指導室、保育サービス課、子ども政策課]

課題3 政策・方針決定過程等における女性の参画促進

評価評語



課題3の成果と今後の方向

重点取組 11 は、男女平等参画行動計画の中核とも言えます。板橋区の家庭から企業、そして区政に至るまで、男女が平等に参画できる社会が目標となっています。平成 23 年度末に男女社会参画課と総務課が共同で各部署の部課長宛に女性委員登用の依頼文書を通知したことは高く評価できます。しかし、通知のタイミングの問題もあり、結果は前年度より若干減ったほどです。一部の委員から、40%の目標がそもそも高過ぎるのではないかとの指摘もありましたが、登用の構造的問題などを解消しない限り、自然の推移に任せても実現は不可能と思われます。目標の比率を割当制にするなどの施策が今後必要となると考えられます。町会連合会・商店街連合会などの女性役員比率も依然として低いですが、「もっと根源的な問題点や社会の経済的問題があるのではないか」、従って比率を向上させるのは困難ではないかとの感想も寄せられています。確かに、世界経済フォーラムによる男女平等度ランキングで、昨年、日本は101位でした。戦後日本の女性の地位は、個人尊重の民主主義大原則のもと、戦前と比較にならない向上を遂げましたが、戦後70年近く経った現在においても、政治分野で女性国会議員数が世界102位、経済分野で幹部・管理職数が106位と低迷しています。社会・政治・経済的に「根源的な問題点があるのではないでしょうか。」

取組 12 では、区民の声が直接反映する窓口は整備されているようですが、果たして、これが実際の区政にどのような道筋を通って反映し実現されるか、その道筋ができていなければ、いわゆる不満のガス抜き効果しかないのではないかと思われます。取組 13 のうち、いたばしアイカレッジは男女平等参画基礎講座などを通じて、社会・教育・法律・経済・労働・歴史・国際比較など基礎分野における男女平等の理念と女性差別の現状を学ぶことができる貴重な機会となっています。町会連合会、商店街連合会、産業連合会における女性参画の推進は、内発的な変化を待つだけでなく、行政の指導のもと、理解ある男女の区民と協働で作り上げていかなければなりません。地道な作業ですが、その中で、行政と区民との信頼が生まれてくると考えられます。

施策の方向(5) 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

★取組11 審議会委員等への女性の参画促進[男女社会参画課、総務課] 【重点取組】

取組11の成果と今後の方向

評価評語

В

男女社会参画課に対してですが、「政策・方針決定過程等における女性の参画 促進」は、男女平等参画の一番の要諦です。戦後、婦人参政権が認められまし たが、教育の場以外の実社会においては、家庭、職場、地域、政治などにおけ る女性の地位に顕著な向上は見られません。頭打ちになっているのが現状です。 2012年秋に世界経済フォーラムが発表した「世界男女格差報告」によると、日 本は女性の識字率、初等教育及び中等教育への就学、健康寿命では世界1位で す。しかし、「政治への関与」は世界ランク 110 位、「経済活動への参加と機会」 では 102 位となっています。特に、経済分野では「幹部や管理職」の点で 100 位、政治分野では「女性国会議員の人数」が 102 位と低迷しています。教育関 連では、1位の初等・中等教育の就学に対して「大学及び職業専門教育への就 学」が 100 位と大きく後退しています。戦後導入された個人尊重の民主主義が 日本の実社会においてどの程度成熟したかどうか、この結果を見れば一目瞭然 と思われます。板橋区も例外ではありません。審議会委員等の女性委員の比率 が伸び悩んでいます。平成24年度は平成23年度より、若干ですが、低下して いるほどです。平成23年度末に男女社会参画課と総務課が女性委員比率の上昇 に関して各部署へ文書で通知を行った点は、第一歩として評価できますが、効 果は見られませんでした。両課には、諦めずに連携して課題実現に邁進するこ とを強く望みます。

総務課に対しては、平成23年度末に男女社会参画課と総務課が連名で全庁に「積極的な女性委員登用(依頼)」文書を通知したことを評価します。しかし、同課が自己評価報告で十分に自覚しているように、政策・方針決定過程への女性の参画課題は、審議会委員等の女性委員比率に限定されるものではなく、区内の家庭から政治に至る様々な領域で、女性の参画比率を高めるのが本旨です。男女社会参画課と明確な責任分担を自覚しながら連携を強めていただきたいものです。

取組12 区民の区政参加・意見反映機会の充実[広聴広報課]

取組13 女性リーダーの育成と活用[男女社会参画課、地域振興課、産業振興課]

めざす姿2

生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心 して暮らせる社会

評価評語

B+

めざす姿2の成果と今後の方向

めざす姿に向けて、「働く場における男女平等参画の推進」を図ることは極めて重要な課題であり、これについては企業・事業所への普及・啓発を中心に、主に男女社会参画課と産業振興課が取り組んでいます。

このうち男女社会参画課は、企業向けパンフレットの配布やセミナーの開催、区民まつりや成人式などのイベントを通して、男女平等参画の普及・啓発に取り組んでおり、 基本的な取組としては一定の評価ができます。東京家政大学と共催で連続講座を開催したことも評価できます。

しかしながら、企業や事業所への普及・啓発を効果的に行うためには、産業振興課との連携が大きな意味を持つと考えられるにもかかわらず、両課の連携が必ずしも十分であったとは言えません。審議会では企業・事業所に対するアプローチ不足や両課の連携不足を指摘する意見が多くありました。今後は、両課のより一層の連携を図り、企業・事業所に対するアプローチが十分に行われるよう期待します。また、条例やアクティブプランについて、板橋区職員の認知度が低いことから、外部へのアプローチだけでなく内部へのアプローチの充実を求めます。

一方、産業振興課については、中小・零細企業や商店など経営環境が厳しく、余裕もない中で、男女平等参画の推進に向けて個別的・具体的にアプローチすることは容易ではないと推察されます。とはいえ、働く場における男女平等参画の推進には、企業や事業所の意識が大きく左右するため、効果的な普及・啓発に向けて取組の一層の充実を求めます。その際、男女社会参画課との連携を図ることが大切であり、そのための工夫と努力を期待します。

なお、ワーク・ライフ・バランスの推進に関して、次世代育成支援対策推進法は従業員 101 人以上の事業主に具体的な行動計画の策定を義務づけ、100 人以下の事業主には行動計画の策定を努力義務としています。そうした法令対応の観点から、区内企業・事業所における行動計画の策定状況を可能な限り把握し、必要な支援、対応を行うことが望まれます。

自立に向けた就労支援や経済の安定に向けた支援、生活の安定に向けた支援については、例えば父子家庭も含めたひとり親家庭の自立支援プログラムを策定するなど、一定の取組ができており評価できます。今後は、ひとり親家庭の特性を踏まえ、利用者目線に立ったアプローチが期待されるとともに、取組の一層の充実に向けたPDCAサイクルに基づいた改善努力が望まれます。

高齢者の安定した生活に向けた支援については、基本的な取組は順調に進められており、一定の評価ができます。ただ、各種取組が男女平等参画推進という視点をどこまで持っていて、どういう成果を上げているかが必ずしも見えないため、各種取組の単なる充実にとどまらず、男女平等参画という視点や成果を意識した取組の充実が求められます。

生涯にわたる心とからだの健康支援については、いずれの取組も概ね順調に進められており、一定の評価ができます。ただ、「こんにちは赤ちゃん事業」など、必ずしも目標どおりに達成できていない取組があることや、中高生へのアプローチなどに関して教育委員会との連携を更に図ることなど、取組のより一層の工夫や充実が望まれます。

課題4

働く場における男女平等参画の推進

評価評語

B

課題4の成果と今後の方向

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を図ることは重要な課題であり、その意味で企業や事業所に対する男女共同参画の普及・啓発を行うことは一つの有効な手段だと考えられます。これに関して男女社会参画課は、パンフレットの配布やセミナーの開催などを通して普及・啓発に取り組んでおり、その基本的な取組については一定の評価ができます。しかし、企業や事業所などと大きな関わりを持つ産業振興課をはじめとする関係部局との連携が必ずしも十分に図られているとは言えず、今後より一層の働きかけが望まれます。また、企業・事業所に対するアプローチも不足していると思われます。

一方、産業振興課については、企業や事業所に対して、積極的な体制で普及・啓発活動をしているとは評価できません。今後とも工夫の余地があるところは積極的な姿勢が望まれます。中小・零細企業が多い中で、個別的・具体的にアプローチすることには困難が伴うとはいえ、その果たすべき役割の重要性に鑑みて、普及・啓発や各種支援に関してより一層の努力が求められます。とりわけ、男女社会参画課との十分な連携が必要であり、今後更に工夫することが期待されます。

施策の方向(6) 男女の均等な機会と待遇の確保促進

★取組14

企業・事業所への普及・啓発[男女社会参画課、産業振興課、(公財)産業振興公社] 【重点取組】

取組14の成果と今後の方向

評価評語

В

男女社会参画課としては、企業向けパンフレットやセミナーなどを通して普及・啓発に取り組んでおり、基本的な取組においては評価できます。また、「板

橋区ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰実施要綱」は、厳しい評価基準を設けており評価します。その一方で、個別企業や事業所・商店などに対するアプローチには、もう一段の工夫と努力が求められます。特に、産業振興課をはじめとする関係部局への働きかけが重要であり、その点での一層の取組を期待します。

一方、産業振興課に関しては、男女平等参画を推進する観点から、「産連ニュース」の活用など一定の努力は認められるものの、必ずしも十分な取組がなされていないように思われます。一般事業主行動計画の作成支援・作成割合の把握を含め、企業や事業所、商店などに対するより積極的な取組が求められます。

施策の方向(7)		多様な能力の発揮を可能にするための支援
	取組15	若者の自立に向けた支援[男女社会参画課]
	取組16	女性の就職・再就職に向けた支援[男女社会参画課、産業振興課、(公財)産業振興 公社]
	取組17	女性の起業に向けた支援[男女社会参画課、産業振興課]
	取組18	就労に関する相談の充実[男女社会参画課、産業振興課]
		ナナギナな田井ナわこて田ナギウントマルズマもフ

課題5 さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる 環境づくり

評価評語

B+

課題5の成果と今後の方向

自立に向けた就労支援については、父子家庭も含めた自立支援プログラムの策定など一定の評価ができます。今回ヒアリングを行った板橋福祉事務所の取組姿勢も評価できますが、更に成果を上げていくためにはPDCAの考えと取組が求められます。

経済の安定に向けた支援や生活の安定に向けた支援については、必ずしも区独自の施策とは限らないため、その取組には一定の限界があるとは思いますが、利用者目線に立った分かりやすい説明など、ひとり親家庭の特性を踏まえたアプローチが期待されます。

施策の方向(8) ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

★取組19 |自立に向けた就労支援[男女社会参画課、福祉事務所、障がい者福祉課] 【重点取組】

取組19の成果と今後の方向

評価評語 |

B+

父子家庭も含めたひとり親家庭の自立支援プログラムなど、自立に向けた就 労支援についてはよく取り組まれており、一定の評価ができます。また、ヒア リングにおいても、課題意識を持っており、更なる充実をめざそうとしている 姿勢も評価できます。ただ、区民への周知が十分であったかどうかなども含め て、その成果に対する評価が必ずしも十分とは言えず、PDCAサイクルに基づいた改善に取り組むことが期待されます。

取組20	経済の安定に向けた支援[子ども政策課、福祉部管理課]
取組21	生活の安定に向けた支援[子ども政策課、福祉事務所、障がい者福祉課、住宅政策課、文化・国際交流課、(公財)文化・国際交流財団、健康推進課]

課題6

高齢期に安心して生活できる環境づくり

評価評語



課題6の成果と今後の方向

高齢者の安心した生活に向けた支援については、高齢者の就労に向けた支援、生活 サポート体制の充実、地域社会への参画支援といういずれの施策に関しても、概ね順 調に取り組まれており、一定の評価ができます。ただ、これらの取組が男女平等参画 の視点をどう取り入れているのか、どのような成果を上げているのかが必ずしも明確 ではありません。

今後は、それぞれの施策を充実することに加えて、男女平等参画の視点から成果が 見えるような取組を工夫することが望まれます。

施策の方向(9)		高齢者の安心した生活に向けた支援		
	取組22	高齢者の就労に向けた支援 [生きがい推進課]		
		生活サポート体制の充実 [おとしより保健福祉センター、課、健康推進課]	福祉事務所、	住宅政策
	取組24	地域社会への参画支援[生きがい推進課、子ども政策	課]	
課題7		生涯にわたる心とからだの健康支援	評価評語	Α

課題7の成果と今後の方向

予防対策課が取り組んでいる健康に関する正しい理解の促進については、いずれの 取組も順調に行われており、一定の評価ができます。今後とも積極的な取組が求めら れると同時に、より一層の充実に向けて教育関連部局との連携など更なる工夫が期待 されます。

ただ、「こんにちは赤ちゃん事業」など、達成不足の取組もあることから、実績の 向上を図るとともに、取組全般についてしっかり継続していくことを期待します。

また、女性の健康に関しては、国際的に議論の中心になっている「性と生殖の健康に関する権利」を板橋区の施策に反映させていただきたいと思います。

施策	の方向(10)	生涯を通じた男女の健康づくり支援		
	取組25	生涯を通じた健康づくり支援[健康推進課]		
	取組26 女性の健康づくり支援 [健康推進課]			
	★取組27	健康に関する正しい理解の促進 [指導室、予防対策課、生活衛生課] 【重点取 組】		

取組27の成果と今後の方向

評価評語

Α

いずれの取組も、概ね順調に進められており、基本的な取組においては一定の評価ができます。ヒアリングにおいても、積極的に取り組もうとする姿勢がうかがえました。ただ、中高生へのアプローチにはもう一工夫する余地があり、教育委員会など関連部局との連携を更に図ることが期待されます。

めざす姿3

男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会

評価評語



めざす姿3の成果と今後の方向

男女平等参画の推進を図るうえで最も重要な課題の一つであるワーク・ライフ・バランスの普及・推進については、男女社会参画課においてニーズに応じた形のセミナーが着実に開催されており、一定の評価ができます。ただ、区民全体を対象としている割には参加者が年1回で100人に満たない状況で、十分な普及・推進につながっているとは言えません。今後は、開催時間や実施方法、周知の仕方などを工夫したり、参加者の意識を把握するなどして、参加者を増やすことが期待されます。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るためには、企業・事業所が大きな役割を担うため、産業連合会との連携を強化するとともに、企業等へのアプローチを工夫するなど、成果につながる取組を行うことが望まれます。

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供として、男女社会参画課がホームページへの関連情報の掲載など一定の取組を行っていることは評価できます。ただ、企業等への効果的な情報提供が大事になることから、産業振興課との連携強化を図るなど、より有効な取組となるよう期待します。

一方、産業振興課が取り組んでいる社会保険労務士による経営相談については、相談件数も決して多くないことに加え、相談内容面でワーク・ライフ・バランスの推進に向けた視点や男女平等参画の視点が反映されているかどうか明確ではありません。これに関しては、男女社会参画課との連携を含めて、ワーク・ライフ・バランスの視点が活かされた経営相談が行われるよう、一層の工夫と努力が求められます。

保育サービスの整備については、認可保育所だけでなく、認証保育所や板橋保育ルームなどの新たな整備や定員増などにより受入れ児童数の拡大に積極的に取り組んでおり、一定の評価ができます。ただ、当初の見込みを超える利用希望があったため、結果的に待機児童の解消は実現しておらず、今後更に認可保育所に加え、認証保育所や家庭福祉員、認定こども園など保育サービスの拡充に取り組むことが期待されます。

また、あいキッズや寺子屋プランも順調に整備が進められており、これらの取組は一定の評価ができます。今後とも取組の拡充を図るとともに、量だけでなく質の充実も図られるよう期待します。

更に、ファミリー・サポート・センター事業や見守り隊などの事業も順調に取り組まれています。ただ、これらの事業は個別事業としての充実を図るだけでなく、今後は関連する事業との連携や利用情報の共有など、取組全体を通して相互補完したり、相乗効果を生んだりするような工夫が期待されます。

男女がともに家庭生活を担うための支援として、男女社会参画課が意識啓発に向けた 支援に取り組んでおり、セミナーやイベント等を通して一定の成果を上げていることは 評価できます。とはいえ、楽しく参加できることを意識する結果、一般のイベントや祭 りと変わりないものになりかねないため、男女平等参画の推進という視点が活かされる ような取組の工夫が望まれます。

一昨年の東日本大震災以降、地域防災に対する意識や関心が高まっている中、防災対策担当課(平成25年度から住民防災支援課)では地域の防災活動への参加促進に取り組んでおり、防災リーダー養成をはじめとする防災活動組織への参加について女性の比率が高まるなど、一定の評価ができます。

また、例えば、東日本大震災において「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られた避難所が見られました。こうしたことを踏まえ、災害時の避難所における役割分担の見直しはもとより、妊産婦、乳幼児等の健康への配慮や感染症予防対策をはじめとした衛生的な環境確保、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組など、避難生活の安全・安心を確保するためにも、企画段階から女性が参加することも含めて、男女平等参画の視点で取組が充実するよう期待します。

その際、参加者の高齢化が課題になってきていることから、男女平等参画の視点に加えて、若年層の参加者を増やせるような工夫も求められます。また、地域防災に関しては、性別や年齢に加え、障がい、疾病、乳幼児など、様々な特性の主体が多様に関わるため、それらに応じたきめ細かい対策を講じることも期待します。

このほか、ボランティア活動や町会・自治会への参加、リサイクル活動などについて も、概ね順調に取組が進められており評価できます。ただ、地域の防災活動への参加と 同様に、参加者の高齢化が課題とされていることから、若い人の参加が促進されるよう な取組の工夫が期待されます。

課題8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・推進

評価評語



課題8の成果と今後の方向

ニーズに応じた形でセミナーを着実に開催していることは評価できます。ただ、区 民を対象としている割には参加者が 100 人にも満たず、十分な啓発・普及ができてい るとは言えません。開催時間や実施方法を工夫したり、参加者の意識を把握するなど、 参加者を増やす努力を行うことが期待されます。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進は重要な課題であることから、産業連合会 との連携を強化するほか、企業へのアプローチを図るなど、成果につながる努力が望 まれます。

施策の方向(11) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

★取組28 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発・普及[男女社会参画課]【**重点取組**】

取組28の成果と今後の方向

評価評語

B+

地道にセミナーを開催していることは評価できますが、参加者数が年1回で100人に満たないことから、参加者を増やす工夫を求めます。開催時間や実施方法など参加者を増やす工夫や、参加者の意識の把握など、セミナー開催に関する工夫、改善が期待されます。産業連合会との定期的な連携を図ることも求められます。

課題9 育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整

評価評語

B

課題9の成果と今後の方向

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、区ホームページへの掲載など情報提供 については、基本的な取組は概ね行われており、一定の評価ができます。ただ、企業・ 事業所が対象となるだけに、産業振興課との連携を図るとともに、より効果的な情報 提供のあり方について工夫することが期待されます。また、ワーク・ライフ・バラン スを推進する事業者への表彰制度は評価できます。

一方、産業振興課が行っている社会保険労務士による経営相談については、前年度より相談件数は増えておりますが、ワーク・ライフ・バランス推進を含め、男女平等参画という視点がどのくらい含まれているか明確ではありません。成果を上げるためには、男女社会参画課との連携を図り、取組のより一層の工夫、努力が求められます。また、産業融資制度における利子補給優遇についても、利用実績や成果などが必ずしも明らかではありません。

施策の方向(12) ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備

★取組29

職場の環境整備に向けた支援[男女社会参画課、産業振興課、(公財)産業振興公社]【重点取組】

取組29の成果と今後の方向

評価評語

В

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供に関しては、ホームページへの掲載など基本的な取組はなされていると評価できますが、産業振興課との連携を含めて、より効果的な情報提供のあり方を検討することが望まれます。

一方、産業振興課が行っている社会保険労務士による経営相談については、 相談件数も年間 10 数件にとどまっているほか、ワーク・ライフ・バランスの推 進に向けた相談内容になっているかどうかが明確ではなく、男女平等参画の視 点がどのくらい反映されているかもはっきりしません。男女社会参画課との連携を含めて、より効果的な経営相談になるよう一層の工夫と努力が求められます。

施策の方向(13) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築

取組30 推進企業・事業所に対する顕彰「男女社会参画課、産業振興課]

課題10 子育で・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス 等の充実

評価評語

B+

課題10の成果と今後の方向

重点取組である保育サービスの整備については、認可保育所に加え、保育施設の新規開設や定員増など受け入れ拡大に積極的に取り組んでおり、一定の評価ができます。ただ、残念ながら待機児童の解消までには至っておらず、今後も認可保育所に加え、多様な保育施設の整備や家庭福祉員の拡充に努めるとともに、潜在ニーズにも柔軟に対応することが期待されます。

また、あいキッズや寺子屋プランも順調に取組が進んでおり評価できます。今後更に質・量ともに拡充していくよう一層の取組を期待します。

その他の取組も、概ね順調に進んでいると評価できます。ただ、個別事業の単なる 充実だけでなく、ファミリー・サポート・センター事業や見守り隊など、関連事業と の連携や情報共有などを図り、それぞれの取組が相互補完できたり、相乗効果を生ん だりするような工夫が期待されます。

施策の方向(14) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援

★取組31

保育サービスの整備 [保育サービス課、子ども家庭支援センター、学務課] 【**重点取組**】

取組31の成果と今後の方向

評価評語

Α

保育サービスの整備については、認可保育所を中心とした整備や定員増などにより、積極的な受入れ拡大を図っていることは評価できます。しかしながら、現実には待機児童を解消するには至っておらず、認可保育所、認証保育所や家庭福祉員、認定こども園など保育サービスの拡充を更に図るといった、より一層の努力を期待します。

なお、保育サービスの整備に関しては、保育需要の増大が今後も見込まれる ことから、区における需要増大の要因を分析しておくことも望まれます。

★取組32 子どもの居場所整備[子ども政策課、子ども家庭支援センター、学校地域連携担当課]**【重点取組**】

取組32の成果と今後の方向

評価評語

B+

子どもの居場所整備のうち、あいキッズといきいき寺子屋プランについては、 いずれも順調に取り組まれており、一定の成果が上がっていると評価できます。 ただ、指導者の専門性という面でなお改善の余地があるほか、学校によっては あいキッズのために施設を用意しなければならないケースも見られるなど、量 だけでなく質的充実に向けて、取組のより一層の充実が期待されます。

施策の方向(15)		子育てに関する相談支援				
	取組33	子育てに関する相談の充実 [保育サービス課、子ども も政策課、健康推進課]	家庭支援セン	/ター、子ど		
施策の方向(16)		高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実				
取組34		高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービス 福祉センター、障がい者福祉課、福祉事務所]	の充実[おる	としより保健		
課題11		男女がともに家庭生活を担うための支援	評価評語	Д		

<u>課題11の成果と今後の方向</u>

取組全体を通して、概ね順調に進められており、一定の評価ができます。ただ、セ ミナーやイベントに関しては、楽しく参加できることを意識することは大切ですが、 一般のイベントや祭りと変わりないものになってしまっては意味がありませんので、 男女平等参画推進の視点を活かした取組の充実を期待します。

施策の方向(17) 男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援

★取組35 | 意識啓発に向けた支援「男女社会参画課、障がい者福祉課]【重点取組】

取組35の成果と今後の方向

評価評語

Α

H

意識啓発に向けた支援として、セミナーやイベント等を行い、参加者の評判 も良かったことは一定の評価ができます。しかし、バルーンアートやトートバ ッグづくりなど楽しいイベントも大事ですが、男女平等参画の視点でどういう 成果が見られたかの検証が必ずしもなされていません。取組全体を通して、参 加者を増やすことや育児の実践につながる内容など、男性の意識向上や男性の ロールモデルの発掘・活用に向けた効果的な事業になるよう工夫することなど が期待されます。



課題12の成果と今後の方向

防災対策担当課(平成25年度から住民防災支援課)が行っている防災リーダーの 養成をはじめとする防災活動組織への参加については、女性の参加比率が高まってお り、一定の取組がなされていると評価できます。

また、例えば、東日本大震災において「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られた避難所が見られました。こうしたことを踏まえ、災害時の避難所における役割分担の見直しはもとより、妊産婦、乳幼児等の健康への配慮や感染症予防対策をはじめとした衛生的な環境確保、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組など、避難生活の安全・安心を確保するためにも、企画段階から女性が参加することも含めて、男女平等参画の視点で取組が充実するよう期待します。

また、ボランティア活動や町会・自治会への参加、リサイクル活動などに関する取組も、概ね順調に行われていると評価できます。ただ、これらの活動についても、男女平等参画に加えて若い人の参加促進に向けた取組の工夫が望まれます。

施策の方向(18) 地域活動への参画促進

★取組36

地域活動への参画支援「地域振興課、清掃リサイクル課、住民防災支援課」 【重点取組】

取組36の成果と今後の方向

評価評語

Α

防災活動を行う組織への参加促進については、ともすれば男性中心の発想になりがちな中で、地域の防災リーダー養成で女性の参加比率が高まっていることは評価できます。

今後は、取組の更なる充実を図るとともに、女性の視点を活かした防災活動になるよう工夫することが期待されます。また、防災参加者の高齢化という問題を克服するためにも、男女平等参画という視点に加えて若年層の参加が促進されるような取組を望みます。

併せて、地域防災に関しては、性別や年齢に加え、障がい、疾病、乳幼児など、様々な主体が多様に関わるため、それらに応じたきめ細かい対策を講じることも期待します。

めざす姿4の成果と今後の方向

めざす姿4「男女の平等と人権が尊重される社会」は、条例の第3条第1項第1号「人権の尊重」と第4条第1項「性別による権利侵害の禁止」に該当します。

板橋区は平成23年度に、区市町村直営では都内初の「配偶者暴力相談支援センター」を開設しましたが、平成24年度は2年目で、恐らく試行錯誤しながらも、様々な経験を経て、より良い方向に進んでいるものと確信しています。しかし、DV防止法が改正され、夫婦間だけでなく同居の交際相手からの暴力も含まれることから、今後の対応も困難さを増すことになると思われます。更に、男性の被害者も増えつつあります。一歩一歩、足元を固めながら前進していただきたいものです。

なお、DVは親から子どもへ、世代から世代へと悪循環する傾向が指摘されており、 配偶者、恋人間はもとより、親子間の人格尊重のコミュニケーションについて、講座や 講習会を開催することが必要と考えられます。防止策を講じるだけでなく、積極的に「男 女の平等と人権が尊重される社会」をめざしていただきたいものです。それが、めざす 姿4の本意だと考えます。

課題13 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた 啓発・教育

評価評語

Δ

課題13の成果と今後の方向

重点取組 37 において、男女社会参画課は、DV支援シートを新たに保育園長会、 幼稚園長会、児童館長会、校長会で説明し配布しましたが、関係各所へと普及対象の 拡大を図ったことは前進です。親子にわたって虐待の連鎖があることが指摘されてお り、改めて家庭における人格尊重のコミュニケーション連鎖を進めるような教育・啓 発活動が求められています。検討をお願いします。

取組 38 及び 39 は、まさに人権教育の充実を目的としています。予防対策課及び女性健康支援センターと共催で大東文化大学に出前授業を行ったことは評価できます。 高校のDV防止出前講座の希望がなかったとのことですが、比較的授業の弾力性がある大学と比べ、カリキュラムの固定性の強い高校の場合、年間計画を立てる準備段階で打診しないと実施は難しいと思われます。啓発対象の事情を前もって調査しておく必要があります。

施策の方向(19) 女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進

★取組37 |女性に対する暴力防止に関する普及・啓発 [男女社会参画課] **【重点取組】**

取組37の成果と今後の方向

評価評語

Α

審議会では「セミナーの開催、パープルリボン運動などで積極的な啓発活動 がなされている」との意見が多数ありました。一方、デートDV高校出前講座 がゼロであった点の指摘や、啓発予防教育は希望校だけでなく「全ての学校対 象に啓発を推進してほしい」との強い要望も出ていますので、検討をお願いし ます。

なお、神奈川県のNPO法人「女性・人権支援センターステップ」によると、 9割の加害者が、子どもへの自己表現が専ら暴力による父親から虐待を受けた 経験があり、それが悪循環している点から、加害者対象のプログラムを開催し ているとのことです。

将来の加害者を出さないためにも、小中高校・大学の段階での啓発講座が必 要と考えます。また、教育委員会と連携して、保護者対象の親子コミュニケー ション講座などの開催も望まれます。

取組38 学校等と進める予防教育「指導室、男女社会参画課]

課題14

DV被害者の立場に立った相談体制の構築

評価評語



<u>課題14の成果と今後の方向</u>

重点取組 39 は、DV相談者の多い年代に合わせ、その年代の保護者と接する機会 の多い学校関係者に通報制度を周知させた点は評価できます。ただし、審議会では「情 報提供する事項が生じなかったとの理由で、民生委員や医師会等と積極的な連携を持 たなかったのは残念である」との指摘がありました。特に、緊急連絡先も知り得てい る地域の民生委員(板橋区に約500名)の活用をお願いします。

取組 40 も、相談機関を区民に周知させるため都営三田線の女性トイレに案内シー ルを貼付したことは、効果の点で極めて理に適っていると思われます。全ての取組に 共通ですが、常に区民の目線で、より効果的なものに改良していっていただきたいも のです。

重点取組 41 でDV相談の内容が生活再建に重点を置いているのは当然であると言 えるでしょう。被害者が就職先を変える必要があったり、生計のため就職しなければ ならない場合、ただちに生活維持の危機に陥るので、自立できるまでの間、行政によ る支援が必要です。福祉事務所と連携しながら、強力なバックアップをお願いします。 なお、専門相談に関して法律家の連携も検討すべきであり、今後の課題と考えます。

施策の方向(20) 早期発見へ向けた仕組みづくり

★取組39 |通報に関する情報の周知 [男女社会参画課] 【重点取組】

取組39の成果と今後の方向

評価評語

Α

教育機関等に通報制度の周知を行ったことで、子どもの虐待を含めてDVの情報が入りやすくなった点は高く評価できます。更に早期発見を効果的にするために、民生委員や医師会との連携を緊密にする方向で進めていただきたいものです。

改正DV防止法の成立により、夫婦間だけでなく同居の交際相手からの暴力 もDVの定義域に含まれることになるので、通報制度の周知の対象や方法に更 なる創意工夫が必要と思われます。

施策の方向(21) DV相談体制の強化・充実

取組40 相談に関する情報の周知[男女社会参画課]

★取組41 配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置[男女社会参画課、福祉事務所]【重点取組】

<u>取組41の成果と今後の方向</u>

評価評語

Α

DV相談の内容よりも、生活再建につながる実質的な支援を求める相談が増加したとありますが、当然のことと言えるでしょう。被害者は、就職していれば危険を感じて退職せざるを得ないし、配偶者の給料で生活していた場合は生計が成り立たなくなるので、生命・生活維持に関して即座に危機的状況に陥ります。短期的・中長期的観点から、どのように被害者の生活再建、人生の再スタートを支援できるのか、配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所の適時・的確な対応が望まれます。

課題15

緊急時における被害者の安全確保と適切な支援

評価評語

B+

課題15の成果と今後の方向

重点取組42には、3つの所管課が関わっています。

男女社会参画課は、平成 23 年度の問題点であった緊急時の婦人相談員不在の場合の連携に関して、母子自立支援員に対応してもらうことで解決策としました。また、婦人相談員会議を開催し、相談員相互の意見交換の機会を設けました。着実に前進しつつあると評価できます。

子ども政策課に関しては、子どもを含む緊急避難をされた方々が安心して保護期間 を過ごせるよう、より一層の配慮を期待します。

施策の方向(22) DV被害者の一時保護

★取組42 緊急時の保護体制整備[男女社会参画課、福祉事務所、子ども政策課]【重点取組】

取組42の成果と今後の方向

評価評語

B+

福祉事務所は、配偶者暴力相談支援センター開設以降、母子緊急一時保護及びDV被害者保護で主導的活動を行い、年々改善を試みている点は評価できます。

「母子生活支援施設」については、福祉事務所と子ども政策課が連携をしながら業務を行っていますが、子ども政策課の役割としては、母子又は女性が夫等からの暴力等により緊急に保護を必要とする場合に、数日間利用する保護施設の環境を整え、安全な居宅の提供や日常生活用具等の貸与を行う等、いわばハード面からの支援になります。

母子の保護、自立支援及び相談などは、主として福祉事務所が行うものですが、子ども政策課も、保護期間中は、施設において当然ながら母子の状況や子どもの状況についても留意する必要があり、福祉事務所とは異なる、子どもの立場に立った役割があるのではないかと考えます。

住み慣れた家を脱出して保護を受けなければならない危機的状況の捉え方は、 母と子どもでは異なるはずです。同課は多様な業務を抱えていると思いますが、 保護期間中における子どもの危機的状況を勘案しながら、業務を行っていただ きたいものです。

課題16 DV被害者

DV被害者が自立するための支援

評価評語

Δ

課題16の成果と今後の方向

取組 43~46 にわたる内容であり、8つの課が関わっています。

取組 43 の男女社会参画課は、DV被害者の種々の手続きの流れが分かるよう工夫された一つのシートを考案しました。実施は平成 25 年度からですが、被害者の視点に立った改善策として高く評価できます。

取組 44 の男女社会参画課は、DV被害者の居所情報が加害者に漏れないように、 配偶者暴力相談支援センター、警察、戸籍住民課の3者で確認会議を開いたことは、 安全確保の体制づくりの点で評価できます。

取組 45 の福祉事務所と産業振興課ですが、前者は、DV被害者の「個別事情を勘案し、適切な援助を行い、自立支援を進めた」と報告する一方、自己評価をB+とし

ています。目標まで、あと何が不足かも併せて記載していただきたいと思います。後者は、「キャリアカウンセリングや女性のためのセミナーの実施など、男女社会参画を進めるための工夫があったこと」から、平成23年度と同様、きめ細かい取組内容を継続的に実施していると思われるので、高く評価します。

男女社会参画課は、DV被害者の生活再建に関して精神的ケアを行い、具体的支援の方は他の機関を紹介しているとの報告ですが、自ら課題として福祉事務所の自立支援係との連携を挙げています。平成25年度に期待します。

住宅政策課からは、DVに関する他部署と連携しつつ、あらゆる住まい探しの支援 を行っているとの報告があり、今後も、事業の堅実な継続を期待します。

国保年金課は、住民異動届ができないDV被害者に対して、適切な措置を行い、国民健康保険証を発行しています。国民年金については、区に権限がないため、制度に関する情報提供を行っているとのことですが、DV被害者の心境を十分に考慮し、今後更に被害者と寄り添うような形で情報提供をお願いします。

学務課は、DV被害者の児童・生徒について、その保護を最優先して就学の支援事務を行っているとのことですが、DV被害者の児童・生徒の教育を受ける権利が保障されるよう、引き続きプライバシー保護を最優先とした就学(転入学)事務と入学後の財政的支援としての就学援助制度の活用を進めてください。

保育サービス課の報告では、平成23年度及び平成24年度とも「統計データなし」としていますが、適切な統計をとって的確な解析をすることで、改善点やその原因、解決策などが見えてくるはずです。ぜひ工夫してください。DV被害の親や子どもの保育支援やメンタルケアの配慮に関しては努力していると思われます。

重点取組 46 の子ども家庭支援センターは、前年度同様、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を地区別に開催していますが、一人ひとりの児童のために当事者が協議に参集して知恵を出し合う機会となる、「参画」の見本のような事業を展開していると言えます。

施策の方向(23)		自立生活再建のための支援体制
	取組43	庁内各種手続きの円滑化[男女社会参画課]
	取組44	被害者等に関わる情報の保護[男女社会参画課]
	日 1 1 4 1 1 5	生活再建に向けた支援[福祉事務所、産業振興課、男女社会参画課、住宅政策課、国保年金課、学務課、保育サービス課]
	取組46★	子どもへの継続的な支援[子ども家庭支援センター]【重点取組】

取組46の成果と今後の方向

評価評語

A

要保護児童対策地域協議会の実務者会議を地区別に実施しているとのことですが、一人ひとりの児童の状況に応じたきめ細かい対策を、関係者たちが一堂に会して意見を出しあい方針を決めていく方法は、最善の方策の一つと考えます。なぜなら、どの関係者も、自分も参画しているとの意識で責任を分かちあうことができるし、同時に、自分の持ち合わせないアイディアを得ることができ(ブレイン・ストーミング効果)、自分の限界を超えて協力しあって新しい対策を打ち出すことができるからです。民生・児童委員は児童相談所から児童虐待の連絡を受け、年2~3回程度、実際に見守りをしているとのことなので、ぜひ、民生・児童委員との連携を密にしていただきたいものです。

課題17 関係機関等との連携推進

評価評語



課題17の成果と今後の方向

重点取組 47 の男女社会参画課は、関係機関との連携協力を着実に進めています。 自ら課題として掲げているNPO団体との連携は、平成 25 年度に期待します。DV 関連のNPOを通じて、被害者及び子どものメンタル面、生活面及び発達面などで相 互支援が可能となるし、配偶者暴力相談支援センターにとっても、取組内容を改善す る良い機会となるでしょう。

福祉事務所は、母子緊急一時保護の中心です。子ども政策課が母子生活支援施設の 弥生荘の運営について社会福祉法人と協定を締結しているとしても、両課で指定管理 業務の一層の改善に向けて努力していただきたいものです。

子ども政策課は、多面的な活動を精力的に展開していますが、子ども政策課として、 子どもの立場に立った配慮をしていただきたいものです。

子ども家庭支援センターは、要保護児童対策協議会の実務者会議を開催して、個別ケースに対応するきめ細かい支援を行っています。当事者が一堂に会して、各々が個別ケースに参画し、協力しているとの共通意識が生まれ、最善の方策です。

施策の方向(24) 関係機関等との連携推進

★取組47

関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進[男女社会参画課、福祉事務所、子ど も政策課、子ども家庭支援センター]【重点取組】

取組47の成果と今後の方向

評価評語

A

配偶者暴力相談支援センター開設2年目の昨年、関係部署との連携が着実に 育ちつつあります。被害者の立場に立てば、配偶者暴力相談支援センターは心 強い味方として見え、信頼も強まることでしょう。一人の被害者を中心に、支 援のネットワークが構築され、そのリーダー或いは調整役が配偶者暴力相談支 援センターであるとの確固たる自覚を持って、他機関及びNPOとの連携に積 極的に取り組んでいただきたいものです。

課題18

人材育成の推進

評価評語

А

課題18の成果と今後の方向

重点取組 48 は、専門研修への参加、相談員の精神的ケアへの配慮、被害者の二次 被害防止の研修実施など、必要な対策が着々と進められています。ただし、被害者を 支援する家族や友人などの被害の可能性については、その対応を早急に検討していた だきたいものです。加害者心理もより深く理解し、加害者更生プログラムも今後の取 組の視野に入れていただきたいと思います。

|施策の方向(25)|相談等に関わる人材の育成

★取組48 研修等の充実[男女社会参画課]【重点取組】

取組48の成果と今後の方向

評価評語

Α

加害者対応マニュアル作成と加害者心理に関する研修を行った点が非常に評 価できますが、加害者の更生プログラムの検討も必要と思われます。

なお、ストーカーの場合にも見られるように、被害者を支援する親族や友人 が逆恨みされて暴力を振るわれる危険もあります。この防止策についても講習 や研修が必要と考えます。

課題19の成果と今後の方向

重点取組 49 は、男女社会参画課と産業振興課によるセクハラ防止の啓発活動ですが、前者は庁内外に対し、情報誌やニュースを通じて分かりやすいイラストを交えた解説を行い、創意工夫が見られます。事業主の意識変革が最も重要で、その点、前者も後者もまだ努力の余地があると考えられます。

取組 50 は、男女社会参画課が関わり、センター情報誌で性犯罪被害の特集を組んだり、DV連絡会を開催して警察との連携を強めたりました。平成 25 年度以降の活動が大いに期待されます。

重点取組 51 は、性別役割に関するイラストを用いたパネルを作成しました。日常、無意識に行っている差別に気づかせる工夫をするなど、取組は着実に前進していると思われます。

施策の方向(26) 性別等に基づく人権侵害の防止

★取組49 セクシュアル・ハラスメントの防止[男女社会参画課、産業振興課、(公財)産業振興公社]【重点取組】

取組49の成果と今後の方向

評価評語

В

男女社会参画課に関しては、男女平等推進センター情報誌「あいしてい」のセクハラ特集号を、前年度と比較して、より分かりやすい言葉とイラストを活用して発行した点、また職員向けニュースで明確に取り上げた点は、庁内外に対するセクハラ防止啓発の効果に関して向上したと評価できます。しかし、前年度も指摘しましたが、事業主をターゲットにする働きかけが実は最も重要です。その点、どのような活動を行ったのかの報告が必要です。新しいハラスメント概念であるマタニティ・ハラスメントは、女性労働の専門家の間で認知度が上がっています。新たな取組として検討していただきたいと思います。

産業振興課に関しては、平成23年度、事業主への意識啓発の実績がなかったため、この取組に関しては低く評価しましたが、平成24年度は、産業情報誌「産連ニュース」にセクハラ防止の記事を掲載するなど、事業主に向けたメッセージの工夫を行っている点は評価できます。感想・意見或いは改善案でも良いですが、事業主からのフィードバックの記事があれば、他の事業主にも強く関心を持たれると思われます。更なる前進を期待します。

取組50

性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発[男女社会参画課]

施策の方向(27) メディアへの対応

★取組51 メディア・リテラシーの向上[男女社会参画課] 【重点取組】

取組51の成果と今後の方向

評価評語

B+

日常、何気なくなされている性別役割分担をイラストを用いて分かりやすく 気づかせてくれる啓発パネルの作成など、意欲的に取り組んでいます。ただし、 作成が年度末となり、活用機会が平成25年度に持ち越されたのが惜しまれます。 活用方法については、まだいろいろと工夫の余地はありそうなので、今後に期 待します。

参考資料

一次評価の結果やヒアリング等を踏まえ、「重点取組」「課題」「めざす姿」の評価を行いました。

■審議会による「重点取組」に対する評価評語及び定義

	O O DIMENTIAL VIII ON INDIVIDUAL MANAGEMENT		
評価評語	定義		
A 取組の推進に最適な内容(手段)で、優れた実績があった。			
B+	取組の推進に合致した内容(手段)で、効率的に実施されている。		
В	取組の推進にほぼ合致した内容(手段)であるが、工夫の余地がある。		
В-	取組の推進にほぼ合致した内容(手段)であるが、積極的な改善を求める。		
С	取組の推進につながっておらず、内容(手段)を見直す必要がある。		

■審議会による「課題」・「めざす姿」に対する評価評語及び定義

評価評語	定 義		
Α	課題解決(めざす姿の達成)に向けて良好である。		
в+	課題解決(めざす姿の達成)に向けて概ね良好であるが、さらなる拡充を求める。		
В	課題解決(めざす姿の達成)に向けてほぼ良好であるが、さらなる改善を求める。		
В-	課題解決(めざす姿の達成)に向けて、さらなる改善を求める。		
С	課題の解決(めざす姿の達成)につながっておらず、不十分である。		

(参考)

所管課が「男女平等参画の視点から寄与したか」、「事業の達成度」をそれぞれ検証したうえで総合評価を行いました。

※一次評価

評価評語	定義
Α	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決に著しく寄与し、かつ効果的に進捗している。
в+	事業等は、計画どおり(90%以上)進捗している取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決に寄与し、かつ順調に進捗している。
В	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決に著しく寄与し、概ね計画どおりに進捗しているが、やや工夫の余地がある。
В-	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決にさらなる改善を有し、 計画の変更・見直しや繰り延べも必要である。
С	取組の内容・事業を見直す必要がある。

第四次行動計画体系および評価評語一覧

資料 2

めざす姿 1:「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会

B+

課題1:行動に結びつく男女平等の意識づくり

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

網掛けは重点取組

施策(D方向:(1)男女平等意識	所管課による自己評価		外部	評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対 する評価	所管課	重点 取組	課題
1	板橋区男女平等参画条例の 理念の理解と定着	区民まつりや成人式等、多くの区民が集まる場における普及・啓発 活動の展開 年代や状況等に応じた効果的な普及・啓発方法の工夫		男女社会参画課	В	
2	実践につながる地域の課題 解決支援	DV講座等、地域で課題を共有し解決につなげる取組の実施	Α	男女社会参画課	_	
		メールマガジン、携帯サイト等多様な通信媒体の活用				
	より効果的な普及・啓発のた	ホームページや情報誌の見直し・充実	_			
3	めの手法の検討・活用	チラシ・パンフレット等の配布方法の見直し	B+	男女社会参画課	_	
		「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間等に 戦略的なPRを実施				
4	大学や町連、商連、産連等と	大学との協働推進	B+	男女社会参画課		
4	協働で進める意識づくり	商連、産連等との連携		力久性去罗巴森		
5策0	D方向:(2)男女平等推進	センター スクエアー・I(あい)の機能充実・活性化				
		センターのあり方を検討する体制づくり				B+
		講座等の企画内容・実施方法の見直し			B	
5	センター活性化へ向けた取 組	区民が交流・学習する場としての機能充実:	Α	男女社会参画課		
		センター及び事業の周知・情報発信の充実				
		女性健康支援センター等との連携推進				
		区民との協働による企画・事業等の実施				
6	区民との協働推進	いたばし男女平等フォーラムの実施	Α	男女社会参画課	_	
		「センターだより」の発行				
7	男女平等推進センター登録 団体への支援	男女平等推進センター登録団体への支援	B+	男女社会参画課	_	
		専門相談の実施				
8	相談体制の充実	相談方法・相談時間等の検討・見直し	Α	男女社会参画課	_	
		相談事業の周知				

課題2:学校等における男女平等教育・学習の充実

施策	施策の方向:(3)学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成 所管課による自己					
N	0. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対 する評価	所管課	重点 取組	課題
		教材・カリキュラムの充実				
		幼稚園教材・カリキュラムの充実	Α	指導室		
9	生徒、児童、園児等の男女 平等意識の向上	東京都教育委員会人権尊重教育推進校の申請			B+	B+
		小・中学校での男女混合名簿の推進				
		保育園教材・カリキュラムの充実	Α	保育サービス課		

施	策σ)方向:(4)教育に携わる	所管課による自己評価		外部評価		
	No.	取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対 する評価	所管課	重点 取組	課題
	10	教職員等へ向けた意識啓発 の促進	教員研修の充実	Α	指導室	-	
			教育課程・校内研修体制の充実				
			幼児教育に関わる教員研修の充実				B+
			保育士研修の充実	Α	保育サービス課	_	
			幼児教育等に関わる職員研修の充実	# B	子ども政策課	-	

課題3:政策・方針決定過程等における女性の参画促進

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施	策 <i>σ</i> .)方向: (5)政策•方針決定	E過程等への女性の参画拡大	所管課による自己評価		外部	評価
	No.	取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対 する評価	所管課	重点 取組	課題
	11	審議会委員等への女性の参 画促進	女性委員比率40%に向けた積極的な取組	m B	男女社会参画課[₿	
	12		いたばし・タウンモニター制度 区民と区長との懇談会	B+	広聴広報課	-	Б
			いたばしアイカレッジ等意識改革・動機づけにつながる取組	Α	男女社会参画課	_	В
	12	 女性リーダーの育成と活用	町会連合会における女性参画の推進	Α	地域振興課	-	
	13		産業連合会における女性参画の推進	В	产業振興 理		
		į	商店街連合会における女性参画の推進	ם	産業振興課		

めざす姿 2:生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会

B+

課題4:働く場における男女平等参画の推進

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

網掛けは重点取組

施	策σ)方向:(6)男女の均等な	機会と待遇の確保促進		所管課による自己評価		評価
	No.	取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対 する評価	所管課	重点 取組	課題
			女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する普及・啓発	ū	男女社会参画課		
	14	企業・事業所への普及・啓発	ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発	B+	· 男女位云参四林	В	
	14	^ . ^ . ^ . ^ . ^ . ^ . ^ . ^ . ^ . ^	女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する普及:啓発	В	※1:産業振興課 (公財)産業振興公	Ð	
			ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発	Δ	社		
施	策 <i>σ</i> .)方向:(7)多様な能力の	発揮を可能にするための支援				
	15	若者の自立に向けた支援	区内大学と協働で取り組むキャリア講座の検討	Α	男女社会参画課	-	В
			就労に向けたノウハウやビジネススキルを身につける講座等の実施	Α	男女社会参画課	_	
			ハローワーク等との連携		ガスは五夕日杯		
	16	女性の就職・再就職に向け た支援	就職支援セミナー		産業振興課		
			資格取得支援事業(能力開発支援)	B+	※1 産業振興課 (公財)産業振興公社	_	
			ハローワーク等との連携		産業振興課		

^{※1} 公益法人化(平成24年10月1日)等に伴い、「産業振興課」から「産業振興課」及び「(公財)産業振興公社」に変更

施	策 <i>σ</i> .)方向:(7)多様な能力の:	発揮を可能にするための支援	所管課による自己評価		外部	評価
	No.	取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対 する評価	所管課	重点 取組	課題
			起業に向けた支援				
			コミュニティビジネス支援	B+	※2 産業振興課	-	
	17	女性の起業に向けた支援	起業支援セミナーの実施				
			産業団体等との連携による情報提供		産業振興課		В
			起業支援セミナーの実施	Α	男女社会参画課	_	
	10		就労に関する相談やカウンセリングの充実	Α	男女社会参画課	_	
	18	就労に関する相談の充実	就労に関する相談の充実キャリア・カウンセリング	B+	産業振興課	_	

^{※2} 組織改正(平成24年4月1日)に伴い、「産業活性化推進室」から「産業振興課」に変更

課題5:さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

ŧ σ.)方向:(8)ひとり親家庭等	等が安心して生活できる環境づくり	所管課	による自己評価	外部	評価
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点 取組	課
		再就職支援セミナー(福祉枠)	B+	男女社会参画課	_	
10	事立に向けた就労支援	母子家庭自立支援訓練賽助成事業:	Д	福祉事務所	B+	
19	中华15 917 在视为文法	母子自立支援プログラム策定事業	Б	1100年13月	Ď	
		障がい者就労援助の充実	Α	障がい者福祉課	_	
		児童扶養手当の支給	Α	子ども政策課	_	
20	 経済の安定に向けた支援	児童育成手当の支給	Υ	丁とも以来 詠		
20	経済の女足に同じた文法	母子福祉資金	۸	福祉部管理課	_	
		女性福祉資金	Α	田正即日在欧		
		母子生活支援施設	Ď	フじょみ生調		
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス	B+	子ども政策課	_	B-
		母子生活支援施設		福祉事務所		
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス	B+		_	
		福祉総合相談				
		障がい者生活介護施設の整備				
21	 生活の安定に向けた支援	障がい者地域自立生活支援相談・セミナー	Α	障がい者福祉課	_	
		知的障がい者グループホームの整備促進				
		住宅情報ネットワーク	۸	住宅政策課		
		保証人等債務保証制度の紹介	Α	往 七 以束誄	_	
		総合相談	Α	男女社会参画課	_	
		国際交流員・語学ボランティアによる通訳・翻訳	B+	※3 文化·国際交流 課、(公財)板橋区文化· 国際交流財団	_	
		外国語版母子健康手帳の交付	Α	健康推進課	_	

^{※3} 公益法人化(平成24年4月1日)に伴い、「文化・国際交流課、<u>(財)</u>板橋区文化国際交流財団」から「文化・国際交流課、<u>(公財)</u>文化・国際交流財団)」に変更

課題6:高齢期に安心して生活できる環境づくり

施	施策の方向: (9)高齢者の安心した生活に向けた支援				所管課による自己評価		評価
	No.	取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対 する評価	所管課	重点 取組	課題
	22	2 高齢者の就労に向けた支援 -	シルバー人材センターの充実	B+	生きがい推進課		B+
	22		アクティブシニア就業支援センター	b			דם

施策	の方向: (9)高齢者の安心	した生活に向けた支援	所管課	による自己評価	外部	評価
No	. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点 取組	課題
		おとしより相談センター(地域包括支援センター)の拡充	B+	おとしより保健福祉センター	_	
		福祉総合相談(再掲21)	B+	福祉事務所	_	
23	 生活サポート体制の充実	住宅情報ネットワーク(再掲21)	Α	住宅政策課		
20	土冶り小一ド体制の元夫	保証人等債務保証制度の紹介(再掲21)	A	正七以 來誅	_	
		在宅高齢者食生活支援事業	B+	健康推進課		
		一般高齢者向け介護予防事業	_ב	(建)承征 (建)森		B+
		(仮称)シニア活動センターの開設				
		いこいの家活用促進				
2/	 地域社会への参画支援	ふれあい館活用促進	B+	生きがい推進課	_	
	地域性芸への多画文版	グリーンカレッジ				
		シニア世代の社会参加に関する総合的な支援等の推進				
		世代間交流促進	B ⁺	子ども政策課		

課題7: 生涯にわたる心とからだの健康支援

策σ)方向: (10)生涯を通じた	男女の健康づくり支援	所管課	による自己評価	外部	評価
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対 する評価	所管課	重点 取組	課題
		区民一般健康診査				
		国保特定健康診查•特定保健指導				
		後期高齢者医療健康診査				
25	 生涯を通じた健康づくり支援	健康づくり協力店の充実	Α	健康推進課	_	
23	土涯で通じに健康 ブマダ文版	がん検診		健康推進訊		
		成人歯科検診				
		在宅高齡者食生活支援(再揭23)				
		一般高齢者向け介護予防事業(再掲23)				
		女性健康支援センターの健康教育(女性健康セミナー)				
		女性の健康学習支援				
		プレママ栄養講座				١.
26	女性の健康づくり支援	女性健康支援センターの専門相談(女性のための健康何でも相談・ 専門相談)	B+	健康推進課	_	A
		女性健康支援センターの自助グループの育成・支援				
		女性のがんに関する情報提供				
		こんにちは赤ちゃん事業				
		新生児訪問指導(産後うつ対応の充実)				
		学校における性教育の推進	Α	指導室	_	
		HN抗体等検査:相談				
27	健康に関する正しい理解の	酒害(アルコール)ミーティングによる支援の推進	Α	予防:対策課	Α	
_,	促進::::::::::::::::::::::::::::::::::::	エイズ予防講演会		11 103.51	^	
		性感染症に関する啓発				
		薬物乱用防止に関する啓発	B+	生活衛生課	–	

めざす姿 3:男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会

B+

課題8:仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・推進

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

網掛けは重点取組

放	策の方向: (11)ワーク・ライン	所管課による自己評価		外部評価		
	No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対 する評価	所管課	重点 取組	課題
	28 ワーク・ライフ・バランスの実 現に向けた啓発・普及	男女共同参画週間等を活用した効果的な取組の実施 産業連合会等との連携による啓発の検討	Α	男女社会参画課	B+	B+

課題9:育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施	策0)方向:(12)ワーク・ライン	フ・バランス推進のための環境整備	所管課による自己評価		外部	評価
	No.	取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点 取組	課題
		9 職場の環境整備に向けた支援:	社会保険労務士による経営相談	J	※4(公財)産業振 興公社		
	29		ワーク・ライフ・バラシスを推進するために必要な情報提供	ß	※5 産業振興課、(公財)産業振興公社	В	
			ウーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供	B+	男女社会参画課		
施	策0)方向: (13)ワーク・ライン	バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する付	t組み構	築		В
			推進事業者表彰	Λ	男女社会参画課]
	30	推進企業・事業所に対する	推進事業者先進事例集作成	А	为女社云 参四床	_	
		顕彰	産業融資制度における利子補給優遇	B+	産業振興課	_	

^{※4} 公益法人化(平成24年10月1日)等に伴い、「産業振興課」から「(公財)産業振興公社」に変更

課題10:子育で・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実

策の方向:(14)多様なライ	フスタイルに対応した子育て支援	所管課	による自己評価	外部	評価
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点 取組	課題
	保育園の整備				
	認証保育所の整備				
	認定こども園の設置				
	延長保育の拡充				
	家庭福祉鼻	Α	保育サービス課	A	
	病後児保育				
	病児保育				٦.
31 保育サービスの整備					B+
	一時保育				
	ファミリー・サポート・センター事業				
	育児支援ヘルパー	D⊥	子ども家庭支援	_	
	ショートステイ	- B+ ^{ナとも家庭文援} センター	センター	_	
	トワイライトステイ				
	預かり保育	B+	学務課	_	

^{※5} 公益法人化(平成24年10月1日)等に伴い、「産業振興課」から「産業振興課」及び「(公財)産業振興公社」に変更

施	策 <i>σ</i> .)方向:(14)多様なライ	フスタイルに対応した子育て支援	所管課	による自己評価	外部	評価
	No.	取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対 する評価	所管課	重点 取組	課題
			児童館子育ちサポート				
			学童クラブでの児童受け入れ				
			乳幼児専用ルーム「すくすくサロン」	B+	子ども政策課	_	
			子育てグループ支援「幼児ふれあいひろば、のびのびひろば」				
			母親教室				
			ファミリー・サポート・センター事業(再掲31)				
	32	子どもの居場所整備・・・・・・	地域子育て支援拠点事業「O・1・2ひろば」	•			
			子育て支援者養成システム		子ども家庭支援		
			子育て通信「すくすく」	B+	センター	_	
			子育て支援者グループの交流	•			
			地域子育て支援拠点事業「森のサロン」				
					学校地域連携担		
			いきいき寺子屋ブラン	B+	当課	B+	
施	策σ)方向:(15)子育てに関		l· . · . · . · . ·	<u> </u>	1	
			育児相談の充実	Α	保育サービス課		
		3 子育てに関する相談の充実					
			すくすくサロン巡回相談		子ども家庭支援 センター		B+
			地域子育て支援拠点事業「O・1・2ひろば」(再掲32)	Α		_	[]
	33		地域子育て支援拠点事業「森のサロン」(再掲32)				
			すくすくサロン巡回相談	В	子ども政策課	_	
			こんにちは赤ちゃん事業(再掲26)			_	
			新生児訪問指導(産後うつ対応の充実)(再掲26)	B+	健康推進課		
			離乳食訪問お助け隊事業				
施	策 <i>σ</i> .)方向:(16)高齢者·障/	・ がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実			,	
			おとしより相談センター(地域包括支援センター)の拡充(再掲23)				
			認知症家族支援プログラム				
			認知症高齢者援護事業		おとしより保健福		
			地域ボランティア養成事業	Α	祉センター	_	
	3/1	高齢者・障がい者とその家 族を支援する福祉サービス	介護実習普及センター運営				
	34	の充実	高齢者虐待専門相談室運営				
			障がい者相談支援体制の拡充				
			障がい者緊急保護施設の運営	B+		-	
			障がい者自立生活支援事業介護セミナー				
			福祉総合相談(再掲21)	B+	福祉事務所	_	

課題11:男女がともに家庭生活を担うための支援

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施策の方向: (17)男女が協力し	て家事・育児・介護等を担うための支援	所管課	による自己評価	外部	評価
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対 する評価	所管課	重点 取組	課題
	男性の意識向上のための講座等の実施 ライフステージに応じた実践的な講座等の実施 ロールモデルの発掘・活用	Α	男女社会参画課	A	Α
	育児・介護休業制度の普及・啓発: 障がい者自立生活支援事業介護セミナー(再掲34)	Α	障がい者福祉課	- -	

課題12:男女がともに地域活動に参画するための支援

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

策の方向: (18)地域活動へ	の参画促進	所管課による自己評価		外部評価	
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対 する評価	所管課	重点 取組	課題
	町会連合会主催講演会及び各支部主催研修費補助		地域振興課	_	
	ボランティア情報の提供	A			
	NPOボランティア活動の活性化、協働推進				
36 地域活動への参画支援:	町会・自治会への参加促進				Α
	リサイクル推進員	۸	清掃リサイクル課	-	
	環境美化・リサイクル活動を行う組織への参加促進	A	消物リソイグル味		
	防災活動を行う組織への参加促進	Α	※6 住民防災支援課	Α	

^{※6} 組織改正(平成25年4月1日)に伴い、「防災対策担当課」から「住民防災支援課」に変更

めざす姿 4:男女の平等と人権が尊重される社会



課題13:女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育

■一次評価(取組⇒施策の方向)

網掛けは重点取組

施	施策の方向:(19)女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進		所管課による自己評価		外部	評価	
	No.	取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対 する評価	所管課	重点 取組	課題
		女性に対する暴力防止に関する普及・啓発	DV防止関係資料による情報提供				
	37		セミナー等の実施	Α	男女社会参画課	Α	
			いたばしパープルリボンブロジェクト等戦略的なPR実施				Α
	30	学校等と進める予防教育	区立小中学校における人権教育の充実	Α	指導室	_	
	36		高校・大学等と協働した予防教育の検討・実施	Α	男女社会参画課	_	

課題14:DV被害者の立場に立った相談体制の構築

施策の方向: (20)早期発見へ向けた仕組みづくり			所管課による自己評価	外部評価
	No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対	重点 課題 取組
	39 通報に関する情報の髙知	通報制度の周知 民生委員、医療関係者等関係機関との連携	人 男女社会参画課	AA

施	施策の方向:(21)DV相談体制の強化・充実			所管課	所管課による自己評価		評価
	No.	取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対 する評価	所管課	重点 取組	課題
	40	相談に関する情報の周知	多様な媒体を活用した相談窓口の周知	Α	男女社会参画課	_	
	41	配偶者暴力相談支援セシ ター機能を果たす施設の設 署	DVIC関する専門相談 福祉事務所等との連携強化	Α	男女社会参画課	Α	Α
		嗯 ::::::::::::::::::::::::::::::::::::	DVに関する専門相談	# B	福祉事務所	_	

課題15:緊急時における被害者の安全確保と適切な支援

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施策の方向: (22)DV被害者の	施策の方向: (22)DV被害者の一時保護		による自己評価	外部評価	
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対 する評価	所管課	重点 取組	課題
	都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携	B+	男女社会参画課	1	
	都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携				
42 緊急時の保護体制整備	母子緊急一時保護事業	B+ 福祉事			ВΤ
42 系志時の休護 本制登 ・・・・	DV被害者保護		16年37月	B+	B+
	警察との連携強化				
	母子緊急一時保護事業	B+	子ども政策課		

課題16:DV被害者が自立するための支援

策 <i>σ</i> .	方向: (23)自立生活再發	書のための支援体制	所管課	による自己評価	外部	評価
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対 する評価	所管課	重点 取組	課題
43	庁内各種手続きの円滑化	DV相談共通シートの作成に向けた検討	Α	男女社会参画課	_	
44	被害者等に関わる情報の保護	住民票の写しの交付制限等が適切に運用されるための取組	Α	男女社会参画課	_	
		生活の支援				
		就労に向けた支援	B+	福祉事務所	_	
		連携会議				
		就労に向けた支援	B+	産業振興課	-	
		就労に向けた支援				
45	生活再建に向けた支援	被害者支援マニュアル	Α	男女社会参画課	_	
		連携会議				A
		住宅確保に向けた支援	Α	住宅政策課	ı	
		国保・年金制度に関する適切な情報提供	Α	国保年金課	1	1
		就学の支援	B+	学務課	ı	
		保育の支援	Α	保育サービス課	1	
		要保護児童対策地域協議会				
16	子どもへの継続的な支援	児童虐待防止ケアシステム研修会	Α	子ども家庭支援 センター	Α	
40	. 1. こ. 0: 、	虐待防止支援訪問	^	センター	~	
		見守りザポート事業				

課題17:関係機関等との連携推進

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

策の方向: (24)関係機関等との連携推進		所管課による自己評価		外部評価		
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点 取組	課題
		DV担当者連絡会の充実				
		東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携	Б	电子协会会通知	A	B+
		警察、 医師会等関係機関との連携:	Вт	男女社会参画課		
	関係機関や地域ネットワーク どの連携協力推進	MPO等民間団体との連携				
		東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携	B+	福祉事務所		
47		警察、医師会等関係機関との連携				
		NPO等民間団体との連携				
		母子緊急一時保護事業(再掲42)				
		母子緊急一時保護事業(再掲42)	B+	子ども政策課		
		要保護児童対策地域協議会(再掲46)	Α	子ども家庭支援 センター	_	

課題18:人材育成の推進

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施策の方向]: (25)相談等に関	わる人材の育成	所管課	による自己評価	外部	評価
No. 取組		取組の内容、方策、事業など	取組に対 する評価	所管課	重点 取組	課題
		専門研修等				
48 研修	等の充実	二次被害防止のための対像 	Α	男女社会参画課	Α	Α
		研修等資料の提供				

課題19:性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応

施	施策の方向: (26)性別等に基づく人権侵害の防止		所管課による自己評価		外部	評価		
	No.	取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対 する評価	所管課	重点 取組	課題	
	49	セクシュアル・ハラスメントの	セタハラ研修等セタハラ防止に向けた啓発	Α	男女社会参画課	Б		
	43	防止::::::::::::::::::::::::::::::::::::	と2パン切りを持じンパン切上に何リル。古文	മ	※7 産業振興課 (公財)産業振興公社	Δ		
	50	性別等に基づくあらゆる人権 侵害・暴力を予防し根絶する	人権尊重に関する意識啓発の推進	A	男女社会参画課	_	B+	
		ための意識啓発性狐	性犯罪等の防止に向けた警察や区内交通機関等との連携	Ţ			Бт	
施策の方向: (27)メディアへの対応								
	51	メディア・リテラシーの向上	メディア・リテラシーに関する普及・啓発:	B+	男女社会参画課	B+		

^{※7} 公益法人化(平成24年10月1日)等に伴い、「産業振興課」から「産業振興課」及び「(公財)産業振興公社」に変更

資料 3

(写)

25板 政 参 第 28号 板橋区男女平等参画審議会

板橋区男女平等参画基本条例第23条第1項第2号に基づき、下記事項を 諮問します。

平成25年5月17日

東京都板橋区長 坂 本 健

記

1 諮問事項

「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブ プラン」の平成24年度実施結果に関する評価について

資料 4

年	月 日	経過
平成25年	5月17日	平成25年度第1回板橋区男女平等参画審議会開催
平成25年	6月21日	平成25年度第2回板橋区男女平等参画審議会開催
		所管課ヒアリング実施
平成25年	7月29日	平成25年度第3回板橋区男女平等参画審議会開催
平成25年	8月16日	平成25年度第4回板橋区男女平等参画審議会開催
平成25年	9月2日	平成25年度第5回板橋区男女平等参画審議会開催
		「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブプランの平成24年度実施結果に関 する評価について」答申

板橋区男女平等参画審議会委員名簿

任期: 平成23年11月14日~平成25年11月13日

氏	 名	団体等
◎ 関根	靖光	東京家政大学教授 (人間文化研究所所長)
〇 吉田	正幸	幼児教育・保育専門紙「遊育」代表取締役
片山	美由紀	東洋大学教授 (社会学部社会心理学科)
大木	美登里	社会保険労務士 (東京都社会保険労務士会板橋支部推薦)
安藤	建治	弁護士 (板橋法曹会推薦)
小林	英子	板橋区町会連合会女性部部長 (板橋区町会連合会推薦)
小原	道	板橋区民生・児童委員協議会蓮根舟渡地区会長 (板橋区民生・児童委員協議会推薦)
木田	孝雄	上板南口銀座商店街(振)理事長 ほか (板橋区商店街連合会推薦)
吉永	和恵	医師 (板橋区医師会推薦)
高田	由美	中根橋小学校PTA会長 (板橋区立小学校PTA連合会推薦)
今	正人	株式会社のタニタ総合研究所代表取締役
百武	政信	板橋区立向原中学校校長 (板橋区立中学校長会推薦)
宇田川	幸子	公募区民
鈴木	陽代	公募区民
茂木	資子	公募区民

◎:会長
○:副会長

3. 参考資料

委員会・審議会等における女性の参画状況

(平成25年4月1日現在)

資料 1

I 行政委員会(地方自治法第180条の5参照)

名称	委員数 女性	性委員	割合(%)	根拠法
教 育 委 員 会	5	1	20.0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
選挙管理委員会	4	0	0.0	地方自治法第181条
監 査 委 員	4	0	0.0	地方自治法第195条
農業委員会	12	0	0.0	農業委員会等に関する法律
I 合計	25	1	4. 0	委員会数 女性を含む委員会数 左の割合(%)
1 口百	25	1	4. 0	4 1 25.0

Ⅱ付属機関

法律・条例により設置されているもの(地方自治法202条の3)						
名称 委員		女性委員	割合(%)	根拠法		
板橋区情報公開及び個人情報保護審議会	15	5	33.3	情報公開及び個人情報保護審議会条例		
板橋区情報公開及び個人情報保護審査会	5	2	40.0	情報公開及び個人情報保護審査会条例		
板橋区男女平等参画苦情処理委員会	3	2	66.7	男女平等参画基本条例		
板橋区男女平等参画審議会	15	9	60.0	男女平等参画基本条例		
板橋区表彰審査会	13	1	7.7	区表彰条例		
板橋区財産評価委員会	16	1	6.3	財産評価委員会条例		
板橋区国民保護協議会	54	3	5.6	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関 する法律、国民保護協議会条例		
東京都板橋区防災会議	54	4	7.4	防災会議条例		
板橋区生活安全協議会	29	6	20.7	生活安全条例		
板橋区消防団運営委員会	17	2	11.8	特別区の消防団の設置に関する条例		
板橋区立美術館運営協議会	10	2	20.0	美術館条例		
板橋区健康づくり推進協議会	25	10	40.0	地域保健法、健康づくり推進協議会条例		
板橋区公害健康被害認定審査会	11	2	18.2	公害健康被害の補償等に関する法律、審査会条例		
板橋区公害診療報酬等審査会	7	1	14.3	公害健康被害の補償等に関する法律、審査会条例		
板橋区大気汚染障害者認定審査会	7	1	14.3	大気汚染障害者認定審査会条例		
板橋区感染症診査協議会	12	4	33.3	感染症診査協議会条例		
板橋区介護認定審査会	116	42	36.2	介護保険条例		
板橋区国民健康保険運営協議会	14	5	35.7	国民健康保険法、国民健康保険条例		
板橋区民生委員推薦会	14	4	28.6	民生委員法		
板橋区保健福祉オンブズマン	4	2	50.0	保健福祉オンブズマン条例		
板橋区バリアフリー推進協議会	15	2		3 バリアフリー推進条例		
板橋区障がい者介護給付費等審査会	24	13	54.2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		
板橋区資源環境審議会	22	4	18.2	資源環境審議会条例		
板橋区都市計画審議会	23	4	17.4	都市計画法、都市計画審議会条例		
板橋区景観審議会	15	4	26.7	景観条例		
板橋区住宅対策審議会	15	3	20.0	住宅基本条例		
自転車安全利用推進委員会	16	0	0.0	自転車安全利用条例		
板橋区文化財保護審議会	9	0	0.0	文化財保護条例		
板橋区青少年問題協議会	22	7	31.8	青少年問題協議会条例		
小計 (②)	602	145	24. 1	委員会数 女性を含む委員会数 左の割合 (%)		
(A) (A)				29 27 93. 1		

皿 設 直 安 綱 な こ に より、 技 の 私 的 鉛 向 機 関 こ し 名 称	委員数	女性委員	割合(%)	根拠法	
板橋区·UR連絡会議	12	0		板橋区·UR連絡会議設置要綱	
板橋区行政評価委員会	9	4		行政評価規程	
板橋区個人情報保護に関する外部評価委員会	3	0		個人情報保護に関する外部評価委員会設置要綱	
板橋区平和都市宣言記念事業実行委員会	12	0		平和都市宣言記念事業実行委員会設置要綱	
新年賀詞交歓会実行委員会	15	1		新年賀詞交歓会実行委員会設置規約	
板橋区入札監視委員会	5	1		入札監視委員会設置要綱	
板橋区住民防災組織育成連絡協議会	40	1		住民防災組織育成連絡協議会設置要綱	
		1		在	
板橋区国際交流連絡会	11	2		,	
板橋区立郷土資料館運営協議会	9	1		郷土資料館運営協議会要綱	
板橋区立郷土芸能伝承館企画・運営協議会	13	4		郷土芸能伝承館企画・運営協議会要綱	
板橋Cityマラソン実行委員会	7	0		板橋Cityマラソン実行委員会規約	
板橋農業まつり幹事会	35	4	11.4	-	
板橋区産業活性化推進会議	10	1		板橋区産業活性化推進会議設置要綱	
板橋区立企業活性化センターオフィス利用審査会	5	1	20.0	企業活性化センターオフィス利用審査会設置要綱	
第53回いたばし花火大会運営委員会	28	0	0.0	いたばし花火大会運営委員会及び運営幹事会設置要領	
第41回板橋区民まつり実行委員会	36	5	13.9	板橋区民まつり実行委員会及び検討委員会設置要領	
いたばし観光ボランティア	53	25	47.2	板橋区観光ボランティア事業運営要領	
くらしのサポート隊	41	30	73.2	くらしのサポート隊運営要領	
板橋区消費者団体連絡会	10	9	90.0	消費者団体連絡会実施要領	
板橋区消費生活展実行委員会	19	18	94.7	消費生活展実施要領	
板橋区在宅医療推進協議会	15	5	33.3	在宅医療推進協議会設置要綱	
板橋区女性健康支援センター運営協議会	12	9		女性健康支援センター運営協議会実施要綱	
板橋区立ふれあい館指定管理者選定委員会	6	0		ふれあい館指定管理者候補団体の選定に関する要綱	
志村ふれあい館及びシニア学習プラザ指定管理者	-		0.0	志村ふれあい館及びシニア学習プラザ指定管理者候補団	
選定委員会	7	0	0.0	本の選定に関する要綱	
板橋区グリーンカレッジ運営協議会	10	3	30.0	板橋グリーンカレッジ運営協議会運営要領	
板橋区健康危機管理対策連絡会議	17	2		健康危機管理対策連絡会議設置要綱	
板橋区食品衛生推進員設置会議	15	3		食品衛生推進員連絡会設置要領	
板橋区地域精神保健福祉連絡協議会	15	1		.7 地域精神保健福祉連絡協議会設置要綱	
板橋区地域密着サービス運営委員会	11	3		3 地域密着型サービス運営委員会設置運営要綱	
板橋区介護保険課事業計画委員会	14	4		.6 介護保険事業計画委員会設置要綱	
板橋区地域ケア運営協議会	15	5		地域ケア運営協議会設置要綱	
板橋区高齢者虐待防止連絡会議	18	6		高齢者虐待防止連絡会議設置要綱	
板橋区福祉資金貸付制度運営協議会	10	0		福祉資金貸付制度運営協議会要綱	
板橋区立福祉園医療的ケア協議会		6		国位員並員内向及連召励成云安神 区立福祉園における医療的ケアの実施に関する要綱	
12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	14	7			
板橋区次世代育成推進行動計画推進協議会	16	1		次世代育成推進行動計画推進協議会設置要綱	
板橋区環境教育推進協議会	21	6		環境教育推進協議会設置要綱	
エコポリス板橋環境行動会議	30	2		エコポリス板橋環境行動会議設置要綱	
板橋区農と住の調和した街づくり連絡協議会	17	1		農と住に調和した街づくり連絡協議会規約	
エイトライナー促進協議会	6	1		エイトライナー促進協議会設置要綱	
板橋区交通安全協議会	43	1	2.3	交通安全協議会設置要綱	
板橋区違法駐車防止等対策事業連絡会	12	0	0.0	板橋区違法駐車等の防止及び自動車等の適正利用に関 する条例施行規則	
	13	5	38.5	生涯学習懇談会設置要綱	
板橋区学校支援地域本部連絡会	19	3		学校支援地域本部事業実施要綱	
	10			いたばしボローニャ子ども絵本館企画運営委員会設置要	
いたばしボローニャ子ども絵本館企画運営委員会	8	5	62.5	網	
板橋区立図書館指定管理者選定委員会	9	3	33.3	板橋区立図書館の指定管理者候補団体選定に関する要 綱	
板橋区明るい選挙推進協議会	141	98	69.5	明るい選挙推進協議会規約	
				委員会数 女性を含む委員会数 左の割合(%)	
小計 (③)	887	286	32. 2	46 37 80.4	
				00.1	
TI III 合計 (のtの)	1/100	491	20 0	委員会数 女性を含む委員会数 左の割合 (%)	
Ⅲ合計 (②+③)	1489	431	28. 9	75 64 85.3	

東京都板橋区男女平等参画基本条例

平成15年3月6日 東京都板橋区条例第8号

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、 性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人と しての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男 女平等参画社会の実現は、私たちの願いです。

しかし、社会における制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担など、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が必要です。

板橋区では、人間性を尊重し、区民一人ひとりが地域の問題解決に自ら主体的に参加し、連帯していくことの中から生まれた地域からの発想を重視し、すべての人が互いに理解し支えあい、ともに生きるまちづくりに取り組んでいます。

そのためにも、男女が、個人としての自己の意思と 責任によって選択した多様な生き方が尊重され、子の 養育、家族の介護などの家庭生活と、職場や地域など における社会活動との両立ができ、様々な分野での政 策や方針の決定過程に参画できる板橋区をつくること が必要です。

ここに、男女があらゆる分野における活動にともに 参画し、利益を享受し、責任を担う男女平等参画社会 の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、 基本理念を定め、板橋区(以下「区」という。)、区 民及び事業者・民間団体の責務を明らかにするとと もに、協調と連携を図りながら男女平等参画社会の 形成に関する施策(以下「男女平等参画施策」とい う。)を総合的かつ計画的に推進することにより、 区民すべての人権が尊重され、性別による差別のな い社会を築き、もって豊かで活力ある地域社会を実 現することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女平等参画社会 男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、利益を享受し、責任を担う社会をいう。
 - (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
 - (3) 区民 区の区域内(以下「区内」という。)

に居住し、通勤し、通学し、又は区内で活動する すべての個人をいう。

- (4) 事業者・民間団体 営利、非営利等の別にか かわらず、区内において事業・社会活動を行うす べての個人、法人及び団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の心身に苦痛を与え、若しくは生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。
 - (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別に よる差別的な取扱いを受けない社会を実現するこ と。
 - (2) 男女平等参画社会の形成を阻害する社会制度 や慣行が是正され、男女が性別にかかわらず、そ の個性や能力を発揮する機会が確保されること。
 - (3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な 分野における活動の方針決定の過程に参画する機 会が確保されるとともに責任を担うこと。
 - (4) 男女一人ひとりが、自立した個人としてその 能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割分 担にとらわれることなく、自己の意思と責任によ る多様な生き方の選択が尊重されること。
 - (5) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場、地域等における社会活動を両立することができるように環境が整備されること。

(性別による権利侵害の禁止)

- **第4条** 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハ ラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者間等男女間のあらゆる暴力行為又 は精神的に著しく苦痛を与える行為を行ってはなら ない。

(区の責務)

- 第5条 区は、男女平等参画社会の形成を主要な政策 として位置付け、基本理念にのっとり、男女平等参 画施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するもの とする。
- 2 区は、男女平等参画社会の形成を推進するために、 必要な体制を整備し、及び財政上の措置を講じるも のとする。

(区民の責務)

- 第6条 区民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、 学校、地域その他社会の様々な活動の場において、 男女平等参画社会の形成に向けて取り組むよう努め るものとする。
- 2 区民は、区及び事業者・民間団体との連携を図り、 男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものと する。

(事業者・民間団体の責務)

第7条 事業者・民間団体は、基本理念にのっとり、 男女平等参画社会の形成についての理解と認識を深

- め、事業・社会活動を行うに当たり、男女平等参画 を促進するものとする。
- 2 事業者・民間団体は、区及び区民との連携を図り、 男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものと する。

第2章 基本的施策

(行動計画)

- 第8条 区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画 的に推進するため、男女平等参画社会実現のための 行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、 公表しなければならない。
- 2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ区民及び事業者・民間団体の意見、実態等を把握するために必要な措置を講じるとともに、第22条に規定する東京都板橋区男女平等参画審議会に諮問しなければならない。
- 3 区長は、行動計画の実施状況報告書を毎年1回作成し、公表しなければならない。

(男女平等参画の促進)

- 第9条 区長は、男女平等参画を促進するため、区の付属機関等の委員の男女構成について行動計画に数値目標を定め、積極的改善措置を講じ、男女間の均衡を図るものとする。
- 2 区長は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、 事業者・民間団体に対し、雇用の分野における男女 の参画状況等について助言を行うことができる。 (調査、研究等)
- 第10条 区は、男女平等参画社会の形成に関し、必要 な調査、研究並びに情報の収集及び分析を行うもの とする。

(教育及び啓発の推進)

第11条 区は、男女平等参画社会の形成に関し、学校 教育その他の教育及び啓発活動を通じて、区民及び 事業者・民間団体の理解を深めるよう適切な措置を 講じるものとする。

(普及広報)

第12条 区は、男女平等参画社会について、区民及び 事業者・民間団体の理解を促進するために必要な普 及広

報活動に努めるものとする。

(事業者・民間団体への支援)

第13条 区は、男女平等参画を推進する事業者・民間 団体への支援に努めるものとする。

第3章 推進体制

(男女平等参画推進本部の設置)

- 第14条 区は、区長を本部長とする男女平等参画推進 本部を設置する。
- 2 男女平等参画推進本部は、男女平等参画施策を総合的に企画し、進行を管理し、及び実施結果を評価し、並びに調整を行うものとする。

(男女平等推進センターの設置)

第15条 男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の

支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進 する拠点施設として、東京都板橋区立男女平等推進 センターを設置する。

第4章 苦情処理

(苦情の申立て)

- 第16条 区民又は事業者・民間団体は、次に掲げる事項について、次条に規定する東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会に苦情の申立てをすることができる。
 - (1) 区が実施する施策のうち、男女平等参画社会 の形成に影響を及ぼすと認められる事項
 - (2) 男女平等参画社会の形成を阻害すると認められる事項
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情の申立てをすることができない。
 - (1) 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
 - (2) 法令の規定により、不服申立てを行っている 事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定の あった事項
 - (3) 区議会で審議中又は審議が終了した事項
 - (4) この条例に基づく東京都板橋区男女平等参画 苦情処理委員会の判断に関する事項

(苦情処理委員会の設置)

- 第17条 前条第1項に規定する苦情の申立てを処理するために、東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を設置する。(苦情処理委員会の組織等)
- 第18条 苦情処理委員会は、男女平等参画社会の形成に深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員3人により組織する。
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (苦情処理委員会の職務等)
- **第 19 条** 苦情処理委員会は、次に掲げる職務を公正、 迅速かつ適切に行う。
 - (1) 第 16 条第1項第1号の規定に基づく苦情の 申立てに係る施策を実施する機関に対して、説明 を求め、関係書類等の閲覧又は写しの提出を求め、 必要があると認めるときは、区長に対して是正そ の他の措置を講じるよう勧告すること。
 - (2) 第 16 条第1項第2号の規定に基づく苦情の 申立てに係る関係者に対して、必要に応じて当該 関係者の同意を得た上で、資料の提出若しくは説 明を求め、又は当該関係者に助言若しくは是正の 要望をするよう区長に要請すること。
 - (3) 苦情の申立ての処理状況について、毎年度区長に報告すること。
- 2 区長は、前項第1号及び第2号の規定による苦情 処理委員会からの勧告又は要請を受けたときは、そ の趣旨を尊重し、適切な措置を講じるものとする。
- 3 苦情処理委員会は、必要に応じ専門的な知識等を 有する者から助言を受けることができる。

(委員の守秘義務)

第20条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の解嘱)

- 第21条 区長は、委員が心身の故障で職務の遂行に耐 え得ないと認めるとき又は職務上の義務違反その 他委員としてふさわしくない行為があると認める ときは、これを解嘱することができる。
- 2 委員は、前項の規定による場合のほか、その意に 反して解嘱されることはない。

第5章 東京都板橋区男女平等参画審議会

(設置)

第22条 男女平等参画社会の形成を推進するために、 東京都板橋区男女平等参画審議会(以下「審議会」 という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第23条 審議会は、次に掲げる事項について、区長の 諮問に応じ審議し、答申する。
 - (1) 行動計画の策定に関する基本的な考え方
 - (2) 行動計画の実施結果に関する評価
 - (3) その他男女平等参画社会の形成に関する重要事項

(審議会の組織等)

第24条 審議会は、区長が委嘱する委員15人以内を もって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委 員総数の10分の6を超えないものとする。

(委員の任期)

第25条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区 規則で定める。

付 則

この条例は、平成 15 年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

東京都板橋区男女平等参画

基本条例施行規則

平成15年4月1日 東京都板橋区規則第41号

改正 平成16年3月26日規則第17号 平成17年3月30日規則第13号 平成18年3月31日規則第21号 平成19年3月30日規則第24号 平成20年3月21日規則第16号 平成22年3月31日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都板橋区男女平等参画基本 条例(平成15年板橋区条例第8号。以下「条例」と いう。)の施行に関し、必要な事項を定めるものと する。

(推進本部の構成)

- 第2条 条例第14条に規定する男女平等参画推進本部 (以下「推進本部」という。)は、本部長、副本部 長及び本部員をもって構成する。
- 2 副本部長は、政策経営部を担当する副区長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長、東京都板橋区組織規則(昭和 46年板橋区規則第5号)第8条第1項に規定する部 長、保健所長及び教育委員会事務局次長の職にある 者をもって充てる。

一部改正〔平成18年規則21号・19年24号・ 19年24号・20年16号〕

(所掌事務)

- 第3条 推進本部は、条例第14条第2項に定めるもののほか、本部長が必要と認める事務を所掌する。 (会議)
- 第4条 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。
- 2 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を 代理する。
- 3 本部長は、特に必要があると認めるときは、前条 に定める所掌事務に関係する職員に推進本部への出 席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

- **第5条** 推進本部で決定した施策等を実施するために 必要な事項を協議し、調整等を行うため、推進本部 に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、政策経営部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。
- 6 幹事長に事故あるときは、幹事長があらかじめ指

名する幹事がその職務を代理する。 一部改正 [平成20年16号]

(苦情処理委員会の構成)

第6条 条例第17条に規定する東京都板橋区男女平等 参

画苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。) の構成員のうち1人以上は、法律に関する専門知識 を有する者から委嘱するものとする。

- 2 委員は、男性及び女性それぞれ1人以上とする。 (会議の運営等)
- 第7条 苦情処理委員会に、代表委員を置く。
- 2 代表委員は、委員の互選により定める。
- 3 苦情処理委員会は、代表委員が招集する。
- 4 代表委員に事故あるときは、代表委員があらかじ め指名する委員がその職務を代理する。
- 5 苦情処理委員会は、委員2人以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 苦情処理委員会の職務は、委員の合議により行う。 (苦情の申立て)
- 第8条 条例第16条第1項に規定する苦情の申立て (以下「申立て」という。)をしようとする者は、 苦情処理申立書(別記第1号様式)を苦情処理委員 会に提出しなければならない。
- 2 苦情処理委員会は、申立てがあった場合には、申 立受付処理台帳(別記第2号様式)により申立ての 受付処理状況を記録する。

(苦情申立事項の調査)

- 第9条 苦情処理委員会は、申立てが条例第16条第1 項第1号に掲げる事項に該当すると認めるときは、 当該申立てに係る区の機関に対して調査実施通知書 (別記第3号様式)により通知し、調査を行うもの とする。
- 2 苦情処理委員会は、申立てが条例第16条第1項第 2号に掲げる事項に該当すると認めるときは、当該 申立てに係る関係者に対して調査実施依頼書(別記 第4号様式)により同意を得た上で、調査を行うも のとする。
- 3 苦情処理委員会は、申立て内容のうち、社会制度 又は慣行に関する事項について、広く意見を求め判 断に資することが適当と認めるときは、申立ての概 要及び調査方法等を公表し、区民から意見を求める ものとする。
- 4 苦情処理委員会は、申立てが条例第16条第1項各 号のいずれにも該当しないと認めるとき又は同条第 2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、調 査を行わないものとし、速やかに当該申立人に対し、 苦情処理結果通知書(別記第5号様式)により通知 しなければならない。
- 5 苦情処理委員会は、申立ての処理経過を処理経過 記録票(別記第6号様式)に記録し、申立受付処理

台帳に添付して保管する。

(区長への勧告又は要請)

第10条 苦情処理委員会は、前条第1項及び第2項の 調査に基づき、条例第19条第1項第1号の規定によ る区

長への勧告又は同項第2号の規定による区長への要

が必要であると認めるときは、速やかに勧告・要請 書(別記第7号様式)により勧告又は要請を行うも のとする。

(苦情処理結果通知)

- 第11条 苦情処理委員会は、申立てを受けた日の翌日 から起算して3月以内に、苦情処理結果通知書によ り、調査の結果及び区長に対する勧告又は要請の有 無を当該申立人に通知しなければならない。
- 2 苦情処理委員会は、前項に規定する期間内に通知 ができない場合は、理由を付して当該申立人に処理 経過を報告しなければならない。

(措置結果の通知)

- 第12条 区長は、勧告・要請書の送付を受けた日の翌 日から起算して1月以内に、当該勧告又は要請に係 る措置結果を苦情処理委員会及び当該申立人に通知 しなければならない。
- 2 区長は、前項に規定する期間内に通知ができない 場合は、理由を付して苦情処理委員会及び当該申立 人に措置経過を報告しなければならない。

(苦情処理の年次報告)

- 第13条 条例第19条第1項第3号に規定する苦情の申 立ての処理状況の報告は、次に掲げる事項を記載し た文書により、会計年度終了後速やかに行わなけれ ばならない。
 - (1) 苦情の申立ての件数
 - (2) 苦情の申立て処理件数
 - (3) 処理結果の要旨

(男女平等参画審議会の構成)

- 第14条 条例第22条に規定する東京都板橋区男女平等 げる者のうちから区長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の構成員
 - (3) 関係機関の職員
 - (4) 公募に応じた区民

(委員の再任)

- 第15条 前条第1号に掲げる者のうちから委嘱した委 員の再任は、2回を超えることはできない。
- 2 前条第2号から第4号までに掲げる者のうちから 委嘱した委員は、再任することができない。
- かかわらず、再任することができる。

(会長及び副会長)

第16条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞ れ委員の互選によりこれを定める。

(会長及び副会長の職務)

第17条 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、 その職務を代理する。

(招集)

第18条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

- 第19条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、 会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって 決し、可否同数のときは、会長の決するところによ る。

(意見の聴取)

第20条 会長は、審議に際し、必要と認めるときは、 関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (幹事)

第21条 審議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、政策経営部長の職にある者をもって充て る。
- 3 幹事は、会議に出席して意見を述べることができ

一部改正〔平成20年16号〕

(会議の公開)

第22条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会 の決定により非公開とすることができる。

(事務局)

- 第23条 推進本部、苦情処理委員会及び審議会の事務 局を政策経営部男女社会参画課に置く。
 - 一部改正〔平成16年規則17号・22年20号〕

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、 区長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6 参画審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲 条から第13条までの規定は、平成15年10月1日から施 行する。

> 付 則(平成16年3月26日規則第17号抄) (施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。 付 則(平成17年3月30日規則第13号抄) (施行期日)
- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。(後 略)

付 則(平成18年3月31日規則第21号抄) (施行期日)

3 区長が特に必要と認めるときは、前2項の規定に 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。 付 則(平成19年3月30日規則第24号抄)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。付 則 (平成20年3月21日規則第16号抄)(施行期日)
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。(後略)
 - 付 則(平成22年3月31日規則第20号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成23年2月23日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年5月31日東京都板橋区規則第46号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。 付 則 (平成24年3月30日東京都板橋区規則第24号 抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。(後略)

付 則(平成25年3月29日東京都板橋区規則第36号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(別表略)

(様式略)

東京都板橋区男女平等参画推進本部名簿

東京都板橋区男女平等参画推進本部幹事会名簿

幹事長 政策経営部長

役 職	構成員	
本 部 長		長
副本部長	副区	長
本 部 員	教育	長
	常勤監査委	員
	政 策 経 営 部	長
	施設管理担当部	長
	総 務 部	長
	危機管理室	長
	区民文化部	長
	産業経済部	長
	健康生きがい部	長
	保 健 所	長
	福 祉 部	長
	子ども家庭部	長
	資源環境部	長
	都市整備部	長
	土 木 部	長
	会 計 管 理 室	長
	教育委員会事務局次	長
	選挙管理委員会事務局	長
	監查委員事務局	長
	区議会事務局	 長

所 属	構成員
	政策企画課長
政策経営部	広 聴 広 報 課 長
	男女社会参画課長
施設管理担当部	庁舎管理・建設課長
総務部	総 務 課 長
心 伤 司	人 事 課 長
危機管理室	防災危機管理課長
危機官连至	住民防災支援課長
区民文化部	地域振興課長
区以文化即	戸籍住民課長
産業経済部	産業振興課長
	健 康 推 進 課 長
	生きがい推進課長
健康生きがい部	予 防 対 策 課 長
健康生さかい記	国保年金課長
	おとしより保健福祉センター所長
	板橋健康福祉センター所長
	管 理 課 長
福 祉 部	障がい者福祉課長
	赤塚福祉事務所長
	子ども政策課長
子ども家庭部	保育サービス課長
	子ども家庭支援センター所長
資源環境部	環境課長
都市整備部	都市計画課長
和川走岬印	住宅政策課長
土木部	管 理 課 長
	庶 務 課 長
教育委員会事務局	学 務 課 長
拟日女只云芋伤凡	生涯学習課長
	指 導 室 長

男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン 平成24年度実施状況報告書

板橋区政策経営部男女社会参画課

平成25年(2013年)9月

〒173-0015 東京都板橋区栄町 36-1

TEL 03-3579-2486 FAX 03-3579-2787 刊行物番号

25 - 83